

人権施策推進計画 R4年度事業実施状況及びR5年度事業実施計画報告書

資料 2

I 人権教育・啓発の推進

1. 人権教育

(1) 学校における人権教育の推進

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
1	①幼児教育	保育所等指導事業 (子ども・子育て支援課)	保育所等における乳幼児の保育内容の充実と保育所等職員の資質の向上を図るため、中堅・新任保育士を対象とした職員の研修の実施	児童福祉の専門職としての自覚を深め、他の保育士や保護者に対し、適切な助言や指導ができるような研修内容として実施する。 ○保育士等キャリアアップ研修(保護者支援・子育て支援) 島根県福祉人材センター主催 eラーニングにより実施、236名参加 ○新任保育士・保育教諭研修 島根県福祉人材センター主催 ＜東部地区＞ 開催:令和4年11月15～17日 くにびきメッセ 43名参加 ＜西部地区＞ 開催:令和4年10月31日～11月2日 いわみーる 7名参加	新任や中堅の保育士がそれぞれの役割を理解し、児童福祉の専門職としての自覚を深めることに寄与した。 国の進める保育士研修の体系化の方向性に留意しつつ、適切な研修体系を構築していく必要がある。 保育士等キャリアアップ研修については、離島・中山間地域からの参加を促すため、令和3年度よりeラーニングにより実施。 新規採用保育教諭・保育士研修については、県社協にて同様の研修があることから、令和2年度より県社協に委託	児童福祉の専門職としての自覚を深め、他の保育士や保護者に対し、適切な助言や指導ができるような研修内容として実施する。 ○保育士等キャリアアップ研修(保護者支援・子育て支援) 島根県福祉人材センター主催 eラーニングにより実施、定員200名 ○新任保育士・保育教諭研修 島根県福祉人材センター主催 ＜東部地区＞ 定員:80名 ＜西部地区＞ 定員:80名
		幼児教育の理解・発展推進事業(教育指導課)	教職員の人権感覚を磨くとともに、幼児期における道徳性の芽生えを培うための実践的指導力を向上	キャリアに応じた研修 ○管理職研修(幼児教育施設) 目的「管理職として、幼児教育施設の特質を踏まえた教育、保育課程の編成や改善を行い、特別支援教育を推進していく力を高める」 第1回 令和4年6月14日(火) 第2回 令和4年9月2日(金) 第3回 令和4年2月10日(金) ○中堅研修(幼児教育施設) 目的「ミドルリーダーとして、特別な配慮を必要とする子どもや、それに関わる保育者等に適切に支援、指導するための資質能力の育成を図る」 第1回 令和4年6月1日(水) 第2回 令和4年9月22日(木) 第3回 令和4年2月22日(水)	キャリアに応じた研修をR4から新設し、各研修3回実施した。 特別な配慮を必要とする子どもへの理解を深め、管理職とミドルリーダーにおける特別支援教育を推進する力の育成を目指した。 本研修を通して、保育者の人権感覚を磨くとともに、幼児期における道徳性の芽生えを培うための実践的指導力の向上につなげることができた。 R5年度には、安全管理をテーマに、児童虐待等も扱い、こどもの人権について、保育者の人権感覚の向上に資する研修を計画する。	キャリアに応じた研修 ○管理職研修(幼児教育施設) 開催期日:令和5年5月31日(水) ○中堅研修(幼児教育施設) 開催期日:令和5年6月14日(水)
		就学前人権教育講座(人権同和教育課)	幼児期における人権教育についての理解を深めることで、子ども一人一人を大切にしたい幼児教育・保育の実践力向上につなげる。	○就学前人権教育講座 ・会場・期日 松江合庁 8月25日(木) ・内容 1 説明 「しまねの人権教育について」 2 講演 児童文学作家 くすのき しげのり 3 情報交換 「子ども一人一人を大切にしたい園・所の取組について」	・絵本作家くすのきしげのりさん自身による読み聞かせは、受講者の心を揺さぶるものであり、自園・所の実践に向けて元気づけられるものであった。 ・受講者同士の情報交換では、地域の異なる様々な園・所の受講者と思いを共有することができ、有意義な機会となった。 ・幼稚園・保育所を対象とした研修講座について、教育指導課幼児教育スタッフ及び子ども・子育て支援課等とのさらなる連携が必要である。 ・幼児教育研修の必要性が叫ばれる中、より多くの参加となるよう内容の精選を行っていききたい。外部講師の招聘については隔年で実施する予定である。	○就学前人権教育講座 ・会場・期日 出雲合庁 8月24日(木) ・内容 1 説明 「しまねの人権教育について」 2 実践発表 松江市立たまゆ幼稚園 3 情報交換 「子ども一人一人を大切にしたい園・所の取組について」

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
1		人権・同和教育研究指定園事業 (人権同和教育課)	人権・同和教育の推進と充実を図るため、県内幼稚園または認定こども園の1園を指定し、人権・同和教育実践上の諸問題について研究し、その成果を公表	◎実践モデル園 ○松江市立たまゆ幼稚園(令和4年度) ・訪問指導:6月9日(木)、10月18日(火) 事例研等:8月23日(火) ・実践発表会 11月8日(火) ・PTA親子活動 8月21日(日)「みんなのおうちを作ろう」プロジェクト 夏休み・9月5日(月)「シトラスリボンを作って届けよう」 ・9月16日(金)「ミニエコ講座」&「PTAバザー」 ・11月8日(火)講話会 ◎「PTA活動」育成事業 ・5月9日(月)指定PTA連絡会及び人権教育研修会	・実践モデル園は「自分も大事、みんなも大事なばかばかたまゆっ子の育成～人とのあたたかい関わりを通して～」をテーマに、園児一人一人を大切に保育実践を行い、意欲的に研究に取り組んだ。 ・2回の園内研修と事例研修を行った。実践発表大会は全県職員を対象として開催した。 ・研究の成果を普及、周知するため令和5年度の就学前人権教育講座等で取組を報告する機会を設ける。 ・日頃のPTA活動を人権の視点で見直したことにより、園児一人一人の思いを大切に保育実践を、保護者・地域・教員が連携・協力して行うことができた。 ・「実践記録集」を県内の幼稚園・関係機関に送付し、各保育現場等での活用について働きかけをおこなった。	◎実践モデル園 ○出雲市立四絡幼稚園(令和5年度) ・訪問指導 研究推進に係る協議:6月8日(木) 公開保育:6月29日(木)、10月31日(火) 事例研等 ・実践発表会 11月8日(木)
2	②初等中等教育	人権教育に係る学校訪問 (人権同和教育課)	県立高等学校及び特別支援学校、市立高等学校、私立中・高等学校のすべてを訪問し、意見交換及び指導・助言を行い、各学校における人権教育の一層の推進を図る	○訪問時期:7月～2月 ○訪問先:県立学校、市立高等学校、私立中・高等学校のすべて ○内容 ・子ども支援の取組に係る協議:すべての訪問先で実施 ・研究授業及び教職員研修:12校(分校1を含める)	・訪問を通じて本県の目指す人権教育を普及するとともに、各学校において支援を必要とする子どもの有無、それに対する支援の方法や支援の状況について協議を行った。支援のあり方や研修の進め方について助言等を行った。 ・教職員研修を実施する学校においては、各学校の実態やニーズに即した研修を計画し、進路保障の理念に基づいた取組につながる研修を行うことができた。研修については、今後も継続して取組を進めていく必要がある。	・7月～2月に実施する。 ・県立学校、市立高等学校、私立中・高等学校のすべてに訪問する。 ・すべての学校において、支援を必要としている子どもについて、どのような支援が必要なのか、効果的な支援は何かなど、支援の方法について協議する。 ・指定する15校(分校2を含める)については、各学校の実態に応じて必要となる内容を取り上げて研修を実施するとともに、研究事業を参観して各学校で取り組んでいる人権教育について協議する。
		人権同和教育推進体制支援事業 (総務部総務課)	人権同和教育推進教員の人件費助成、校内研修等の実施経費及び校外研修等への参加経費の助成	県立教育センター・私学団体等が実施する研修の周知・参加呼びかけ及び経費の助成	人権教育推進教員の人件費助成、校内研修等の実施経費及び校外研修等への参加経費の助成	県立教育センター・私学団体等が実施する研修の周知・参加呼びかけ及び経費の助成
		人権・同和教育研究指定校事業 (人権同和教育課)	学校教育における人権・同和教育の推進と充実のため、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の中から学校を指定し、人権・同和教育の実践上の諸問題について研究し、その成果を公表	◎研究指定校 ○雲南市立加茂中学校(令和4・5年度) ・研究指定に係る学校訪問 6月14日(火) ・訪問指導 11月16日(水)	・加茂中学校は指定1年次として「つながりあい、ともに成長しようとする生徒の育成～人間関係づくり、集団づくりをととして～」を研究主題とし、人間関係づくりを中心とした研究を進め、生徒一人一人を大切に教育実践が行った。 ・令和5年度は加茂中学校、柿木小学校が研究指定校となる。	◎研究指定校 ○雲南市立加茂中学校(令和4・5年度) ・学校訪問:5月25日(木)、6月13日(火)、6月22日(木)、10月 ・研究発表会:11月17日(金)
		人権教育実践モデル校事業 (人権同和教育課)	人権教育実践モデル校を指定し、人権教育推進と教職員集団の人権感覚を涵養するための具体的な実践を行い、その成果を公表	◎実践モデル校 ○隠岐島前高校(令和3・4年度) ・訪問指導 7月11日(月) ○出雲養護学校(令和3・4年度) ・訪問指導 7月14日(木) ○内容 ・実践に係る協議 ・教職員研修 ・授業研究 等	・県が県立学校の中からモデル校を指定し、具体的な実践とその成果を公表することで、「進路保障」を柱とした人権教育の推進と、教職員集団の人権感覚涵養のための新たな手法を開拓し広めることができた。 ・モデル校が積極的に研究に取り組むことができるよう、県が積極的に関わり、支援を行う必要がある。	・令和5・6年度モデル校は宍道高等学校、浜田商業高等学校。 ・訪問指導は1学期に2回(4月と7月)実施し、2年間の研究について実践に係る協議、教職員研修、研究授業を行う。

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
2		高等学校等地域別人権教育研究事業 (人権同和教育課)	高等学校等が地域の実情に即した人権教育の推進・充実を図るために、島根県高等学校等 person 同和教育研究協議会に人権教育実践上の諸問題についての研究を委託	○常任理事会 ・第1回常任理事会(5月19日) ・第2回常任理事会(7月8日) ・第3回常任理事会(1月27日) ※上記のほか、7ブロックそれぞれでの地区理事会を年3回実施。 ・地区理事会に合わせて地区ごとの研修会を実施。 ○総会及び研究大会 ・総会及び研究大会(11月2日)	・各学校がそれぞれの地域で連携協力しながら、人権教育の諸問題の改善向上を図るために、定例の常任理事会や地域ごとの研修会が実施され、積極的な情報・意見交換を行うことができた。 ・島根県高等学校・特別支援学校地域別人権教育研究協議会主催の研究大会は、新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため紙面開催となった。 ・事務局の学校が中心となり、今後も事業を継続し、各地域での取組を進めていく。	○常任理事会 ・第1回常任理事会(5月23日) ・第2回常任理事会(7月11日) ・第3回常任理事会(1月26日) ○地区ブロック(7ブロック) ・地区理事会及び研修会を3回実施予定。 ・研修内容は講演会、情報交換会、公開授業、特定の問題についての研究協議を予定。 ○総会及び研究大会 ・総会及び研究大会(11月2日)
		人権・同和教育「PTA活動」育成事業 (人権同和教育課) 【再掲】	学社連携のもとで人権・同和教育の推進と充実を図るため、島根県PTA連合会、島根県幼稚園・子ども園PTA連合会に研究実践を委託	◎実践モデル園 ○松江市立たまゆ幼稚園(令和4年度) ・PTA親子活動 8月21日(日)「みんなのおうちを作ろう」プロジェクト 夏休み・9月5日(月)「シトラスリボンを作って届けよう」 ・9月16日(金)「ミニエコ講座」&「PTAバザー」 ・11月8日(火)講話会 ◎「PTA活動」育成事業 ・5月9日(月)指定PTA連絡会及び人権教育研修会	・日頃のPTA活動を人権の視点で見直したことにより、園児一人一人の思いを大切にした保育実践を、保護者・地域・教員が連携・協力して行うことができた。 ・「実践記録集」を県内の幼稚園・関係機関に送付し、各保育現場等での活用について働きかけをおこなった。	◎実践モデル園 ○出雲市立四絡幼稚園(令和5年度) ・PTA親子活動「大好き♡よつがねウォークラリー」 5月31日(水)、6月1日(木)、6月2日(金) ・6月21日(水)講演会・保育公開 ・8月27日(日)四絡地区青少年部会開催事業「四絡多文化ひろば」への参加 ・11月16日(木)、1月25日(木)「世界に一冊のMY絵本づくり」 ・11月30日(木)「わくわく研修会」 ・毎月1回「ほっこりルーム」 ◎「PTA活動」育成事業 ・5月9日(火)指定PTA連絡会及び人権教育研修会 ○出雲市立四絡幼稚園(令和5年度) ・PTA親子活動「大好き♡よつがねウォークラリー」 5月31日(水)、6月1日(木)、6月2日(金) ・6月21日(水)講演会・保育公開 ・8月27日(日)四絡地区青少年部会開催事業「四絡多文化ひろば」への参加 ・11月16日(木)、1月25日(木)「世界に一冊のMY絵本づくり」 ・11月30日(木)「わくわく研修会」 ・毎月1回「ほっこりルーム」 ◎「PTA活動」育成事業 ・5月9日(火)指定PTA連絡会及び人権教育研修会
3	③高等教育機関等	県立大学・短期大学における人権教育の推進 (総務部総務課)	県立の大学及び短期大学において、人権教育の実施	島根県立大学浜田キャンパス 新入生を対象に人権に関する研修を実施(テーマ:一人ひとりが大切にされる学園生活に向けて～キャンパスハラスメントの防止～) (実施日:令和4年4月1日、参加人数:257人、対面で実施) 島根県立大学出雲キャンパス 1年次・2年次生を対象に人権に関する研修を実施(テーマ:家族のために食事を作るのは母親が当たり前?～身近に潜むジェンダーバイアスに気付こう) (実施日:令和4年6月29日～7月13日、参加人数:123名、オンデマンド配信) 島根県立大学短期大学部・島根県立大学松江キャンパス 全学生を対象に人権に関する研修を実施(テーマ:インターネット上の人権侵害について(不適切な発言等への対処法)) (実施日:令和4年6月29日～7月13日、参加者数225人、オンデマンド配信)	各キャンパスごとに新型コロナウイルス感染症の感染状況等を見ながら対面だけではなく、オンデマンド配信も活用するなどして、全てのキャンパスで研修を実施することができた。最近の課題となっている事柄について研修を受けることにより、人権問題への理解を深め、人権尊重の意識向上と啓発を図ることができた。新型コロナウイルス感染症の5類移行後の状況を踏まえつつ、引き続き開催方法を工夫しながら人権教育・啓発に関する研修会等を実施していく。	島根県立大学浜田キャンパス 新入生を対象に人権に関する研修を実施(テーマ:一人ひとりが大切にされる学園生活に向けて～キャンパスハラスメントの防止～) (実施日:令和5年3月31日、参加人数:227人、対面で実施) 島根県立大学出雲キャンパス 全学生を対象に人権に関する研修を実施予定(テーマ:#ジェンダー平等ってなんですか?(仮題)) (令和5年7月に2週間程度のオンデマンド配信) 島根県立大学短期大学部・島根県立大学松江キャンパス 全学生を対象に人権に関する研修を実施予定(テーマ:インターネット上の人権侵害について(不適切な発言等への対処法)) (実施予定日:令和5年6月28日～7月11日の間オンデマンド配信予定)

人権施策推進計画 R4年度事業実施状況及びR5年度事業実施計画報告書

I 人権教育・啓発の推進

1. 人権教育

(2) 社会教育における人権教育の推進

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
4	①公民館等での学習機会の提供	学習相談、学習情報の提供事業 (社会教育課) (社会教育研修センター)	社会教育に関する情報を提供するとともに、学習相談の対応	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き情報紙「しまねの社会教育だより」(年2回、9月・2月発行)において、市町村のニーズに応じた情報を提供するとともに、紙面の一部をリニューアルし、社会教育が多方面との連携の中で果たしている役割が伝わるようにした。 ホームページ等を活用し、研修の様子や学習コンテンツを積極的に発信した。 	<ul style="list-style-type: none"> 「しまねの社会教育だより」では、主催研修や市町村訪問を通して、ニーズや市町村の取組の様子を発信できた。 研修に参加できなかった方へも研修の様子を動画等で発信することができた。 今後も関係者のニーズの把握に努め、よりたくさんの方への発信に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、情報紙「しまねの社会教育だより」(年2回、9月・2月発行)において、市町村のニーズに応じた情報や当センターから発信したい情報を提供するとともに、社会教育が多方面との連携の中で果たしている役割が伝わるようにしていく。 ホームページ等を活用し、研修の様子や学習コンテンツを積極的に発信する。
		社会教育にかかわる人材養成研修と「しまね学習支援プログラム」の開発 (社会教育課) (社会教育研修センター)	「地域力」の醸成に資する「地域リーダー」を養成するため、対象者別研修を柱とする主催研修の開催と、市町村の依頼・相談に随時対応する市町村支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> 「対象者別研修」において、対象者のニーズや対象者に求められる資質能力の向上に資する研修内容を工夫し、課題の解決につながるような研修を実施した。 公民館等職員研修【東部】出雲合庁【西部】いわみーる 第1回【東部】5/20(金)21名【西部】5/24(火)17名 第2回【東部】6/3(金)20名【西部】6/14(火)12名 第3回【東部】6/24(金)16名【西部】6/28(火)13名 第4回【東部】10/18(火)19名【西部】10/13(木)9名 第5回【東西合同】11/30(水)少年自然の家35名 公民館等職員専門研修 11/10(木)あすてらす45名 コーディネーター研修 【東部】6/10(金)松江合庁79名 【西部】6/9(木)浜田合庁60名 市町村の実情やニーズの把握に努め、研修プログラム等の充実を図った。 新型コロナウイルス感染症に関する正しい認識のもと、集合研修のあり方を見直し、オンライン・オンデマンドの効果的な活用を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> オンライン・オンデマンドを活用した研修とすることで、特に離島、中山間地域の関係者から好評を得ている。 市町村支援について、ニーズの高まりを感じているので、引き続き市町村担当者と連携を図りながら、重点をおいて取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> 「対象者別研修」において、対象者のニーズや対象者に求められる資質能力の向上に資する研修内容を工夫し、課題の解決につながるような研修を実施する。 市町村の実情やニーズの把握に努め、研修プログラム等の充実を図る。 従来の集合型研修に戻りつつある中、今一度集合研修の在り方を見直し、オンライン及びオンデマンドを併用した効果的な活用の仕方を検討充実させていく。
		「しまね学習支援プログラム」の活用・普及と新プログラムの開発	「しまね学習支援プログラム」の活用・普及と新プログラムの開発	<ul style="list-style-type: none"> ファシリテーター養成講座受講者が実際に作成、実施したプログラムについてまとめ、メールマガジンとして発行し、住民が積極的に参加できる学び場を広げた。 市町村支援事業を通して、参加型学習の良さを伝え、効果的な活用をすすめた。 	<ul style="list-style-type: none"> 主催研修・市町村支援を通して、参加するすべての方を大事にする「参加型学習」の成果や効果を伝えることができた。また参加型学習を進めるファシリテーターの養成についても、養成者数は少ないが、着実に増えてきている。 	<ul style="list-style-type: none"> ファシリテーター養成講座受講者が実際に作成、実施したプログラムについてまとめ、メールマガジンとして発行し、住民が積極的に参加できる学び場を広げるよう情報発信していく。 市町村支援事業を通して、参加型学習の良さを伝え、効果的な活用をすすめていく。
5	②家庭における人権教育の支援	親子の共同体験・交流事業 (社会教育課)	親子のきずなを深めたり、子育てに関する情報交換や仲間づくりをしたりするため、親子の共同体験や親同士の交流を県立少年自然の家と県立青少年の家で実施して、家庭教育を支援するネットワークを強化	<ul style="list-style-type: none"> <青少年の家> 湖畔でエンジョイ！サン・レイク春のオープンデー 4月30日 家族で遊ぼう！サン・レイク秋のファミリーデイ2022 10月23日 にこにこファミリー(1泊2日) 2月4～5日 ひとり親家庭応援企画「わくわくエンジョイ！Inいいなん」11月13日 わくわく体験講座(未就学児を含む親子対象)11～3月 年間5回 わくわく体験講座(小学生を含む親子対象)7～3月 年間2回 	<ul style="list-style-type: none"> <青少年の家> 親子を対象とした講座は、大変好評でニーズも高い。湖面活動やキャンプ体験講座、ゴビウスやグリーンパーク、宍道湖漁業協同組合等関係機関と連携した自然体験活動、多様な創作活動など、普段家庭ではできない多様なプログラムが好評の要因だと考えている。 R4年度に青少年家庭課等と連携したひとり親家庭応援事業を実施。R5は1泊2日に拡大して実施予定。 R5年度はコロナ禍で近年開催できなかったファミリー対象の施設開放事業を実施予定。 	<ul style="list-style-type: none"> <青少年の家> サン・レイク春のオープンデー 4月30日 湖面カーニバル 6月4日 サン・レイクフェスティバル 10月15日 にこにこファミリー(1泊2日) 2月3～4日 ひとり親家庭応援企画「エンジョイ！親子キャンプ」7月15～16日 わくわく体験講座(未就学児を含む親子対象)11～3月 年間4回(予定) わくわく体験講座(小学生を含む親子対象)7～3月 年間4回(予定)

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
5				<p><少年自然の家></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族ではじめよう！キャンプ講座①・② 第1回 5月28日に実施 第2回 6月12日に実施 ・ミニキャンプ(1泊2日) 7月 9～10日に実施 ・チャレンジ・ザ・サマー(1泊2日) 8月20～21日に実施 ・オープンデー 10月23日に実施(前泊可) ・森と海のつどい(1泊2日) 11月5～6日に実施 ・エンジョイ・アウトドア 3月11日～12日 ・わくわくちびっこデー 6月より毎月1回実施 	<p><少年自然の家></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度も感染防止対策として、親子間、家族間の絆を深める事ができるようプログラムを工夫して行った。親子や家族で共に体験することを通して、自然への興味関心を深めたりキャンプを楽しんだりする場を提供できただけでなく、保護者の子どもの生き生きとした姿を発見したり、子どもを褒める機会や、子どもの成長に気づくことができる場の提供をしたりすることができ、家庭教育を支援することができた。 ・家族同士の交流を望む声も多く、今後は、以前のように家族同士学び合える機会の場も設けていきたい。 	<p><少年自然の家></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族ではじめよう！キャンプ講座①・② 第1回 5月20日(土) 第2回 5月21日(日)に実施 ・ミニキャンプ(1泊2日) 7月8日(土)～9日(日) ・チャレンジ・ザ・サマー(1泊2日) 8月19日(土)～20日(日) ・オープンデー 10月29日(日) ・森と海のつどい(1泊2日) 11月4日(土)～5日(日)に実施 ・わくわくどきどきスプリング(1泊2日) 3月9日(土)～10日(日) ・わくわく外遊びデー 毎月1回実施
	人権啓発事業 (人権同和対策課)	イベントや媒体広報など親しみやすい啓発活動の実施	<p>1 差別をなくす強調月間(7月12日～8月11日)広報啓発事業 強調月間告知広報 ・県庁ロビー、図書館、浜田合庁ほか県内各地での啓発パネル、人権啓発ポスターコンクール入賞作品等展示</p> <p>2 人権週間(12月4日～12月10日)広報啓発事業 (1)島根スサノオマジック協賛試合における人権啓発活動 地元開催の公式戦会場ゲームスポンサーとして啓発活動を実施 (2)人権週間告知広報 ・県庁ロビー、浜田合庁、ゆめタウン益田での啓発パネル、人権啓発ポスターコンクール入賞作品等展示 (3)街頭啓発活動 啓発チラシ、啓発物品配付等</p> <p>3 その他の啓発広報事業 (1)しまね人権フェスティバル2022 新型コロナウイルス感染症対策のため、ハイブリッド方式により実施 期日:10月16日(日) 場所:雲南市加茂文化ホール ラメール 内容:人権啓発ポスターコンクール表彰式、展示等</p> <p>(2)人権を考える県民のつどい 期日:10月16日(日) 場所:雲南市加茂文化ホール ラメール 演題:(仮)虐待の淵を生き抜いて 命の鼓動 講師:島田 妙子さん (一財)児童虐待防止機構オレンジCAPO 理事長等</p>	<p>県立図書館など県内各地で啓発展示を行い、多くの来館者へ啓発ができた。</p> <p>会場で実施したアンケートでは、9割以上の回答者が人権課題への関心や意識を高める上で役立つと答えている。スポーツ組織と連携した事業は、若年層の来場者が多く、親子で人権について考えてもらう良い機会となった。</p> <p>R2年度、R3年度は新型コロナウイルス感染症のため中止となり、R4年度は3年ぶりに開催することができた。多くの県民が参加できるよう、ライブ配信やアーカイブ配信も行った。 様々な人権問題を理由とする偏見や差別を解消し、共生社会の実現に向け、県民に人権を身近なものとして考えてもらう機会として継続して実施する。</p>	<p>1 差別をなくす強調月間(7月12日～8月11日)広報啓発事業 強調月間告知広報 ・県庁ロビー、図書館、浜田合庁ほか県内各地での啓発パネル、人権啓発ポスターコンクール入賞作品等展示</p> <p>2 人権週間(12月4日～12月10日)広報啓発事業 (1)人権週間告知広報 ・県庁ロビー、浜田合庁等での啓発パネル、人権啓発ポスターコンクール入賞作品等展示 (2)街頭啓発活動 啓発チラシ、啓発物品配付等</p> <p>3 その他の啓発広報事業 (1)しまね人権フェスティバル2023 期日:12月10日(日) 場所:島根県芸術文化センター グラントワ 内容:人権啓発ポスターコンクール表彰式、啓発展示、ワークショップ等</p> <p>(2)人権を考える県民のつどい 期日:12月10日(日) 場所:島根県芸術文化センター グラントワ 演題:(仮)三つの壁を打ち破ろう 講師:奥田均さん 近畿大学名誉教授</p>	

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
5				<p>人権ユニバーサル事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人の人権を考えるつどい 期日：令和4年10月16日(日) 場所：雲南市加茂文化ホールラメール 内容：多文化ステージ(よしとさん、雲南市在住の外国人のみなさん) <p>・多様な性と人権を考えるつどい</p> <ul style="list-style-type: none"> 期日：令和5年2月11日(土・祝) 場所：サンラポーむらくも 内容：講演会(講師：ここいろhirosina) 	<p>県民の方々に人権について考えていただく機会となっており、人権尊重の意識の醸成が図られている。今後も継続して実施する必要がある。</p>	<p>人権ユニバーサル事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な性と人権を考える講演会 期日：10月6日(金) 場所：県民会館大ホール 内容：講演会(講師 仲岡しゅんさん)
				<p>(4)人権啓発ポスターコンクール</p> <ul style="list-style-type: none"> 募集内容：人権尊重の意識を高めるポスター 募集対象：県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童・生徒 募集期間：令和4年6月～9月 	<p>小学校から高校までの児童・生徒が人権について理解を深める機会となっており、また応募作品を広く紹介することにより県民への啓発が図られることから、今後も継続して実施する。</p>	<p>(4)人権啓発ポスターコンクール</p> <ul style="list-style-type: none"> 募集内容：人権尊重の意識を高めるポスター 募集対象：県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童・生徒 募集期間：令和5年6月～9月
				<p>(5)啓発資料整備・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ①広報誌「りっぷる」(冊子)の発行 ②ライブラリー事業(DVD、図書、パネル等の貸出) ③リーフレット等の配布 	<p>研修時の利用案内の配布、HPを活用した周知等を行っている。今後もライブラリーのDVD・図書等の充実に合わせて、利用促進を図っていく必要がある。</p>	<p>(5)啓発資料整備・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ①広報誌「りっぷる」(冊子)の発行 ②ライブラリー事業(DVD、図書、パネル等の貸出) ③リーフレット等の配布
				<p>4 地域人権啓発活動活性化事業(市町村委託事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施市町村：全市町村 内容：講演会、パネル展示、啓発物品配付等 	<p>各市町村の実情に応じた事業が実施されており、効果的な啓発活動となった。</p>	<p>4 地域人権啓発活動活性化事業(市町村委託事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施市町村：全市町村 内容：講演会、パネル展示、啓発物品配付等
				<p>5 みんなで学ぶ人権事業(NPO等民間団体委託事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託団体数：15団体(コロナにより1団体中止) ・内容：講演会、映画上映会、ワークショップ等 	<p>NPO等と連携して県民の人権意識を高める貴重な事業であり、今後とも継続していく必要がある。</p>	<p>みんなが学ぶ人権事業(NPO等民間団体委託事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託団体数：14団体 ・内容：講演会、映画上映会、ワークショップ等
<p>人権・同和教育「PTA活動」育成事業 (人権同和教育課)</p> <p style="text-align: center;">【再掲】</p>	<p>学社連携のもとで人権・同和教育の推進と充実を図るため、島根県PTA連合会、島根県幼稚園・子ども園PTA連合会に研究実践を委託</p>	<p>◎実践モデル園</p> <ul style="list-style-type: none"> ○松江市立たまゆ幼稚園(令和4年度) ・PTA親子活動 <ul style="list-style-type: none"> 8月21日(日)「みんなのおうちを作ろう」プロジェクト 夏休み・9月5日(月)「シトラスリボンを作って届けよう」 9月16日(金)「ミニエコ講座」&「PTAバザー」 11月8日(火)講話会 <p>◎「PTA活動」育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月9日(月)指定PTA連絡会及び人権教育研修会 	<p>・日頃のPTA活動を人権の視点で見直したことにより、園児一人一人の思いを大切にしたい保育実践を、保護者・地域・教員が連携・協力して行うことができた。</p> <p>・「実践記録集」を県内の幼稚園・関係機関に送付し、各保育現場等での活用について働きかけを行った。</p>	<p>◎実践モデル園</p> <ul style="list-style-type: none"> ○出雲市立四絡幼稚園(令和5年度) ・PTA親子活動「大好き♡よつがねウォークラリー」 <ul style="list-style-type: none"> 5月31日(水)、6月1日(木)、6月2日(金) ・6月21日(水)講演会・保育公開 ・8月27日(日)四絡地区青少年部会開催事業「四絡多文化ひろば」への参加 ・11月16日(木)、1月25日(木)「世界に一冊のMY絵本づくり」 ・11月30日(木)「わくわく研修会」 ・毎月1回「ほっこりルーム」 <p>◎「PTA活動」育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月9日(火)指定PTA連絡会及び人権教育研修会 <p>○出雲市立四絡幼稚園(令和5年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTA親子活動「大好き♡よつがねウォークラリー」 <ul style="list-style-type: none"> 5月31日(水)、6月1日(木)、6月2日(金) ・6月21日(水)講演会・保育公開 ・8月27日(日)四絡地区青少年部会開催事業「四絡多文化ひろば」への参加 ・11月16日(木)、1月25日(木)「世界に一冊のMY絵本づくり」 ・11月30日(木)「わくわく研修会」 ・毎月1回「ほっこりルーム」 <p>◎「PTA活動」育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月9日(火)指定PTA連絡会及び人権教育研修会 		
<p>子どもと家庭電話相談事業 (青少年家庭課)</p>	<p>フリーダイヤルによる専用電話を設置し、専門相談員が子どもや家庭の問題について相談の対応</p>	<p>1 専用フリーダイヤルの設置</p> <p>2 子どもと家庭の相談機関連絡会議</p> <p>3 電話相談事業の周知</p> <p>子どもと家庭電話相談室の広報と併せ、子どもに関わる相談電話全般の案内を掲載したカードを保育園児から高校生まで配布</p>	<p>子どもからの相談だけでなく、母親などからの子どもへの関わり方などの不安や悩みの相談に応じており、児童虐待防止の一助となっている。引き続き利用定着に向けて周知を図っていく。</p>	<p>1 専用フリーダイヤルの設置</p> <p>2 子どもと家庭の相談機関連絡会議</p> <p>3 電話相談事業の周知</p> <p>子どもと家庭電話相談室の広報と併せ、子どもに関わる相談電話全般の案内を掲載したカードを保育園児から高校生まで配布</p>		

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
6	③指導者の養成、学習情報の提供等	人権啓発指導者養成事業 (人権同和対策課)	各地域及び各種団体の指導者の養成	1 社会人権教育・啓発基礎講座 5月24日、5月31日、6月8日 雲南市 5月27日、6月3日、6月10日 江津市 2会場で3回シリーズで実施	1. 社会教育関係者のほか、行政の新規採用職員研修の一環として位置づける市町村もあり定着してきている。H26年度から県内2会場にしたところ受講者数も増えている。	1 社会人権教育・啓発基礎講座 5月25日、6月2日、6月9日 松江市 5月23日、5月31日、6月6日 浜田市 2会場で3回シリーズで実施
				2 社会人権教育・啓発専門講座 専門講座 6月27日、7月6日、7月19日、7月28日 出雲市 隠岐講座 9月1日、9月2日 隠岐の島町、西ノ島町(サテライト)	2. 各市町村から参加しやすいように、県内3会場をローテーション(出雲市、大田市、浜田市)して開催している。会場地により若干参加者数に差がある。毎年、30名前後の参加者を得られるようにしたい。	2 社会人権教育・啓発専門講座 専門講座 6月29日、7月6日、7月14日、7月27日 大田市 隠岐講座 9月6日、9月7日 西ノ島町、隠岐の島町(サテライト)
				3 人権教育地域中核指導者養成講座 9月29日、10月18日、11月9日、12月1日 浜田市	3. 市町村から推薦された意欲的な受講者が揃い、地域での実践につながる充実した研修となった。	3 人権教育地域中核指導者養成講座 9月25日、10月17日、11月9日、12月5日 出雲市
				4 人権教育地域中核指導者連絡協議会 1月27日 人権啓発推進センターからオンライン配信	4. R4年度は、大雪のためZoomを使用して実施した。	4 人権教育地域中核指導者連絡協議会 1月30日 大田市
				5 人権教育公民館等関係者研修 10月26日 松江市 11月16日 出雲市 11月22日 大田市 9月16日 浜田市 10月6日 益田市	5. R4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況が落ち着いたことから、各公民館で公民館祭りや文化祭がコロナ禍以前の開催方法で実施されたことから、開催時期によってこれらの準備のため参加が少なかった会場があった。このため、これらの開催時期を外して計画した。	5 人権教育公民館等関係者研修 11月27日 松江市 9月20日 出雲市 9月14日 大田市 10月6日 浜田市 11月21日 益田市
				6 人権・同和問題を考える女性の集い 8月21日 松江市	6. 実行委員会形式による参加団体の主体的な運営に大きな意義があることを確認している。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、規模を縮小し島根県看護協会研修室で実施した。当日の講演、フォーラムの様子を動画にして各団体に研修を実施した。	6 人権・同和問題を考える女性の集い 8月20日 大田市
				7 同和問題青年団体研修 12月3日 大田市	7. 参加者の意欲、学びに対する姿勢が共に前向きで、効果的な研修となっている。	7 同和問題青年団体研修 12月2日 松江市
		人権教育指導資料作成事業 (人権同和教育課)	人権教育に係る指導資料の作成などを通して、学校教育・社会教育における人権教育の充実を図る。	現段階で社会教育資料の発行の予定はない。	・社会教育主事に「人権教育指導資料第2集(学校教育編)」の周知が進んだ一方で、社会教育の資料の発行を望む声もある。 ・社会教育における人権教育の理念をまとめる上でのよりどころとなるものがなく苦慮している。	現段階で社会教育資料の発行の予定はない。
		視聴覚教育推進事業 (社会教育課) (社会教育研修センター)			・学校や各種団体が取り組む人権教育の推進にもつながっているが、コロナ禍により利用数が伸びない。貸出機器や教材の質を維持し、今後に備えていく。	・社会教育関係者のニーズに合った書籍及び教材等を整備し、適宜情報発信しながら活用を促進していく。

人権施策推進計画 R4年度事業実施状況及びR5年度事業実施計画報告書

I 人権教育・啓発の推進

2. 人権啓発

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
7	(1)企業等における人権啓発の推進	人権啓発講演会開催事業 (中小企業課)	中小企業者の役職員等に対する「人権啓発講演会」の開催	1. 事業主体: 島根県 2. テーマ: ビジネスと人権～ハラスメントの防止、合理的配慮の推進、ネット発信のリスク管理～ 3. 開催日: 令和4年10月8日 4. 場所: サンラポーむらくも 5. 講師: 島根県人権啓発推進センター 啓発指導講師 福本章弘 6. 参加者: 54名	性別・年齢・国籍などの様々な属性を受け入れて、多様性を活かすことを通して、人権に関する理解と認識を深め、人権意識の高揚につながることはもとより、企業や組織の力になることを学ぶことができた。 企業が社会に果たすべき責任はますます重要となっており、公正な採用や人権問題の取り組みにより、差別のない明るい職場づくりも求められていることから、今後も講演会の開催を継続していく。	1. 事業主体: 島根県 2. テーマ: 未定 3. 開催日: 未定 4. 場所: 未定 5. 講師: 未定
		人権同和対策研修事業 (中小企業課)	人権同和问题研修推進員研修会の開催	1. 補助金交付先 島根県商工会連合会 2. 補助対象経費 人権同和问题研修推進員研修会開催経費 3. 実施内容 ・開催日: 令和4年11月18日 ・テーマ: 「日本に暮らしてみても感じたこと」 ・講師: 島根県人権啓発推進センター 研修講師 福島明淑 ・場所: 島根県商工会館(松江市) 4. 参加者: 17名	商工団体の同和问题研修推進員を対象とした研修を実施し、人権同和问题に関する意識の向上に役立てることができた。 今後も事業を継続し、商工団体役員に企業等への指導的役割を担ってもらうことにより人権教育・啓発を推進する。	1. 補助金交付先 島根県商工会連合会 2. 補助対象経費 人権同和问题研修推進員研修会開催経費 3. 実施内容 ・開催日: 11月 ・テーマ: 未定 ・講師: 未定 ・場所: 島根県商工会館 4. 参加者 20名程度
		雇用促進事業 (雇用政策課)	公正な選考採用についての広報啓発の実施	公正な採用選考についての啓発する資料を作成し、県内ハローワークへの配布、就職フェアなどでの配布を行い、県内事業所に対し就職差別の解消による公正な採用選考の実施を促す。	公正な採用選考についての啓発する資料を作成し、県内ハローワークへの配布、就職フェアなどでの配布することで、県内事業所に対し就職差別の解消による公正な採用選考の実施を促した。今後も引き続き啓発に努める。	公正な採用選考についての啓発する資料を作成し、県内ハローワークへの配布、就職フェアなどでの配布を行い、県内事業所に対し就職差別の解消による公正な採用選考の実施を促す。
		人権問題啓発推進事業 (農林水産総務課)	農林漁業団体の同和対策推進担当者等を対象とした研修会の実施	1 「みんなで豊かな農林漁業」人権啓発委託事業 農林漁業団体役員が人権問題に対する理解と認識を深め、自ら人権問題解決に向け取り組めるよう、職場研修の中心である同和対策推進担当者等を対象に、人権問題に関する啓発研修を開催するとともに、啓発資料等の作成・配付を行う。 (1) テーマ: ①同和問題の現状と課題 ②性の多様性について (2) 講師: 島根県人権啓発推進センター啓発指導講師 2 開催場所等 (1) 場所: 隠岐・出雲・浜田・松江の4地区で実施 (2) 日程: 10月～11月 (3) 参加人数 213人(4地区合計)	・県内農林漁業団体の啓発担当者等における様々な人権問題への理解を深めた。 ・性の多様性という新しいテーマを取り上げたことで、LGBT等にかかる認知度が向上した。 ・人権同和问题に対する理解促進及び多様な人権問題への認知・理解に寄与するよう、継続的に研修会等を実施する。	1 「みんなで豊かな農林漁業」人権啓発委託事業 農林漁業団体の役員が人権問題に対する理解と認識を深め、自ら人権問題解決に向け取り組めるよう、職場研修の中心である人権同和対策推進担当者等を対象に、人権問題に関する啓発研修を開催する。また、参加できなかった団体に対して、啓発資料等の作成・配付による啓発活動を行う。 (1) テーマ(予定) ①人権同和问题 ②LGBT等 (2) 講師(予定) ①島根県人権啓発推進センター啓発指導講師 ②外部講師 2 開催場所等 (1) 場所 隠岐・出雲・浜田・松江の4地区で実施 (2) 日程 10月～11月 (3) 参加見込み人数 220人(4地区合計)

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
8	(2)地域社会における人権啓発の推進	人権啓発事業 (人権同和対策課) 【再掲】	イベントや媒体広報など親しみやすい啓発活動の実施	1 差別をなくす強調月間(7月12日～8月11日)広報啓発事業 強調月間告知広報 ・県庁ロビー、図書館、浜田合庁ほか県内各地での啓発パネル、人権啓発ポスターコンクール入賞作品等展示	県立図書館など県内各地で啓発展示を行い、多くの来館者へ啓発ができた。	1 差別をなくす強調月間(7月12日～8月11日)広報啓発事業 強調月間告知広報 ・県庁ロビー、図書館、浜田合庁ほか県内各地での啓発パネル、人権啓発ポスターコンクール入賞作品等展示
				2 人権週間(12月4日～12月10日)広報啓発事業 (1)島根スサノオマジック協賛試合における人権啓発活動 地元開催の公式戦会場でゲームスポンサーとして啓発活動を実施 (2)人権週間告知広報 ・県庁ロビー、浜田合庁、ゆめタウン益田での啓発パネル、人権啓発ポスターコンクール入賞作品等展示 (3)街頭啓発活動 啓発チラシ、啓発物品配付等	会場で実施したアンケートでは、9割以上の回答者が人権課題への関心や意識を高める上で役立つと答えている。 スポーツ組織と連携した事業は、若年層の来場者が多く、親子で人権について考えてもらう良い機会となった。	2 人権週間(12月4日～12月10日)広報啓発事業 (1)人権週間告知広報 ・県庁ロビー、浜田合庁、ゆめタウン益田での啓発パネル、人権啓発ポスターコンクール入賞作品等展示 (2)街頭啓発活動 啓発チラシ、啓発物品配付等
				3 その他の啓発広報事業 (1)しまね人権フェスティバル2022 新型コロナウイルス感染症対策のため、ハイブリッド方式により実施 期日:10月16日(日) 場所:雲南市加茂文化ホール ラメール 内容:人権啓発ポスターコンクール表彰式、展示等	R2年度、R3年度は新型コロナウイルス感染症のため中止となり、R4年度は3年ぶりに開催することができた。多くの県民が参加できるよう、ライブ配信やアーカイブ配信も行った。 様々な人権問題を理由とする偏見や差別を解消し、共生社会の実現に向け、県民に人権を身近なものとして考えてもらう機会として継続して実施する。	3 その他の啓発広報事業 (1)しまね人権フェスティバル2023 期日:12月10日(日) 場所:島根県芸術文化センター グラントワ 内容:人権啓発ポスターコンクール表彰式、啓発展示、ワークショップ等
				(2)人権を考える県民のつどい 期日:10月16日(日) 場所:雲南市加茂文化ホール ラメール 演題:(仮)虐待の淵を生き抜いて 命の鼓動 講師:島田 妙子さん (一財)児童虐待防止機構オレンジCAPO 理事長等		(2)人権を考える県民のつどい 期日:12月10日(日) 場所:島根県芸術文化センター グラントワ 演題:(仮)三つの壁を打ち破ろう 講師:奥田均さん 近畿大学名誉教授

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
8				<p>人権ユニバーサル事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人の人権を考えるつどい <p>期日:令和4年10月16日(日) 場所:雲南市加茂文化ホールラメール 内容:多文化ステージ(よしとさん、雲南市在住の外国人のみなさん)</p>	<p>県民の方々に人権について考えていただく機会となっており、人権尊重の意識の醸成が図られている。今後も継続して実施する必要がある。</p>	<p>人権ユニバーサル事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な性と人権を考える講演会 <p>期日:10月6日(金) 場所:県民会館大ホール 内容:講演会(講師 仲岡しゅんさん)</p>
				<ul style="list-style-type: none"> ・多様な性と人権を考えるつどい <p>期日:令和5年2月11日(土・祝) 場所:サンラポーむらくも</p> <p>(4)人権啓発ポスターコンクール 募集内容:人権尊重の意識を高めるポスター 募集対象:県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童・生徒 募集期間:令和4年6月～9月</p>	<p>小学校から高校までの児童・生徒が人権について理解を深める機会となっており、また応募作品を広く紹介することにより県民への啓発が図られることから、今後も継続して実施する。</p>	<p>(4)人権啓発ポスターコンクール 募集内容:人権尊重の意識を高めるポスター 募集対象:県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童・生徒 募集期間:令和5年6月～9月</p>
				<p>(5)啓発資料整備・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ①広報誌「りっぷる」(冊子)の発行 ②ライブラリー事業(DVD、図書、パネル等の貸出) ③リーフレット等の配布 	<p>研修時の利用案内の配布、HPを活用した周知等を行っているが、新型コロナウイルス感染症の影響でライブラリーの利用者数が減少しており、今後もライブラリーの感染対策の徹底やDVD・図書等の充実を図っていく必要がある。</p>	<p>(5)啓発資料整備・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ①広報誌「りっぷる」(冊子)の発行 ②ライブラリー事業(DVD、図書、パネル等の貸出) ③リーフレット等の配布
				<p>4 地域人権啓発活動活性化事業(市町村委託事業)</p> <p>実施市町村:全市町村 内容:講演会、パネル展示、啓発物品配付等</p>	<p>各市町村の実情に応じた事業が実施されており、効果的な啓発活動となった。</p>	<p>4 地域人権啓発活動活性化事業(市町村委託事業)</p> <p>実施市町村:全市町村 内容:講演会、パネル展示、啓発物品配付等</p>
				<p>5 みんなで学ぶ人権事業(NPO等民間団体委託事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託団体数:15団体(コロナにより1団体中止) ・内容:講演会、映画上映会、ワークショップ等 	<p>県民の人権意識を高める貴重な機会として、今後とも積極的に活用していく必要がある。</p>	<p>みんなが学ぶ人権事業(NPO等民間団体委託事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託団体数:14団体 ・内容:講演会、映画上映会、ワークショップ等
		<p>人権施策調整事務 (人権同和対策課)</p>	<p>人権教育や人権啓発に関して、特に顕著な功績のあった者に対し、知事感謝状を贈呈</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育・啓発功労者に対する知事感謝状 <p>表彰対象:3名 しまね人権フェスティバルで表彰</p>	<p>R2、3年度は実績がなく、表彰対象が減少傾向にあったため、要領の見直しを行った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育・啓発功労者に対する知事感謝状 <p>表彰対象:未定 しまね人権フェスティバルで表彰</p>

人権施策推進計画 R4年度事業実施状況及びR5年度事業実施計画報告書

I 人権教育・啓発の推進

3. 特定職業従事者に対する人権研修等の充実

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
9	①公務員	人権・同和問題職員等研修事業 (人権同和対策課)	行政関係者研修会の実施	1 人権・同和問題職場研修推進員研修 ①座学研修 6～10月 8回 242人 ②ハンセン病療養所現地研修 開催時期及び回数・参加人数 11月中 長島愛生園 3回 90人参加 2 地域別新規採用職員等人権・同和問題研修会 8～10月 7回 519人 3 LGBT等への理解を深めるための島根県職員ハンドブックの作成 内容: 県職員として知っておくべき基礎的知識や日常の業務における心構え、留意事項等	いずれの研修も、それぞれの職務・時期に必要な研修であり、今後も、着実に実施していく必要がある。 H27年度から取り組んでいるハンセン病療養所現地研修についても引き続き実施していく。	1 人権・同和問題職場研修推進員研修 ①座学研修 6～7月 8回 247人 ②ハンセン病療養所現地研修 開催時期及び回数・参加人数 7月中 長島愛生園 2回 53人参加 2 地域別新規採用職員等人権・同和問題研修会 9～10月 7回 404人(予定)
			隣保館職員等の研修の実施	隣保館職員等前期研修会 日時: 6月24日 参加者数: 41人 隣保館職員等後期研修会 日時: 9月9日 参加者数: 48人	県職員として、LGBT等について正しい理解と認識を深め、職場等において適切な対応や配慮ができるようハンドブックを作成し、職員ポータル及びホームページで公開した。 今後もLGBT等の方々の人権が尊重される社会の実現に向けた啓発に取り組む。	人権・同和問題職場研修推進員研修においてハンドブックの概要説明。
			自治研修所研修 (人事課) (自治研修所)	自治研修所の階層別研修において人権・同和問題についての研修を実施	1. 新規採用職員研修(行政職、医療業務職、技能労務職) 受講者数: 県職員191人、市町村361人 2. 一般職員第Ⅱ課程研修 受講者数: 県職員108人、市町村128人 3. 中堅職員(医療業務職)研修 受講者数: 県職員32人、市町村32人 4. 管理監督者第Ⅰ課程研修 受講者数: 市町村152人 5. 新任グループリーダー・企画幹研修 受講者数: 県職員134人 6. 新任課長研修、管理監督者第Ⅲ課程研修 受講者数: 県職員63人、市町村136人	各階層の特性や他の受講機会等を勘案した効果的な研修の実施に努める
		職員研修 (人事課)	障がい(者)理解に関する職員研修の実施	・開催時期: 2月 ・開催場所: 県内3ヶ所(東部、西部、隠岐) ・参加者数: 東部83名(午前、午後開催) 西部15名 隠岐7名	発達障がいの内容・特性の理解を深めるために実施した。研修後のアンケートでは、7～8割近い職員が、障がいの特性や周りの理解や必要性についてよく理解できたと回答があり、今後も障がい(者)理解のため引き続き実施していく必要がある。	・開催時期: 11～2月(予定) ・開催場所: 県内3ヶ所(東部、西部、隠岐)(予定)
		地域行政関係者研修会 (人権同和対策課)	地域行政関係者研修会の実施	・開催時期: 8～12月 ・開催場所: 県内7会場 (松江、雲南、出雲、大田、川本、浜田、益田) ※隠岐(島前・島後)会場はコロナにより対面での研修会は中止したが、動画を制作し、オンデマンド配信を行った ・参加数: 3,024人	自治体職員はもとより、人権擁護委員、民生・児童委員、隣保館職員、社会福祉協議会職員といった、特に人権尊重の視点を持って職務に臨むべき立場の者を対象とした研修であり、今後も、着実に実施していく必要がある。	・開催時期: 8～11月 ・開催場所: 県内9会場 (松江、雲南、出雲、大田、川本、浜田、益田、隠岐(島前・島後)) ・参加数: 1,500人(予定)

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
10	②教職員	人権教育研修講座 (人権同和教育課)	学校における人権教育の推進に資する教職員研修の実施	<p>1. 人権教育担当主任等研修 ○会場・期日 ・松江会場 松江合庁 6月21日(火) ・出雲会場 出雲合庁 6月23日(木) ・浜田会場 浜田教育センター 6月16日(木) ・益田会場 益田合庁 6月7日(火) ・隠岐会場 隠岐合庁 6月1日(水) ○内容 1 説明 「県内の人権教育の推進状況について」 2 講義 「校内研修について」 3 情報交換 「校内研修について」 ※運営及び講師…人権同和教育課 指導主事</p> <p>○就学前人権教育講座 ・会場・期日 松江合庁 8月25日(木) ・内容 1 説明 「しまねの人権教育について」 2 講演 児童文学作家 くすのき しげのり 3 情報交換 「子ども一人一人を大切にしたい園・所の取組について」</p> <p>3. 新任教職員研修(人権教育) I 会場・期日 松江5月13日(金)、出雲5月19日(木)、西部5月12日(木) ○内容 しまねがめざす人権教育 ～教職員として求められる人権感覚～ II 会場・期日 松江9月30日(金)、出雲9月28日(水)、西部9月29日(木) ○内容 しまねがめざす人権教育 ～これからの実践を進めていくために～</p> <p>4. 教職経験6年目研修(人権教育) ○会場・期日 松江2月10日(水)、出雲2月9日(金)、浜田2月8日(木) ○内容 進路保障を進めるために ～教職員として求められる人権感覚～</p> <p>5. 中堅教諭資質向上研修(人権教育) ○会場・期日 東部8月1日(月)、2日(火)、西部8月4日(木)、幼稚園教諭2月16日(木) ○内容 人権教育をすすめるために ～ミドルリーダーとして求められること～</p> <p>6. 新任講師等研修(人権教育) ○会場・期日 東部4月19日(火)、西部4月22日(金) ○内容 人権教育について</p>	<p>・対面形式を大切に、演習や意見交換の場面も設けることで、学びや気づきの多い研修としたいという思いから、パーティション、ホワイトボードの利用や同会場複数の部屋でのオンラインなど新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため工夫をしながら行った。 ・提供した研修資料については概ね「わかりやすかった」と好評をいただいた。 ・受講者の経験年数やニーズに差があることから、過去3年の間に受講歴のない方はオンデマンド動画の事前視聴を必須とした。 ・午前中に県立学校等と中学校、午後から小学校と校種に分けた半日開催とした。</p> <p>・絵本作家くすのきしげのりさん自身による読み聞かせは、受講者の心を揺さぶるものであり、自園・所の実践に向けて元気づけられるものであった。 ・受講者同士の情報交換では、地域の異なる様々な園・所の受講者と思いを共有することができ、有意義な機会となった。 ・幼稚園・保育所を対象とした研修講座について、教育指導課幼児教育スタッフ及び子ども・子育て支援課等とのさらなる連携が必要である。 ・幼児教育研修の必要性が叫ばれる中、より多くの参加となるよう内容の精選を行っていききたい。外部講師の招聘については隔年で実施する予定である。</p> <p>・受講者の実態を踏まえ、教職員としてのライフステージに即した内容の研修を実施できた。 ・一部の講義はオンラインやオンデマンドとなったが、参加体験型の活動を多く取り入れ、主体的な学びを促すよう工夫したことにより、それぞれの教育活動を行う上での実践力の向上につながる研修となった。 ・管理職研修と同様に、他課と共通する内容について連携して実施することができれば、さらに充実した内容にすることが期待できる。</p> <p>・学校の教職員に必要な「人権感覚」の内容を中心とした。オンデマンド実施ではあったが、講義にあわせて演習も取り入れることで、日々の教育活動につながる研修を実施することができた。</p>	<p>1. 人権教育担当主任等研修 ○会場・期日 ・松江会場 松江合庁 6月22日(木) ・出雲会場 出雲合庁 6月20日(火) ・浜田会場 浜田教育センター 6月6日(火) ・益田会場 益田合庁 5月30日(火) ・隠岐会場 隠岐合庁 6月15日(水) ○内容 1 説明 「県内の人権教育の推進状況について」 2 講義 「人権学習の授業づくり」 3 情報交換 「人権学習の授業づくりについて」 ※運営及び講師…人権同和教育課 指導主事</p> <p>○就学前人権教育講座 ・会場・期日 出雲合庁 8月24日(木) ・内容 1 説明 「しまねの人権教育について」 2 実践発表 松江市立たまゆ幼稚園 3 情報交換 「子ども一人一人を大切にしたい園・所の取組について」</p> <p>3. 新任教職員研修(人権教育) I 会場・期日 松江5月11日(木)、出雲5月16日(火)、西部5月18日(木) ○内容 しまねがめざす人権教育 ～教職員として求められる人権感覚～ II 会場・期日 松江9月29日(金)、出雲9月27日(水)、西部9月28日(木) ○内容 しまねがめざす人権教育 ～これからの実践を進めていくために～</p> <p>4. 教職経験6年目研修(人権教育) ○会場・期日 2月8日(木)・2月9日(金) オンライン ○内容 進路保障を進めるために ～教職員として求められる人権感覚～</p> <p>5. 中堅教諭資質向上研修(人権教育) ○幼稚園教諭2月15日(木) オンライン ○幼稚園教諭以外 6～8月 オンデマンド ○内容 人権教育をすすめるために ～ミドルリーダーとして求められること～</p> <p>6. 新任講師等研修(人権教育) ○会場・期日 東部4月18日(火)、西部4月20日(金) オンライン ○内容 人権教育について</p>

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画	
10				7. 管理職研修(新任副校長・教頭対象)(人権教育) ○会場・期日 松江合庁 5月27日(金)、浜田教育センター5月26日(木) ○内容 「人権教育」 ～人権に関わる問題事象の捉え方や教職員の関わり方を考える～	・より多角的な視点から受講者の「進路保障」の理解を深めることにつながり、豊かな人権感覚に支えられた管理職としての資質・能力の向上に資することができた。 ・教育指導課子ども安全支援室や特別支援教育課、保健体育課等の他課と連携する形での実施もしていきたい。	7. 管理職研修(新任副校長・教頭対象)(人権教育) ○会場・期日 松江合庁 5月26日(金) オンライン ○内容「人権教育」	
				8. 管理職研修(新任校長対象)(人権教育) ○会場・期日 教育センター 5月24日(火) オンライン ○内容「人権教育」		8. 管理職研修(新任校長対象)(人権教育) ○会場・期日 教育センター 5月30日(火) オンライン ○内容「人権教育」	
				9. 小・中学校事務職員新任事務リーダー研修(人権教育) ○会場・期日 教育センター 12月2日(金) ○内容 人権教育を進めるために		・事務職員が「進路保障」の理念を理解することで、経済的困難を抱える家庭の状況の把握が可能になり、学校全体としての取組が進めやすくなる。その契機となるような研修であった。	9. 小・中学校事務職員新任事務リーダー研修(人権教育) ○会場・期日 教育センター 12月1日(金) ○内容 人権教育を進めるために
				10. 小・中学校等校長学校経営実践研修(人権教育) R4年度は、人権教育のテーマは、なし		・より多角的な視点から受講者の「進路保障」の理解を深めることにつながり、豊かな人権感覚に支えられた管理職としての資質・能力の向上に資することができた。 ・教育指導課子ども安全支援室や特別支援教育課、保健体育課等の他課と連携する形での実施もしていきたい。	10. 小・中学校等校長学校経営実践研修(人権教育) R5年度は、人権教育のテーマは、なし
				11. 小・中学校等教頭学校運営実践研修(人権教育) R4年度は、人権教育のテーマは、なし			11. 小・中学校等教頭学校運営実践研修(人権教育) R5年度は、人権教育のテーマは、なし
				12. 小・中学校事務職員事務主幹研修(人権教育) ○会場・期日 ・教育センター 6月17日(金) ○内容 人権教育を進めるために		・事務職員が「進路保障」の理念を理解することで、経済的困難を抱える家庭の状況の把握が可能になり、学校全体としての取組が進めやすくなる。その契機となるような研修であった。	12. 小・中学校事務職員事務主任研修(人権教育) ○会場・期日 ・11月21日(火) オンライン ○内容 人権教育を進めるために ※今年度は「主幹」ではなく「主任」への研修を行う。
				13. 新規採用幼稚園教諭研修(人権教育) ○会場・期日 教育センター 1月25日(水) ○内容		・就学前教育における人権教育は、その後の発達段階に応じた取組の基盤となる大切な部分を占めている。 ・教職員に必要な「人権感覚」の内容を中心とした。演習も取り入れることで、日々の教育活動につながる研修を実施することができた。	13. 新規採用幼稚園教諭研修(人権教育) ○会場・期日 教育センター 1月24日(水) ○内容
人権同和教育研修支援事業 (総務部総務課)	私学団体が実施する私学教職員を対象にした人権・同和教育研修の実施経費の助成	私学団体等が実施する私学教職員を対象にした人権教育研修の実施経費の助成	今後も、私立幼稚園、中学・高校、専修・各種学校の教職員の人権教育を継続して推進する必要がある。	私学団体等が実施する私学教職員を対象にした人権教育研修の実施経費の助成			

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
11	③警察職員	警察職員への人権教育の浸透 (県警人材育成課)	各種研修における職務倫理及び人権に配慮した職務執行についての教養の実施	<p>1 採用・昇任時、各種専門研修における人権等に関する研修の実施</p> <p>(1) 採用時教養(初任科・初任補修科) ア 人権教養 4回 156人 イ 職務倫理教養 66回 1,415人 ウ 盲学校研修 2回53人</p> <p>(2) 昇任時教養(警部補・巡査部長) 職務倫理教養12回 78人、人権教養2回36人</p> <p>(3) 昇任時教養(一般職係長・主任) 職務倫理教養2回 12人、人権教養2回8人</p> <p>(4) 各種専門教養(県任用科・専科) 職務倫理教養 33回 277人</p> <p>2 その他の部外講師による人権教養の実施 障がい者・発達障害に関する教養 1回 68人</p>	採用・昇任時教養、各種専門研修等において、人権教養・職務倫理教養を必須科目として組入れ、また、警察庁主催の研修への派遣、各所属における部外講師による教養等を実施したことで、人権・職務倫理に配慮する意識を醸成し、実際にそれらに配慮した職務執行を実施することができた。 今後も継続的な教養を行い、適切な職務執行に努める。	<p>1 採用・昇任時、各種専門研修における人権等に関する研修の実施</p> <p>(1) 採用時教養(初任科・初任補修科) ア 人権教養 4回 154人 イ 職務倫理教養 66回 1,346人 ウ 盲学校研修 2回50人</p> <p>(2) 昇任時教養(警部補・巡査部長) 職務倫理教養10回 60人、人権教養2回12人</p> <p>(3) 昇任時教養(一般職係長・主任) 職務倫理教養2回 12人、人権教養2回20人</p> <p>(4) 各種専門教養(県任用科・専科) 職務倫理教養 31回 283人</p> <p>(5) 採用5年警察職員研修 職務倫理教養1回55人</p> <p>2 その他の部外講師による人権教養の実施 障がい者・発達障害に関する教養 1回 68人</p>
12	④医療関係者	県立病院職員への人権教育の浸透 (病院局)	公務員としての人権尊重意識の向上や、患者に対するインフォームドコンセントの徹底、プライバシーの保護など患者の人権に配慮した医療の提供のための研修の実施	<p>・新規採用職員対象人権同和職員研修 4月4日13:00～14:30 ※中央病院、こころの医療センター合同</p> <p>・新規採用職員対象人権同和職員研修 4月4日13:00～14:30 4月7日 9:00～10:30 ※中央病院、こころの医療センター合同</p> <p>・人権・同和问题研修(全職員対象) 〈中央病院〉 6月27日 人権啓発推進センター主催公開講座 (テレビ会議システム利用)</p> <p>9月 DVD視聴「私たち一人ひとりができること～当事者意識を持って考えるコロナ差別～」 2月 DVD視聴 ・職場の日常から考えるパワーハラスメント</p> <p>・人権・同和问题研修(全職員対象) 〈こころの医療センター〉 9月～10月 人権啓発推進センター主催公開講座(計4回) (テレビ会議システム利用) (2月に当センター主催の人権同和问题職場研修兼メンタルヘルス研修を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大により中止)</p>	今後も、公務員として常に人権尊重の視点に立つとともに、医療従事者として患者の人権に配慮した医療を提供するために、人権研修を継続して取り組む。	<p>・新規採用職員対象人権同和職員研修 4月4日13:00～14:00 4月5日 13:00～14:00 ※中央病院、こころの医療センター合同</p> <p>・人権・同和问题研修(全職員対象) 〈中央病院〉 8月31日 人権啓発推進センター主催公開講座 (テレビ会議システム利用)</p> <p>9月・2月 DVD視聴による研修開催</p> <p>・人権・同和问题研修(全職員対象) 〈こころの医療センター〉 8月～11月 人権啓発推進センター主催公開講座(計5回) (テレビ会議システム利用) 2月 人権同和问题職場研修兼メンタルヘルス研修</p>
		人権施策の推進 (医療政策課)	医療関係者の人権問題に関する理解と認識を深め、人権意識の高揚を図るため、関係団体・養成所等に研修・指導の要請	関係団体等に対し、機会のあるごとに依頼 令和5年3月13日(月)、島根県病院協会研修会で依頼	引き続き、関係団体等に対し、人権意識の高揚を図るため研修・教育の実施の要請を機会あるごとに依頼することが必要。	関係団体等に対し、機会のあるごとに依頼

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
13	⑤福祉関係者	民生委員・児童委員研修事業 (地域福祉課)	研修会の実施	中堅民生委員・児童委員研修、法定単位民生児童委員協議会会長研修、及び3年ごとの一斉改選時に実施する新任民生委員児童委員研修において、人権問題に関する講義等を実施した。 また、各市町村民児協においても全委員を対象に人権問題に関する研修が実施されるよう県及び県民児協から指導・助言を行った。	民生委員の役割・活動が地域住民の権利擁護に深く関わっていることを理解いただくとともに、自らの支援活動の中でどのような配慮が必要かを学んでいただくことができた。 今後も継続した取組みを行っていく。	中堅民生委員・児童委員研修、法定単位民生児童委員協議会会長研修において、人権問題に関する講義等を実施する予定としている。 また、各市町村民児協においても全委員を対象に人権問題に関する研修が実施されるよう県及び県民児協から指導・助言を行う予定である。
		福祉施設役職員研修事業 (地域福祉課)	研修会の実施	県社協が実施する福祉職員を対象とした研修において、人権問題に関する講義等を行った。 ・人権・権利擁護研修 【高齢・障がい分野】 ・①開催日:2/2 松江会場 39名参加 ・②開催日:2/8 出雲会場 46名参加 ・③開催日:2/6 浜田会場 50名参加 【保育分野】 ・①開催日:2/2 松江会場 34名参加 ・②開催日:2/6 浜田会場 31名参加	人権問題について学んでいただくことができた。 今後も継続した取組みが必要である。	令和4年度の取組みを継続する。(年5回実施予定)
		日常生活自立支援事業生活支援員研修 (地域福祉課)	研修会の実施	県社協が実施する「生活支援員研修会」(生活支援員、専門員、市町村社協担当職員を対象とした研修会)において、講義あるいは演習形式で、対人援助を行う者として人権についての基本的な姿勢の研修を行った。 ①9/26(松江、45名参加) ②10/7(浜田、115名参加) ③10/21(隠岐、14名参加)	生活支援員の活動が、地域住民の権利擁護に深く関わっていることを理解していただくとともに、様々な人権課題を学んでいただくことができた。 今後も継続した取組みが必要である。	令和4年度の取組みを継続する。(年3回実施予定)
		生活保護関係職員研修事業 (地域福祉課)	研修会の実施	生活保護新任職員研修において、人権に関する講義を実施 対象:県内福祉事務所の生活保護担当新任職員 (ケースワーカー、査察指導員等) 人数:23名 時期:5月10日 場所:島根県民会館 講師:島根県人権啓発推進センター啓発指導講師 内容:「人権尊重の視点に立った職務遂行のために」	様々な生活困難を抱える対象者に接して生活保護業務を遂行する市町村福祉事務所の新任職員の人権意識を向上させることができた。 今後も継続した取組みが必要である。	生活保護新任職員研修において、人権に関する講義を実施 対象:県内福祉事務所の生活保護担当新任研修 (ケースワーカー、査察指導員等) 人数:35名 時期:5月16日 場所:島根県民会館 講師:島根県人権啓発推進センター啓発指導講師 内容:「人権尊重の視点に立った職務遂行のために」
		児童福祉施設児童処遇向上事業 (青少年家庭課)	児童福祉施設における児童処遇及び職員指導技術向上のための研修事業等の実施	1. 施設入所児童ミーティング事業 各施設の入所児童が相互交流し、施設での生活等について意見交換を実施。 実施日:令和5年2月18日 参加人数:入所児童6名 施設職員3名 実施内容:各施設入所児童同士による交流(遊覧船の乗船、ガラスフォトフレーム作り体験)を行い、その後、アンケートを実施 2. 合同職員研修事業 外部講師による児童入所施設等の職員の専門性、養育の技術の向上のための研修を実施した。(委託事業) 開催日:令和4年12月13日 講義内容:「愛着障害の理解と支援」 開催方法:Web会議方式により実施	ミーティング事業については、施設入所児童が他施設の入所児童と交流を行うことにより、施設内での生活環境等に関して見直す機会となっており、施設での活動促進や施設運営の改善につながっている。 合同研修会については、職員の児童処遇のスキルアップになっており、今後も入所する児童の特性に応じた研修内容を企画し、職員の専門的なスキルアップを図っていく。	1. 施設入所児童ミーティング事業 施設入所児童の意見及び要望を施設運営に反映することが重要であるため、各施設の入所児童が相互交流し、施設での生活等について意見交換する事業を実施し、施設での活動促進と施設運営の改善に繋げる。 2. 合同職員研修事業 「児童の権利条約」の理念、新たな社会的養育ビジョンに基づく小規模化・地域分散化での施設運営や、発達障がいなど困難を抱える児童が増加している状況の中で、施設職員からの生活指導等の意見発表や今後取り組むべき課題について意見交換を行うことにより、児童福祉施設職員としての資質向上、児童の処遇向上に繋げる。

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
14	⑥消防職員	消防職員の人権教育の推進 (消防総務課)	消防職員に対する人権教育の実施	消防学校の初任総合教育、特別教育(研修教官)、初級幹部科及び中級幹部科における人権教育の実施 (1)初任総合教育における人権教育の実施 ①開催日:令和4年4月15日(金) 講義内容:人権尊重の視点に立った職務の遂行について 受講人数:40名 ②開催日:令和4年4月25日(月) 講義内容:あいサポート研修 受講人数:40名 (2)特別教育(研修教官)における人権教育の実施 ①開催日:令和4年5月18日(水) 講義内容:人権が尊重される職場づくりについて 受講人数:13名 (3)初級幹部科における人権教育の実施 ①開催日:令和4年10月19日(水) 講義内容:人権が尊重される職場づくりについて 受講人数:11名 (4)中級幹部科における人権教育の実施 ①開催日:令和5年3月9日(水) 講義内容:人権が尊重される職場づくりについて 受講人数:12名	今後も消防学校における講義等の人権教育を組み込むとともに、各消防本部においても各種人権教育の受講機会を確保するなど働きかけ、消防職員の人権教育の推進を図っていく。※令和4年度に実施した「中級幹部科における人権教育の実施」は隔年開催であるため、今年度の実施計画には計上せず。	消防学校の初任総合教育、特別教育(研修教官)、幹部教育(初級幹部科)における人権教育の実施 (1)初任総合教育における人権教育の実施 ①開催日:令和5年4月20日(木) 講義内容:人権尊重の視点に立った職務の遂行について 受講人数:42名 ②開催日:令和5年5月10日(水) 講義内容:あいサポート研修 受講人数:42名 (2)特別教育(研修教官)における人権教育の実施 ①開催日:令和5年5月17日(水) 講義内容:人権が尊重される職場づくりについて 受講人数:13名 (3)初級幹部科における人権教育の実施 ①開催予定日:令和5年10月 講義内容:ハラスメント予防を中心とした研修 受講人数:14名
15	⑦マスメディア関係者	マスメディア関係者への取り組み要請 (広聴広報課)	マスメディア関係者へ人権教育の取り組みの要請	知事・島根報道クラブ意見交換会において人権教育を要請する予定としていたが、令和4年度においても、同意見交換会が実施されなかったため、県政記者室に人権教育の要請文書を掲示。	今後も島根県報道クラブ加盟各社に直接要請できる機会の確保に努める	県政記者会に参画している報道機関に対し、人権教育の要請を文書で行う。

人権施策推進計画 R4年度事業実施状況及びR5年度事業実施計画報告書

Ⅱ 各人権課題に対する取組

1. 女性

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
16	①男女平等を推進する教育・啓発	男女共同参画の理解促進事業 (女性活躍推進課)	男女共同参画センター「あすてらす」をはじめ、県内各地で広報啓発等を実施	1. 男女共同参画推進員養成支援及び市町村担当者研修 ・男女共同参画サポーター及び市長村担当者研修の開催 基礎研修:松江市、浜田市、大田市 各1回 資質向上研修:松江市、浜田市 各1回 アクティブサポーター養成研修:県内10カ所 ※オンライン実施 交流会:1回 2. 男女共同参画に関する講演会・研修会等の開催 ・地域に向けた男女共同参画推進講座の開催 (奥出雲町、海士町 各1回) ・若者に向けた男女共同参画推進啓発講座の開催 (松江高専、県立農林大学校、県立大学松江キャンパス・出雲キャンパス) 3. 男女共同参画に関する相談対応 (一般相談 40件、市町村男女共同参画条例・計画策定に関する相談 8件、男女共同参画視点での防災に関する研修対応 5件)	男女共同参画センター「あすてらす」をはじめ、県内各地で様々な広報啓発等を実施することにより、男女共同参画の機運醸成が進み、男女ともに各年代で理解が進んでいるが、一部の人々には依然として固定的な性別役割分担意識が残っている。 今後も、それぞれの地域の課題や実情を踏まえながら、幅広い世代に対する啓発、理解促進に取り組んでいく必要がある。	1. 男女共同参画推進員養成支援及び市町村担当者研修 ・男女共同参画サポーター及び市長村担当者研修の開催 基礎研修:松江市、浜田市 各1回 資質向上研修:松江市、浜田市 各1回 アクティブサポーター養成研修:松江市、浜田市 各1回 交流会:1回 2. 男女共同参画に関する講演会・研修会等の開催 ・地域に向けた男女共同参画推進講座の開催 (大田市、江津市 各1回) ・若者に向けた男女共同参画推進啓発講座の開催 (松江高専、県立農林大学校、県立大学松江キャンパス・出雲キャンパス) 3. 男女共同参画に関する相談対応 (一般相談、市町村男女共同参画条例・計画策定に関する相談)
		男女共同参画の理解促進事業「男女共同参画の視点による公的広報の手引き」の改定(女性活躍推進課)	「男女共同参画の視点による公的広報の手引き」(平成16年3月作成)を改訂する。監修は(公財)しまね女性センターへ委託し、手引きは県で作成する。			「男女共同参画の視点による公的広報の手引き」の改訂
		男女平等を推進する教育活動 (教育指導課)	各種研修や学校訪問指導における啓発	各種研修や学校訪問指導における啓発 1. 家庭科、社会科、地理歴史科、公民科などの教科指導及び人権教育に関わるホームルーム活動等の特別活動を通じて、生徒が男女共同参画社会の実現に向けた意欲を高めるような指導を行うように促した。 2. 校内研修等を通じて、全教職員の人権意識を高め共通理解を図るとともに、性別に関する偏見や固定的な性別役割分担意識がないか再確認するよう促した。	各学校においては、計画に則って校内研修が実施された。継続して教科会、学年会及び校内研修等において理解を深め、実践を積み重ねる必要がある。	各種研修や学校訪問指導における啓発 1. 家庭科、社会科、地理歴史科、公民科などの教科指導及び人権教育に関わるホームルーム活動等の特別活動を通じて、生徒が男女共同参画社会の実現に向けた意欲を高めるような指導を行うように促す。 2. 校内研修等を通じて、全教職員の人権意識を高め共通理解を図るとともに、性別に関する偏見や固定的な性別役割分担意識がないか再確認するよう促す。
人権教育研修講座 (人権同和教育課)	学校における人権教育の推進に資する教職員研修の実施	1. 人権教育担当主任等研修 ○会場・期日 ・松江会場 松江合庁 6月21日(火) ・出雲会場 出雲合庁 6月23日(木) ・浜田会場 浜田教育センター 6月16日(木) ・益田会場 益田合庁 6月7日(火) ・隠岐会場 隠岐合庁 6月1日(水) ○内容 1 説明 「県内の人権教育の推進状況について」 2 講義 「校内研修について」 3 情報交換 「校内研修について」 ※運営及び講師…人権同和教育課 指導主事	・対面形式を大切に、演習や意見交換の場面も設けることで、学びや気づきの多い研修としたという思いから、パーティション、ホワイトボードの利用や同会場複数の部屋でのオンラインなど新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため工夫をしながら行った。 ・提供した研修資料については概ね「わかりやすかった」と好評をいただいた。 ・受講者の経験年数やニーズに差があることから、過去3年の間に受講歴のない方はオンデマンド動画の事前視聴を必須とした。 ・午前中に県立学校等と中学校、午後から小学校と校種に分けた半日開催とした。	1. 人権教育担当主任等研修 ○会場・期日 ・松江会場 松江合庁 6月22日(木) ・出雲会場 出雲合庁 6月20日(火) ・浜田会場 浜田教育センター 6月6日(火) ・益田会場 益田合庁 5月30日(火) ・隠岐会場 隠岐合庁 6月15日(水) ○内容 1 説明 「県内の人権教育の推進状況について」 2 講義 「人権学習の授業づくり」 3 情報交換 「人権学習の授業づくりについて」 ※運営及び講師…人権同和教育課 指導主事		

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
17	②男女がともに働きやすい職場環境の整備(ワーク・ライフ・バランスの推進)	男女共同参画の理解促進事業 (女性活躍推進課)	男女共同参画センター「あすてらす」をはじめ、県内各地で広報啓発等を実施	<p>1. 男女共同参画推進員養成支援及び市町村担当者研修 ・男女共同参画サポーター及び市長村担当者研修の開催 基礎研修:松江市、浜田市、大田市 各1回 資質向上研修:松江市、浜田市 各1回 アクティブサポーター養成研修:県内10カ所 ※オンライン実施 交流会:1回</p> <p>2. 男女共同参画に関する講演会・研修会等の開催 ・地域に向けた男女共同参画推進講座の開催 (奥出雲町、海士町 各1回) ・若者に向けた男女共同参画推進啓発講座の開催 (松江高専、県立農林大学校、県立大学松江キャンパス・出雲キャンパス)</p> <p>3. 男女共同参画に関する相談対応 (一般相談 40件、市町村男女共同参画条例・計画策定に関する相談 8件、男女共同参画視点での防災に関する研修対応 5件)</p>	男女共同参画センター「あすてらす」をはじめ、県内各地で様々な広報啓発等を実施することにより、男女共同参画の機運醸成が進み、男女ともに各年代で理解が進んでいるが、一部の人たちには依然として固定的な性別役割分担意識が残っている。 今後も、それぞれの地域の課題や実情を踏まえながら、幅広い世代に対しての啓発、理解促進に取り組んでいく必要がある。	<p>1. 男女共同参画推進員養成支援及び市町村担当者研修 ・男女共同参画サポーター及び市長村担当者研修の開催 基礎研修:松江市、浜田市 各1回 資質向上研修:松江市、浜田市 各1回 アクティブサポーター養成研修:松江市、浜田市 各1回 交流会:1回</p> <p>2. 男女共同参画に関する講演会・研修会等の開催 ・地域に向けた男女共同参画推進講座の開催 (大田市、江津市 各1回) ・若者に向けた男女共同参画推進啓発講座の開催 (松江高専、県立農林大学校、県立大学松江キャンパス・出雲キャンパス)</p> <p>3. 男女共同参画に関する相談対応 (一般相談、市町村男女共同参画条例・計画策定に関する相談)</p>
		【再掲】				
		しまねいきいき職場づくり推進事業 (雇用政策課)	誰もがいきいきと働き続けられる魅力ある職場づくりを支援(ワーク・ライフ・バランスの推進)	<p>・働き方改革に向けた取組方針を宣言する「しまねいきいき職場宣言」の宣言企業を募集 ・「しまねいきいき職場宣言」宣言企業が、宣言内容を実現するために取り組む「人づくり」「就労環境改善」を支援</p> <p>「しまねいきいき職場宣言」宣言企業数 155社(累計369社) 人材育成計画に基づいて実施される社内研修経費等の一部を助成 9社 多様な人材の活躍のために必要な環境整備を行う経費等の一部を助成 44社</p>	「しまねいきいき職場宣言」の宣言企業が増加。引き続き、企業の働き方改革の実現に向けた取組を支援する。	<p>・働き方改革に向けた取組方針を宣言する「しまねいきいき職場宣言」の宣言企業を募集 ・「しまねいきいき職場宣言」宣言企業が、宣言内容を実現するために取り組む「人づくり」「就労環境改善」を支援</p>
女性就労ワンストップ支援体制整備事業 (女性活躍推進課)	県内企業で就労をめざす女性の就職相談窓口を設置し、女性の就労に関しワンストップの支援体制を整備	<p>・女性を対象とした就職相談窓口(レディース仕事センター)で求職者への支援、職業紹介の実施 ・就職支援セミナー、企業向けセミナーの開催 ・合同就職説明会や県内企業での職場見学会等の実施 ・ホームページ、SNSの活用による情報提供・広報 ・出張相談会の開催 ・就労ニーズを踏まえた求人開拓 ・オンラインでの相談体制の整備 ・PC講習 (相談件数:2,312件、就職者数:348人)</p>	就職者数や相談件数は増加しており、今後も効果的な情報発信に加え、県内全域の求職者がより相談しやすい環境を整えていく必要がある。 また、求職者が希望する業種や雇用形態に即した就職へつながるよう、求職者ニーズを細やかに把握するとともに、ニーズに基づく求人票を提供してもらえよう、企業訪問等を通じた働きかけの強化が必要。	<p>・女性を対象とした就職相談窓口(レディース仕事センター)で求職者への支援、職業紹介の実施 ・就職支援セミナー、企業向けセミナーの開催 ・合同就職説明会や県内企業での職場見学会等の実施 ・ホームページ、SNSの活用による情報提供・広報 ・出張相談会の開催 ・就労ニーズを踏まえた求人開拓 ・オンラインでの相談体制の整備 ・PC講習</p>		
中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進事業 (女性活躍推進課)	従業員が出産・育児のために仕事をやめることなく、出産後復職しやすい職場環境づくりを推進し、事業所等での継続雇用の拡大を図るため、中小・小規模事業者等へ奨励金を支給する。	中小・小規模事業者等に対し、従業員が出産後育児休業を3か月以上取得し、職場復帰後3か月以上勤務した場合、企業規模等に応じて奨励金を支給。 (支給件数 502件)	奨励金申請企業のうち、7割程度が以前も奨励金を利用している企業である。奨励金制度の定着と共に出産後も働き続けやすい風土が醸成されてきているが、奨励金の支給件数は減少傾向であり、新たに利用する企業の増加を図るため、奨励金の積極的な周知を行っていく必要がある。	中小・小規模事業者等に対し、従業員が出産後育児休業を3か月以上取得し、職場復帰後3か月以上勤務した場合、企業規模等に応じて奨励金を支給する。		

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画	
17		子育てしやすい職場づくり促進事業 (女性活躍推進課)	子育てしやすい柔軟な働き方ができる環境を整えるため、中小・小規模事業者等に奨励金を支給し、「休み方」と「働き方」の改善を推進する。	令和2年度以降新たに時間単位の年次有給休暇制度または育児短時間勤務制度等を就業規則に規定し、一定の制度利用実績のある中小・小規模事業者等に対し、導入した制度数に応じて奨励金を支給 (支給件数 112件)	令和2年度に新設された本奨励金制度について、周知が進み一定の制度導入数があった。 制度導入企業数を増やし、働きやすい職場環境づくりを整えるため、奨励金の積極的な周知を行っていく必要がある。	令和2年度以降新たに時間単位の年次有給休暇制度または育児短時間勤務制度等を就業規則に規定し、一定の制度利用実績のある中小・小規模事業者等に対し、導入した制度数に応じて奨励金を支給する。	
		女性活躍推進員設置事業 (土木総務課)	女性活躍推進員が女性活躍に係る支援策のPRのため建設企業を訪問し、それをきっかけとして、男女がともに働きやすい職場環境づくりに着手する建設企業を増やすことを目的とする	(対象)県内建設事業者 (実施主体)県 (手法)松江商工会議所・島根県商工会連合会へ女性活躍推進員設置を委託	令和2～4年度 訪問実績 410事業者 一般事業主行動計画策定支援アドバイザー派遣、環境整備事業費補助金等の女性活躍や子育て支援に繋がる施策の活用に繋がった。	令和4年度をもって事業廃止。 当初予定の事業者を訪問し、建設事業者へ施策浸透が進んだうえ、商工団体の経営指導員にも業界の状況が理解されるなど、3年間で一定の成果があったため、事業期間(R2～R4)満了をもって、事業を廃止した。	
18	③あらゆる分野における女性の参画の推進	女性の参画促進・人材育成事業 (女性活躍推進課)	政策・方針決定過程への男女共同参画を推進するため、人材の育成	1. 女性の政策・方針決定過程への参画の推進 ・審議会等への女性の参画の推進 (R4.4.1女性の参画率 47.6%) ・女性人材情報リストの整備及び情報提供 (R4.3.31現在 349名)	男女が性別に関わりなく、その個性や能力が発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、政策・方針決定過程における女性の参画推進や地域に向けた男女共同参画推進講座等の開催、女性グループの自発的な活動に対する支援を行ってきた。 県の審議会等への女性の参画率はH18年度以降40%以上となっているが、目標値50%の達成に向け、今後も引き続き、女性の委員の参画促進に向けた働きかけを行っていく必要がある。 また、島根県は女性の有業率は高いものの、管理的職業従事者に占める女性の割合は低く、さらに、59.2%の女性が「女性は働き続けにくい」と感じている。このため、今後も女性が個性と能力を十分に発揮でき、誰もが働き続けやすい職場環境の整備を進めていく必要がある。	1. 女性の政策・方針決定過程への参画の推進 ・審議会等への女性の参画の推進 ・女性人材情報リストの整備及び情報提供	
				2. 男女共同参画推進員養成支援及び市町村担当者研修【再掲】 ・男女共同参画サポーター及び市長村担当者研修の開催 基礎研修:松江市、浜田市、大田市 各1回 資質向上研修:松江市、浜田市 各1回 アクティブサポーター養成研修:県内10カ所 ※オンライン実施 交流会:1回			2. 男女共同参画推進員養成支援及び市町村担当者研修 ・男女共同参画サポーター及び市長村担当者研修の開催
				3. しまね女性ファンドによる女性グループへの支援 (採択件数 26件、採択金額 9,360千円)			3. しまね女性ファンドによる女性グループへの支援
				4. あらゆる分野での女性活躍推進事業 ・女性の起業支援事業(セミナー開催。受講者13名(オンライン視聴除く)) ・女性活躍100人会議の開催(江津市、飯南町、益田市) ・しまね働く女性きらめき大賞(知事表彰:6名) ・女性の雇用・就業促進事業【再掲】 女性の就職相談窓口において無料職業紹介等の就労支援を実施 (相談件数:2,312件、就職者数:348人) ・働きながら学ぶ女性応援事業 就労体験付きパソコン講習会を開催(受講者7名) ・女性のスキルアップセミナーや交流会の開催(松江市、雲南市、大田市、浜田市)			4. あらゆる分野での女性活躍推進事業 ・女性の起業支援事業 ・女性活躍100人会議 ・しまね働く女性きらめき大賞 ・女性の雇用・就業促進事業【再掲】 ・働きながら学ぶ女性応援事業 ・働く女性のためのスキルアップセミナーや交流会の開催
				5. 女性活躍および仕事と生活の両立のための環境づくり推進事業 ・男性の家事・育児参加促進事業 キャンペーンの展開、両親(父親)セミナーの開催、企業向けセミナーの開催等 ・イクボスネットワーク(イクボスセミナーの開催等) ・女性活躍環境づくり推進事業(アドバイザー派遣、啓発セミナーの開催) ・こころカンパニー認定事業(認定企業442社(R5.3.31現在)、表彰10社) ・一般事業主行動計画策定支援事業(企業へアドバイザーを派遣) ・女性活躍・子育て応援企業認定等促進事業(企業イメージアップ動画制作公開) ・女性活躍のための環境整備支援事業費補助金(19件) ・こころカンパニー認定企業拡大事業 ・しまね女性の活躍応援企業表彰(登録企業349社(R5.3.31現在)、表彰4社) ・しまね働く女性のきらめき応援会議 ・中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進事業【再掲】 ・子育てしやすい職場づくり促進事業【再掲】			5. 女性活躍および仕事と生活の両立のための環境づくり推進事業 ・男性の家事・育児参加促進事業 ・イクボスネットワーク ・こころカンパニー認定事業 ・一般事業主行動計画策定支援事業 ・女性活躍のための環境整備支援事業費補助金 ・こころカンパニー認定企業拡大事業 ・しまね女性の活躍応援企業表彰 ・しまね働く女性のきらめき応援会議 ・中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進事業【再掲】 ・子育てしやすい職場づくり促進事業【再掲】

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
18		女性の参画促進・人材育成事業(政治分野における男女共同参画啓発事業)(女性活躍推進課)	政治分野における男女共同参画の推進を図ることを目的に、県民を対象とした講座を開催する。(公財)しまね女性センターに委託して事業を実施する。	政治分野における男女共同参画啓発事業 ・政治分野における男女共同参画の推進を図ることを目的とした講座を開催(県立男女共同参画センター「あすてらす」ホール)	男女格差の大きい政治分野の現状を踏まえ、なぜ女性の政治参加が少ないのか、なぜ女性の政治参加を進める必要があるのか等について理解を深めていく必要がある。	政治分野における男女共同参画啓発事業 ・政治分野における男女共同参画の推進を図ることを目的としたパネルを作成
19	④DV等女性に対する暴力防止の取組と支援	普及啓発事業(青少年家庭課)	DV防止のための啓発・広報の実施	1. 一般県民向け対象の講演会等の実施 2. DV防止のための研修会等の実施 ・DVに関する正しい理解を得られるよう各種研修会への講師派遣等を実施 3. しまね人権フェスティバルへの参画 ・パネル展示、リーフレット配布 4. 「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に広報・啓発活動を実施 ・警察、市町村及び民間団体等の関係団体と連携し、県内12箇所で一斉街頭啓発活動を実施。 ・県内4箇所においてパープルライトアップによる啓発を実施 ・県立図書館におけるパネル展示 5. 中学生・高校生向けデートDV予防教育プログラムの普及 ・教職員向けにデートDVをはじめとする暴力予防教育実践者研修を実施 ・各種会議等においてデートDV予防教育を働きかけた。	県民向け公開講座を松江会場で実施、大田会場ではリモートで併用開催し、啓発を行う事ができた。 DVの正しい理解と予防のためには、継続した啓発、予防教育が必要であり、特に若年層には重点的に取組む必要がある。今後も啓発活動や研修等を継続して実施していく必要がある。	1. 一般県民向け対象の講演会等の実施 2. DV防止のための研修会等の実施 ・DVに関する正しい理解を得られるよう各種研修会への講師派遣等を実施 3. しまね人権フェスティバルへの参画 ・パネル展示、リーフレット配布 4. 「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に広報・啓発活動を実施 ・警察、市町村及び民間団体等の関係団体と連携し、県内12箇所で一斉街頭啓発活動を実施。 ・県内4箇所においてパープルライトアップによる啓発を実施 ・県立図書館におけるパネル展示 5. 中学生・高校生向けデートDV予防教育プログラムの普及 ・教職員向けにデートDVをはじめとする暴力予防教育実践者研修を実施 ・各種会議等においてデートDV予防教育を働きかける
		DV被害者等の保護及び支援に関する事業(青少年家庭課)	DV被害者等の支援に関する関係機関連絡会の開催やDV被害者等の保護の実施	1. 女性に対する暴力対策関係機関連絡会の開催 ・各機関の取り組み状況や国による新たな施策等について情報共有 2. DV被害者等保護事業 ・緊急時における一時保護を実施し、安全確保を行いつつ被害者等のニーズに応じた自立に向けての支援を行った。 3. DV被害者自立支援金貸付事業の実施 ・自立にあたって、当面の生活費用や住宅の借上げ資金を貸し付けることにより、被害者の生活意欲を喚起し、被害者が安定した生活を営めるよう支援を実施 4. ステップハウス提供事業の実施 ・直ちに住居の確保が困難なDV被害者等に、一時的な生活の場(ステップハウス)を提供し、早期の自立を支援	・DV被害者や同伴児(者)の適切な保護及び自立支援に向けてネットワーク会議を書面にて開催し、関係機関の連携強化を図った。 ・緊急時における迅速かつ安全な一時保護の実施と自立支援に努めた。 ・被害者等の適切な安全確保や自立支援のため、関係機関との連携強化による支援体制の充実が必要である。	1. 女性に対する暴力対策関係機関連絡会の開催 ・各機関の取り組み状況や国による新たな施策等について情報共有 2. DV被害者等保護事業 ・緊急時における一時保護を実施し、安全確保を行いつつ被害者等のニーズに応じた自立に向けての支援を行う 3. DV被害者自立支援金貸付事業の実施 ・自立にあたって、当面の生活費用や住宅の借上げ資金を貸し付けることにより、被害者の生活意欲を喚起し、被害者が安定した生活を営めるよう支援を実施 4. ステップハウス提供事業の実施 ・直ちに住居の確保が困難なDV被害者等に、一時的な生活の場(ステップハウス)を提供し、早期の自立を支援

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
20	⑤相談体制の充実	女性相談事業 (青少年家庭課)	女性相談センターや各児童相談所における女性相談の実施	<p>1. 女性相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性相談センター、児童相談所での女性相談員による相談 弁護士相談、精神科相談の実施 相談担当者の対応力向上を図るための研修を実施 性暴力被害者支援センターたんぼぼにおいて、性暴力被害に特化した相談・支援を実施 コロナの影響により孤独・孤立で不安や課題を抱える女性へのきめ細かい支援を実施 <p>2. 市町村への働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村の相談担当者の対応力向上のため、県が実施する専門研修等への参加を呼びかける 市町村の相談支援体制充実に向けて、担当者会議等において情報交換や助言等を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 相談者の様々な状況に応じ、必要な専門相談も実施しながら相談に応じた。 女性相談センター、児童相談所及び警察の相談担当者の対応力強化に向けて、相互理解を深めるための研修への参加を呼びかけた。また、市町村やその他関係機関へも県が実施する専門研修への参加を呼びかけ、各機関における機能強化に努めた。 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に向け、県の相談対応機関における連携強化や、相談者に最も身近な相談窓口である市町村の相談体制の更なる充実が必要である。 	<p>1. 女性相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性相談センター、児童相談所での女性相談員による相談 弁護士相談、精神科相談の実施 相談担当者の対応力向上を図るための研修を実施 性暴力被害者支援センターたんぼぼにおいて、性暴力被害に特化した相談・支援を実施 コロナの影響により孤独・孤立で不安や課題を抱える女性へのきめ細かい支援を実施 困難女性支援法に係る県基本計画の策定 <p>2. 市町村への働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村の相談担当者の対応力向上のため、県が実施する専門研修等への参加を呼びかける 市町村の相談支援体制充実に向けて、担当者会議等において情報交換や助言等を行う
		性犯罪被害者等に対する相談体制の充実 (県警捜査第一課)	1. 相談電話(性犯罪110番に対する相談への対応)	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、閉庁日、夜間等関係なく24時間体制で対応した。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、閉庁日、夜間等関係なく24時間体制で対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、閉庁日、夜間等関係なく24時間体制で対応する。
		2. 性犯罪対策に対する教育	<ul style="list-style-type: none"> 各警察署に性犯罪捜査巡回教養を実施し、性犯罪指定捜査員や性犯罪捜査に従事する捜査員に限らず、幅広く教養を実施した。 児童を被害者等とする事案発生時に、県下の警察職員が適切に司法面接を実施できることを目的として、司法面接研修会を開催した。 重点専科に指定されている性犯罪捜査専科を実施し、被害者の心情に配慮した適切な捜査を推進するために必要な教養を実施し、専門的な知識・技能の習得を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 各警察署にて性犯罪捜査巡回教養を実施し、例年実施していた性犯罪実務研修会よりも多くの職員に対し性犯罪捜査に必要な知識・技法等の教養を実施することができた。 各署の捜査員に対して更なる性犯罪捜査に必要な知識・技法の習得を図る。 児童を被害者等とする事案において、認知段階から、適切な環境下において、司法面接を実施する必要があることから、県下の警察職員に必要な知識・技術を身につけることを目的に指導・教養を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 刑法の一部を改正する法律等の施行に伴い、各警察署に対するオンライン教養を実施する。 各警察署に対する性犯罪捜査巡回教養を実施し、性犯罪指定捜査員や性犯罪捜査に従事する捜査員に限らず、幅広く教養する。 各署の捜査員を対象とした性犯罪捜査専科を実施し、被害者の心情に配慮した適切な捜査を推進するために必要な教養を実施し、専門的な知識・技能の習得を図る。 	
		3. 女性警察官による事情聴取	<ul style="list-style-type: none"> 刑事部の女性警察官に限らず、他部門の女性警察官の体制確保を行った。 女性警察官のみでなく、性的マイノリティに配慮し、被害者等の意向を確認しながら、性別にとらわれることなく対応するなど組織での取組を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 刑事部の女性警察官に限らず、他部門の女性警察官の体制確保に努める。 各警察署の女性警察官だけでなく、被害者の意向を確認しながら、男性警察官が対応する、本部捜査員が応援捜査するなど組織で取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> 刑事部の女性警察職員に限らず、他部門の女性警察職員の体制確保に努める。 女性警察官のみでなく、性的マイノリティに配慮し、被害者等の意向を確認しながら、性別にとらわれることなく対応するなど組織で取り組む。 	
		4. 性犯罪捜査資機材の整備	<ul style="list-style-type: none"> 各署において不足した代替着の整備補充を実施するとともに、被害者心情に配慮した捜査を推進するために、被害者を視覚的に保護できる資機材を整備した。 ワンストップ支援センター等と連携を強化し、被害の届出をためらう被害者からの証拠資料採取を目的とした性犯罪証拠採取キットの整備の推進を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、被害者の心情に配慮した捜査を推進するため、必要な資機材の整備・補充に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 被害者の心情に配慮した捜査を推進するために、被害者を視覚的に保護できる資機材を整備する。 ワンストップ支援センター等と連携を強化し、被害の届出をためらう被害者からの証拠資料採取を目的とした性犯罪証拠採取キットの整備を推進する。 	
関係機関との連携と相談員の対応能力向上 (県警少年女性対策課)	DV事案にかかる関係機関との意見交換会の開催による相互支援体制の確立	各圏域において警察、女性相談センター、児童相談所による意見交換会を開催し、DV事案による女性の人権侵害について情報交換及び情報共有を行い、相互における支援体制の強化を図った。	各種事案を通じて情報共有を図り、相互に連携した体制をとった。 今後も支援体制を強固なものにするため、連携強化を図っていく。	各圏域において警察、女性相談センター、児童相談所による意見交換会を開催し、DV事案による女性の人権侵害について情報交換及び情報共有を行い、相互における支援体制の強化を図る。		

人権施策推進計画 R4年度事業実施状況及びR5年度事業実施計画報告書

Ⅱ 各人権課題に対する取組

2. 子ども

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
21	①「子どもの権利条約」などの理解促進	「子どもの権利条約」などの理解促進 (教育指導課)	啓発資料による学習の実施	「子どもの権利条約」啓発資料の小学生用及び中・高等学校用について、引き続き、各学校の実情に応じた時期・学年で人権教育に活用できるよう教育委員会のHPに掲載した。あわせて、活用上の留意点の周知を図り、一層の活用を図った。	人権週間に合わせて人権学習の一環として冊子を活用した事例があるが、これらの事例について研修会などを通して、効果的な活用方法となるよう周知することが望ましい。また人権学習を人権週間に実施できない場合、各学校の実情に応じた適切な時期及び学年において、人権教育を実施することが効果的である。	「子どもの権利条約」啓発資料の小学生用及び中・高等学校用について、引き続き、各学校の実情に応じた時期・学年で人権教育に活用できるよう教育委員会のHPに掲載する。あわせて、活用上の留意点の周知を図り、一層の活用を図る。
		子どもの権利に関する条約などの理解促進 (教育指導課)	各種研修や学校訪問指導における啓発	各種研修や学校訪問指導における啓発 1. 家庭科、社会科、地理歴史科、公民科などの教科指導及びホームルーム活動等の特別活動の中で、条約の理念や考えに通じることを扱うことで理解を深め、あわせて人権意識が高揚する指導を行うように促した。 2. 学校訪問や教育センター研修等を通じて、全教職員が生徒指導や教育活動に生かしていく校内研修となるように促した。	1. 各教科・領域の目標が達成されるように工夫した教育活動が行われた。 2. 継続して理解を深め、指導の改善を図るための校内研修の工夫が必要である。	各種研修や学校訪問指導における啓発 1. 家庭科、社会科、地理歴史科、公民科などの教科指導及びホームルーム活動等の特別活動の中で、条約の理念や考えに通じることを扱うことで理解を深め、あわせて人権意識が高揚する指導を行うように促す。 2. 学校訪問や教育センター研修等を通じて、全教職員が生徒指導や教育活動に生かしていく校内研修となるように促す。
		人権教育研修講座 (人権同和教育課) 【再掲】	学校における人権教育の推進に資する教職員研修の実施	1. 人権教育担当主任等研修 ○会場・期日 ・松江会場 松江合庁 6月21日(火) ・出雲会場 出雲合庁 6月23日(木) ・浜田会場 浜田教育センター 6月16日(木) ・益田会場 益田合庁 6月7日(火) ・隠岐会場 隠岐合庁 6月1日(水) ○内容 1 説明 「県内の人権教育の推進状況について」 2 講義 「校内研修について」 3 情報交換 「校内研修について」 ※運営及び講師…人権同和教育課 指導主事	・対面形式を大切に、演習や意見交換の場面も設けることで、学びや気づきの多い研修としたいという思いから、パーティション、ホワイトボードの利用や同会場複数の部屋でのオンラインなど新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため工夫をしながら行った。 ・提供した研修資料については概ね「わかりやすかった」と好評をいただいた。 ・受講者の経験年数やニーズに差があることから、過去3年の間に受講歴のない方はオンデマンド動画の事前視聴を必須とした。 ・午前中に県立学校等と中学校、午後から小学校と校種に分けた半日開催とした。	1. 人権教育担当主任等研修 ○会場・期日 ・松江会場 松江合庁 6月22日(木) ・出雲会場 出雲合庁 6月20日(火) ・浜田会場 浜田教育センター 6月6日(火) ・益田会場 益田合庁 5月30日(火) ・隠岐会場 隠岐合庁 6月15日(水) ○内容 1 説明 「県内の人権教育の推進状況について」 2 講義 「人権学習の授業づくり」 3 情報交換 「人権学習の授業づくりについて」 ※運営及び講師…人権同和教育課 指導主事
22	②いじめの問題への取組	生徒指導関係研修会の実施 (教育指導課)	生徒指導主任・主事等を対象にいじめ、不登校などの課題についての研修の実施	5カ所において、小、中、義務教育学校を対象に行った。 東西2カ所において、全ての高、特別支援学校を対象に行った。	学校いじめ防止基本方針の見直しにより、適切な運用について考える機会となった。また、生徒指導と「人権感覚」の関係について理解することにより、適切な生徒対応、教職員間連携を考える機会となった。課題を適切に把握し、それに対する具体策を考え、対応する力を付けていく必要がある。	5カ所において、小、中、義務教育学校を対象に行う予定。 東西2カ所において、全ての高、特別支援学校を対象に行う予定。
		「いじめ相談テレフォン」及び「SNS相談」の活用 (教育指導課) (教育センター)	島根県教育委員会に相談を受け付ける電話及びSNS相談窓口を開設し、いじめ等の相談への対応	引き続き、電話相談では、いじめやその他の悩みを子どもや保護者等がいつでも相談できるよう、夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談体制とした。(24時間子供SOSダイヤルとの接続) SNS相談は公立・私立の中学生・高校生を対象に年間を通じて実施した。	コロナ禍の影響もあり令和4年度実績としてSOSダイヤルと合わせて371件(前年度377件)の電話相談を受けた。 公立・私立の中学生・高校生を対象に実施したSNS相談の令和4年度実績は、402件の相談を受けた。	引き続き、電話相談では、いじめやその他の悩みを子どもや保護者等がいつでも相談できるよう、夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談体制とする。(24時間子供SOSダイヤルとの接続) SNS相談は公立・私立の中学生・高校生を対象に年間を通じて実施する。
		実態調査の実施 (教育指導課)	いじめの実態把握の実施	すべての小、中学校において、年3回の問題行動報告書Ⅰの提出により実態を把握した。 高等学校、特別支援学校においては、年3回のいじめの問題に係る報告書の提出により把握した。	県内の小・中・義・高・特別支援学校におけるいじめの状況を把握することができた。 高等学校、特別支援学校においては、年3回のいじめの問題に係る報告書の提出によりいじめの実態把握を行った。	すべての小、中学校において、年3回の問題行動報告書Ⅰの提出により実態を把握する。 高等学校、特別支援学校においては、年3回のいじめの問題に係る報告書の提出により把握する。

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
22		スクールカウンセラー配置事業 (教育指導課)	小・中・義・高・特別支援学校へスクールカウンセラーを配置することにより教育相談機能を充実	臨床心理士など高度に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラー〔県の会計年度任用職員〕として学校に配置し、学校における教育相談体制の充実及び教職員に係る資質の向上を図った。 令和4年度も令和3年度に引き続き、スクールカウンセラーを県内全ての公立学校に配置した。	スクールカウンセラーの配置により、児童生徒や保護者に寄り添った支援ができ、精神的な安定が図れ、いつでも相談できるという雰囲気が広まった。教職員の児童生徒理解が深まり、適切な支援につながった。スクールカウンセラーのより良い活用を図るとともに、資質向上と人材確保について充実させていく必要がある。	臨床心理士など高度に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラー〔県の会計年度任用職員〕として学校に配置し、学校における教育相談体制の充実及び教職員に係る資質の向上を図る。 令和5年度も令和4年度に引き続き、スクールカウンセラーを県内全ての公立学校に配置する。
		スクールソーシャルワーカー活用事業 (教育指導課)	配置希望の市町村に委託してスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備	福祉の専門的知識を有するスクールソーシャルワーカーを活用する事業を、中核市を除く全市町村に委託し、児童生徒が置かれた様々な生活環境の問題に働きかけるために関係機関と連携・調整するコーディネイトを行ったり、校内の教育相談体制づくりを行ったりした。また、県立高校2校(宍道、浜田定通)に継続配置するとともに、他の県立学校へも、要請があればスクールソーシャルワーカーを派遣した。	スクールソーシャルワーカーが福祉的な側面からの支援や環境調整に関わることによって、学校での組織的な取り組みは進んでいる。今後も、学校現場へのスクールソーシャルワーカー事業の周知徹底や、スクールソーシャルワーカーの人材確保、資質の向上のため、研修会等を開催していく必要がある。	福祉の専門的知識を有するスクールソーシャルワーカーを活用する事業を、中核市を除く全市町村に委託し、児童生徒が置かれた様々な生活環境の問題に働きかけるために関係機関と連携・調整するコーディネイトを行ったり、校内の教育相談体制づくりを行ったりする。また、県立高校2校(宍道、浜田定通)に継続配置するとともに、他の県立学校へも、要請があればスクールソーシャルワーカーを派遣する制度を整えている。
		いじめ対応支援事業 (教育指導課)	いじめ等の生徒指導上の諸課題の早期発見・初期対応及び児童生徒の「居場所づくり」「絆づくり」等を通じた未然防止を図るとともに、学校生活への満足度を高めるため、児童・生徒の学校への適応状況を把握するアンケートを実施し、すべての児童生徒が安心して充実した生活を送ることができる学校づくりに活用 いじめ防止を児童生徒が自らの問題として主体的に取り組むという観点から、各学校においていじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組を促進し、その中の有効な取組を広く紹介する「しまね子ども絆づくりサミット」を開催することで、県内への取組の波及やいじめ等の防止に係る啓発の実施 生徒指導に関する指導者養成中央研修に教員を派遣し、学校・地域の教職員の専門性向上に関する取組を推進できる人材を育成し諸課題改善のための専門的知見を活用した組織的な取組を実施	小・中学校の児童生徒に対してアンケートQUを実施することによって、個人の状態・学級集団の状態・学級集団と個人の関係を把握し、いじめの未然防止、早期発見、初期対応の基盤とした。 また、アンケートQUを活用した組織的対応の実践により、児童・生徒が安心して過ごせる学校づくりを行った。 各学校の生徒会等においていじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組を促進し、その中の有効な取組を広く紹介する「しまね子ども絆づくりサミット」を浜田市で開催し、県内への取組の波及やいじめ等の防止に係る啓発を図った。 生徒指導に関する指導者養成のための中央研修をリモートで受講することで、いじめの未然防止・早期発見・早期対応について、また子ども一人ひとりへの正しい理解と適切な支援について、学んだ受講者が研修内容を活用した取組の実践を行った。また、研修報告・実践報告により県内での取組の推進を図った。	小学校3年生から中学校3年及び高等学校1、2年と一部の特別支援学校において年2回の「アンケートQU」を実施し、いじめの未然防止・早期発見の一助とすることができた。 「しまね子ども絆づくりサミット」を開催し、県内から小・中・高等学校が参加し、生徒会等においていじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組を発表し、グループごとに協議しながら「絆づくり」に向けての提言を出すことで、県内への取組の波及やいじめ等の防止に係る啓発が図れた。絆づくりサミットへの参加を増やすことにより、児童生徒による主体的な取組の啓発を今後一層していく必要がある。 生徒指導に関する指導者養成のための中央研修をリモートで受講し、その研修内容を活用した取組の実践を行うことができた。今後、研修報告・実践報告を通して、県内での取組の推進を一層図っていく必要がある。	小・中学校の生徒に対してアンケートQUを実施することによって、個人の状態・学級集団の状態・学級集団と個人の関係を把握し、いじめの未然防止、早期発見、初期対応の基盤とする。 また、アンケートQUを活用した組織的対応の実践により、児童・生徒が安心して過ごせる学校づくりを目指す。 各学校の生徒会等においていじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組を促進し、その中の有効な取組を広く紹介する「しまね子ども絆づくりサミット」を出雲市で開催し、県内への取組の波及やいじめ等の防止に係る啓発を図る。 生徒指導に関する指導者養成のための中央研修をリモートで受講することで、いじめの未然防止・早期発見・早期対応について、また子ども一人ひとりへの正しい理解と適切な支援について、学んだ受講者が研修内容を活用した取組の実践を行う。また、研修報告・実践報告により県内での取組の推進を図る。
	子どもと親の相談員配置事業 (教育指導課)	小学校における不登校の未然防止早期対応のため、「子どもと親の相談員」を小学校に配置し、小学校における教育相談体制、子育てに対する保護者の悩み相談機能を充実	不登校等対応体制充実事業指定校として小学校30校を指定し、管理職、主幹教諭、生徒指導主任等を中心としたチームによる校内支援体制の充実を図った。 市町村に事業を委託し、事業実施者は、児童の身近な相談者として有効な者を「子どもと親の相談員」として任用。指定校への学校訪問及び連絡協議会を通して、事業の趣旨説明と実態調査を行った。	不登校等対応体制充実事業の指定校に子どもと親の相談員を配置することで、校内の不登校対応チームの一員として、効果的に活動することができた。限られた勤務時間の相談員と担任、管理職等との情報交換や支援計画の共通理解等、組織的な校内体制の構築が今後も求められる。	不登校等対応体制充実事業指定校として小学校30校を指定し、管理職、主幹教諭、生徒指導主任等を中心としたチームによる校内支援体制の充実を図る。 市町村に事業を委託し、事業実施者は、児童の身近な相談者として有効な者を「子どもと親の相談員」として任用。指定校への学校訪問及び連絡協議会を通して、事業の趣旨説明と実態調査を行う。	
	いじめ等対応アドバイザー配置事業 (教育指導課)	県内の市町村立小中学校及び県立学校において発生したいじめ等の生徒指導上の問題が深刻化し、学校や教育委員会だけでは解決が困難な事態に対して、客観的、専門的な立場から助言を行ういじめ等対応アドバイザー(有識者、弁護士、精神科医、臨床心理士、警察官経験者など)を派遣し、学校等や子ども、保護者を支援	学校や教育委員会だけでは解決が困難ないじめなどの問題に対して、委嘱した有識者や弁護士等が、客観的・専門的な立場から支援した。 また、いじめの重大事態など、専門的な助言が必要な場合も学校等に派遣し、支援した。	具体的な事案に対する助言・支援などによりいじめ事案の改善が図られている。配置の継続と活用の促進が必要である。	学校や教育委員会だけでは解決が困難ないじめなどの問題に対して、委嘱した有識者や弁護士等が、客観的・専門的な立場から支援する。 また、いじめの重大事態など、専門的な助言が必要な場合も学校等に派遣し、支援する。	

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
23	③不登校への取組	引きこもり児童等自立支援事業 (青少年家庭課)	集団生活が苦手な児童等に対し、宿泊による集団指導、社会体験の機会を提供するなどにより相談・支援の実施	参加児童延べ人数 0名 (1回実人数0名×0日×4児相) ※新型コロナウイルスの感染拡大により実施をとりやめ。	今後も、集団生活が苦手な児童等の状態に即した段階的な支援を行っていく必要がある。児童相談所の支援の一環として、柔軟な対応が求められる。	各児童相談所において、状況に応じて実施予定計4回(各児童相談所1回ずつ) 参加児童延べ人数(予定) 40名 (1回実人数10名×1日×4児相) ※新型コロナウイルスの感染状況により実施の可否を検討。
		実態調査の実施 (教育指導課) 【再掲】	不登校児童生徒の実態把握の実施	島根県単独調査として、各学期の不登校児童生徒及び不登校傾向児童生徒の実態を把握した。また、年度末調査として文部科学省調査を実施した。	継続して調査を実施し、県内の状況や特徴、効果的な取組等について周知を図る。	
		教育支援センター等運営事業 (教育指導課)	教育支援センターの運営を運営する市町村にしまね市町村総合交付金を措置	教育支援センター(不登校の児童生徒に対して集団生活や学習の機会を与え、学校への復帰や将来の社会生活への適応に対する支援等を目的として市町村が設置・運営)は、現在県内8市2町(安来市、松江市、出雲市(3)、雲南市、浜田市、大田市、江津市、益田市、邑南町、隠岐の島町)に開設されており、これらの施設のうち要件を満たした施設には運営経費等の一部に、しまね市町村総合交付金を措置した。	令和4年度通室者243人と引き続き多くの児童生徒が利用している。不登校児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立を目指すための学習機会を確保できる場所として重要な役割を果たしている。	教育支援センター(不登校の児童生徒に対して集団生活や学習の機会を与え、学校への復帰や将来の社会生活への適応に対する支援等を目的として市町村が設置・運営)は、現在県内8市2町(安来市、松江市、出雲市(3)、雲南市、浜田市、大田市、江津市、益田市、邑南町、隠岐の島町)に開設されており、これらの施設のうち要件を満たした施設には運営経費等の一部に、しまね市町村総合交付金を措置する。
		いじめ対策等生徒指導推進事業 (教育指導課)	いじめや不登校等の課題を抱える児童生徒の学校復帰や自立に向け、支援員、指導員、教育相談員を配置	宍道高校には引き続き4名、浜田高校定時制・通信制には3名、三刀屋高校掛合分校に1名の教育相談員を配置し、中学時代不登校であった生徒や、他校を退学した生徒等と様々な場面において関わりを持ち、教員以外の立場から生徒を見守り、いつでも相談に応じることができるよう支援した。	宍道高校、浜田高校定時制・通信制、三刀屋高校掛合分校に教育相談員を配置することにより、それぞれの学校において配慮を必要とされる生徒に対しきめ細かな指導が可能となり、退学者減少の一翼を担った。	宍道高校には引き続き4名、浜田高校定時制・通信制には3名、三刀屋高校掛合分校に1名の教育相談員を配置し、中学時代不登校であった生徒や、他校を退学した生徒等と様々な場面において関わりを持ち、教員以外の立場から生徒を見守り、いつでも相談に応じることができるよう支援に携わる。
		生徒指導関係研修会の実施 (教育指導課) 【再掲】	生徒指導主任・主事等を対象にいじめ、不登校などの課題についての研修の実施	5カ所において、小、中、義務教育学校を対象に行った。 東西2カ所において、全ての高、特別支援学校を対象に行った。	学校いじめ防止基本方針の見直しにより、適切な運用について考える機会となった。また、生徒指導と「人権感覚」の関係について理解することにより、適切な生徒対応、教職員間連携を考える機会となった。課題を適切に把握し、それに対する具体策を考え、対応する力を付けていく必要がある。	
		「いじめ相談テレフォン」及び「SNS相談」の活用 (教育指導課) (教育センター) 【再掲】	島根県教育委員会に相談を受け付ける電話及びSNS相談窓口を開設し、いじめ等の相談への対応	引き続き、電話相談では、いじめやその他の悩みを子どもや保護者等がいつでも相談できるよう、夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談体制とした。(24時間子供SOSダイヤルとの接続) SNS相談は公立・私立の中学生・高校生を対象に年間を通じて実施した。	コロナ禍の影響もあり令和4年度実績としてSOSダイヤルと合わせて371件(前年度377件)の電話相談を受けた。 公立・私立の中学生・高校生を対象に実施したSNS相談の令和4年度実績は、402件の相談を受けた。	
		教育相談事業の実施 (教育指導課) (教育センター)	幼児・児童生徒及び保護者からの教育相談に対応するとともに、教職員へのコンサルテーションの実施	島根県教育センターでは、感染症予防対策(相談後の消毒に時間をとる)のため、昨年度に引き続き一日5枠の相談体制とした。 センター自体の普及啓発に努めるとともに、子ども安全支援室とも連携を図り、市町村の教育支援センターや子ども・若者支援センター等と協働しながら相談業務を行った。	R4年度における教育相談の実施状況 ・島根県教育センター所内相談 件数125件、教職員等との相談40回(延べ)、総相談回数1,773回(延べ) ・浜田教育センター所内相談 件数219件、教職員等との相談109回(延べ)、総相談回数2,006回(延べ) ・出張教育相談 島根県教育センター6件 浜田教育センター21件 ・こころ・発達教育相談室内相談 件数51件 総相談回数168回(延べ)	島根県教育センターでは、感染症予防対策(相談後の消毒に時間をとる)のため、昨年度に引き続き一日5枠の相談体制とする。 センター自体の普及啓発に努めるとともに、子ども安全支援室とも連携を図り、市町村の教育支援センターや子ども・若者支援センター等と協働しながら相談業務を行っていく。

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
23		スクールカウンセラー配置事業 (教育指導課) 【再掲】	小・中・義・高・特別支援学校へスクールカウンセラーを配置することにより教育相談機能を充実	臨床心理士など高度に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラー〔県の会計年度任用職員〕として学校に配置し、学校における教育相談体制の充実及び教職員に係る資質の向上を図った。 令和4年度も令和3年度に引き続き、スクールカウンセラーを県内全ての公立学校に配置した。	スクールカウンセラーの配置により、児童生徒や保護者に寄り添った支援ができ、精神的な安定が図れ、いつでも相談できるという雰囲気が広まった。教職員の児童生徒理解が深まり、適切な支援につながった。スクールカウンセラーのより良い活用を図るとともに、資質向上と人材確保について充実させていく必要がある。	
		スクールソーシャルワーカー活用事業 (教育指導課) 【再掲】	配置希望の市町村に委託してスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備	福祉の専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを活用する事業を、中核市を除く全市町村に委託し、児童生徒が置かれた様々な生活環境の問題に働きかけるために関係機関と連携・調整するコーディネイトを行ったり、校内の教育相談体制づくりを行ったりした。また、県立高校2校(宍道、浜田定通)に継続配置するとともに、他の県立学校へも、要請があればスクールソーシャルワーカーを派遣した。	スクールソーシャルワーカーが福祉的な側面からの支援や環境調整に関わることにより、学校での組織的な取り組みは進んでいる。今後も、学校現場へのスクールソーシャルワーカー事業の周知徹底や、スクールソーシャルワーカーの人材確保、資質の向上のため、研修会等を開催していく必要がある。	
		連絡調整員配置事業 (教育指導課)	学校等に籍がなく、ひきこもり等の状態にある生徒に対し、社会参加に向けた連絡調整	宍道高校、浜田高校定時制・通信制の2校をそれぞれ東部と西部の拠点校として、2名ずつの連絡調整員により中学校卒業直後あるいは公立・私立の高等学校中途退学直後でひきこもり等が懸念される人に対して、社会参加に向けた連絡調整を行った。	令和4年度は、中学校卒業生30名、高等学校中退者30名を把握し、学校・関係機関・家庭等の訪問を延べ235回、学校・関係機関・家庭等との電話連絡を延べ460回行った。 実際にひきこもりになった人と連絡をとることが難しいケースも多く、外部機関につなぐことは難しい面がある。	宍道高校、浜田高校定時制・通信制の2校をそれぞれ東部と西部の拠点校として、2名ずつの連絡調整員により中学校卒業直後あるいは公立・私立の高等学校中途退学直後でひきこもり等が懸念される人に対して、社会参加に向けた連絡調整を行う。
		子どもと親の相談員配置事業 (教育指導課) 【再掲】	小学校における不登校の未然防止早期対応のため、「子どもと親の相談員」を小学校に配置し、小学校における教育相談体制、子育てに対する保護者の悩み相談機能を充実	不登校等対応体制充実事業指定校として小学校30校を指定し、管理職、主幹教諭、生徒指導主任等を中心としたチームによる校内支援体制の充実を図った。 市町村に事業を委託し、事業実施者は、児童の身近な相談者として有効な者を「子どもと親の相談員」として任用。指定校への学校訪問及び連絡協議会を通して、事業の趣旨説明と実態調査を行った。	不登校等対応体制充実事業の指定校に子どもと親の相談員を配置することで、校内の不登校対応チームの一員として、効果的に活動することができた。限られた勤務時間の相談員と担任、管理職等との情報交換や支援計画の共通理解等、組織的な校内体制の構築が今後も求められる。	
24	④乳幼児や児童への虐待防止の取組	子どもと家庭相談体制整備事業 (青少年家庭課)	児童及び児童のいる家庭が、身近なところで相談できるとともに、適切で充実した支援が受けられる体制の整備	1. 児童虐待防止地域連携強化事業 ・子ども専用相談電話支援事業	児童が抱える悩みや不安を受け止める重要な場になっている。相談員の確保が課題。	1. 児童虐待防止地域連携強化事業 ・子ども専用相談電話支援事業
				2. 児童虐待防止対策事業 児童虐待防止対策強化のための広報啓発、研修等を実施	児童相談所職員の専門性向上や、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応につながっている。	2. 児童虐待防止対策事業 児童虐待防止対策強化のための広報啓発、研修等を実施
				3. 児童相談対応、専門性向上のための研修 平成28年の児童福祉法改正により、社会福祉主事から児童福祉司となる任用前の者、児童福祉司に任用された後の者、市町村の要保護児童対策地域協議会へ配置される専門職(調整担当者)に対する研修が義務化され、児童相談所・市町村職員等専門研修会として引き続き実施。令和4年度も、新型コロナの感染拡大防止のため受講者を義務対象者に絞って開催した。 令和3年度同様、新型コロナの対策を講じた上でスキルアップ研修を実施した。 R4.10.3～7 松江合同庁舎 児童福祉司任用前講習会 任用後研修等 83名参加 R5.3.17スキルアップ研修会 出雲合同庁舎 65名参加	3. 市町村相談体制支援事業 平成28年の児童福祉法改正により、児童福祉司や要保護児童対策地域協議会(市町村)調整機関の担当者に対する研修が義務化され、児童相談所・市町村職員等専門研修会を実施。義務対象者の受講率を高めるとともに、広く専門性向上としても研修受講を呼びかけていたが、令和4年度は新型コロナの感染拡大により義務対象者に絞って実施した。 スキルアップ研修についても対象者を絞って実施。	3. 児童相談対応、専門性向上のための研修 平成28年の児童福祉法改正により、社会福祉主事から児童福祉司となる任用前の者、児童福祉司に任用された後の者、市町村の要保護児童対策地域協議会へ配置される専門職(調整担当者)に対する研修が義務化され、児童相談所・市町村職員等専門研修会として引き続き実施。令和5年度は受講対象者を義務対象者に加えて児童養護施設等も加えて開催する。 スキルアップ研修も同様に実施する。

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
24				<p>4. 主任児童委員研修会の実施 主任児童委員が、地域における身近な児童相談支援窓口として児童福祉法第17条に定める職務内容を円滑に果たしていくために、専門性の向上を図ることを目的とする。 令和3年度同様、島根県民生児童委員協議会に研修を委託して実施した。 R4.9.29(木)くにびきメッセ 90名 R4.10.6(木)江津市総合市民センター 63名</p> <p>5. 児童相談所専門スタッフ配置 ・全児童相談所に嘱託弁護士、嘱託精神科医を配置する。令和4年度より保健師についても全児童相談所に正規職員(保健所との兼務)を配置。 ・引き続き、島根大学医学部付属病院と医療的機能強化事業を契約して実施する。</p>	<p>4. 主任児童委員研修会の実施 令和4年度も島根県民生児童委員協議会に業務委託して実施。前年度までは新型コロナウイルスの感染拡大防止のため参集型研修は中止していたが、令和4年度は参集型研修として開催した。</p> <p>5. 児童相談所専門スタッフ配置 ・今後も全児童相談所に嘱託弁護士、嘱託精神科医を配置。保健師についても、全児童相談所に正規職員が配置され、多職種連携が行われている。</p>	<p>4. 主任児童委員研修会の実施 主任児童委員が、地域における身近な児童相談支援窓口として児童福祉法第17条に定める職務内容を円滑に果たしていくために、専門性の向上を図ることを目的とする。 令和4年度同様、島根県民生児童委員協議会に研修を委託して実施する。</p> <p>5. 児童相談所専門スタッフ配置 ・全児童相談所に嘱託弁護士、嘱託精神科医を引き続き配置する。令和4年度より保健師についても全児童相談所に正規職員(保健所との兼務)が配置され多職種連携が行われている。 ・引き続き、島根大学医学部付属病院と医療的機能強化事業を契約して実施する。</p>
25	⑤子どもの貧困対策への取組の推進	子どものセーフティネット推進事業(地域福祉課)	「島根県子どものセーフティネット推進計画」に基づき、有識者会議や市町村と県で構成する会議を開催し、実施状況の評価や推進上の課題について協議を行う。	「島根県子どものセーフティネット推進委員会」を開催し、「島根県子どものセーフティネット推進計画」の進捗状況等を把握・報告した。	「島根県子どものセーフティネット推進計画」の進捗管理を行うとともに、市町村との情報共有と連携強化を図っていく必要がある。	「島根県子どものセーフティネット推進委員会」を開催し、「島根県子どものセーフティネット推進計画」の進捗状況等を把握・報告する。
		子どもの居場所創出等支援事業(地域福祉課)	困難な状況を抱える子どもやその保護者が社会から孤立することがないように、子ども食堂の開設・運営を支援する。	島根県社会福祉協議会に子どもの居場所支援拠点を設置し、子ども食堂の開設・運営支援や県内のネットワーク形成を行った。 (新規にネットワークに加入した子ども食堂 25団体) 子ども食堂の開設・拡充の際に必要な経費の一部を支援した。 (補助金交付 2団体)	子供の居場所支援拠点において子ども食堂の開設・運営に関する相談支援や環境調整を始めたことにより、県内のネットワークづくりが進みつつある。 4年度末時点で、ネットワークに加入した子ども食堂は44団体、補助金を活用した子ども食堂は3団体となった。 今後も、県内の子どもの居場所づくりへの支援を市町村や関係機関等と連携しながら進めていく。	島根県社会福祉協議会に子どもの居場所支援拠点を設置し、子ども食堂の開設・運営支援や県内のネットワーク形成を行うとともに、子ども食堂の開設・拡充の際に必要な経費の一部を支援する。
		SNSによる支援体制構築事業(地域福祉課)	困難な状況を抱える子どもやその保護者が社会から孤立することがないように、LINEにより支援制度等の情報を配信する。	公的支援制度等の情報を配信し、利用者に周知を図った。 配信件数:6回	LINE「しまね子ども生活サポート」を運用し、子育て世帯の保護者等に対して支援制度や相談窓口の周知を図った。 前年度までの配信は6回だったが、今後は月2回以上の配信を目標とし、子育て世帯の保護者等が支援制度を確実に利用できるよう、公的支援制度の周知や相談窓口等の周知を行う。	支援を必要とする子育て世帯の保護者等が支援制度を確実に利用できるよう、公的支援制度の周知や相談窓口の紹介等を行う。

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
25		学校・福祉連携モデル事業 (人権同和教育課)	<p>貧困等、学校のみでは解決が困難である就学・修学上の課題を抱える子どもや家庭等に対して、学校と社会福祉が連携し、早期に把握し適切な支援につなげる取組を推進する。</p> <p>・対 象・県立学校、市町村教育委員会 ・実施主体・島根県、各市町村 ・手 法・学校と社会福祉の連携による成果を検証するとともに、より一層の連携を進めていく上での課題を抽出し、活用のための具体策を実証的に研究する。</p> <p>貧困等、学校のみでは解決が困難である就学・修学上の課題を抱える子どもや家庭等に対して、学校と社会福祉が連携し、早期に把握し適切な支援につなげる取組を推進するため、県立学校は島根県社会福祉士会に委託、市町村は、市町村教育委員会に委託し、連携を進めていく上での課題を抽出し、活用のための具体策を実証的に研究する。</p>	<p>○県立学校 松江南高等学校 ○市町村 美郷町教育委員会 県立学校は島根県社会福祉士会、市町村は美郷町教育委員会に委託</p>	<p>○県立学校(松江南高等学校) 学校におけるSSW等の役割、社会福祉の支援について、教職員の理解が深まった。今後は、学校で社会福祉の支援を受ける際の判断を含む、社会福祉への具体的なつなぎ方等、実践的な支援について、教職員の理解を深めることを目標とする。 ○市町村(美郷町教育委員会) 各校で行われるケース会議の進め方が福祉的視点の入った、より実践的なものになった。社会福祉の支援等についての教職員の理解が深まった。別市町村でも事業を展開し、実情の異なる市町村において、課題の抽出を行う。</p>	<p>○県立学校 出雲工業高等学校 ○市町村 飯南町教育委員会 ・県立学校は島根県社会福祉士会、市町村は飯南町教育委員会に委託する</p> <p>○学校と社会福祉の連携に係る「つなぎ方の報告書」を作成し、公表する ・作成にあたっては、これまでの成果をふまえ、島根県社会福祉士会及びモデル校等に協力を得る</p>
		子ども支援実践講座(人権同和教育課)	<p>不登校児童生徒数の増加、貧困家庭の子どもが抱える困難の状況など、多様化・複雑化する教育現場の課題に対応するため。対象・小学校、中学校及び義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の教職員 実施主体・島根県 手法・島根県教育センターの能力開発研修として、教職員の社会福祉に対する理解を促進し、実践力の向上を図る。</p> <p>不登校児童生徒数の増加、貧困家庭の子どもが抱える困難の状況など、多様化・複雑化する教育現場の課題に対応するため、教職員を対象に研修を行う。</p>	<p>○子ども支援実践講座 ・会場・期日 あすてらす 9月16日(金) ・内容 説明「県のスクールソーシャルワーカーの状況について」 講義「学校と福祉の連携の必要性について」 演習「強みに着目したケース会議の体験」 情報交換「学校と福祉の連携を進めるために」</p>	<p>○養護教諭、事務リーダー、教育相談コーディネーター、管理職等様々な職種の受講者が参加し、福祉との連携の必要性についてそれぞれの立場で受け止めることができた。 今後は、福祉との連携のあり方についての実践例についても紹介していきたい。</p>	<p>○子ども支援実践講座 ・会場・期日 あすてらす 9月15日(金) ・内容 説明「県のスクールソーシャルワーカーの状況について」 講義「学校と福祉の連携の必要性について」 演習「強みに着目したケース会議の体験」 情報交換「学校と福祉の連携を進めるために」</p>

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
25		学習支援事業(子どもの居場所創出等支援事業)(人権同和教育課)	放課後・夜間に孤立しやすい生活困難層やその周辺層を含めた生活困難層の子どもや家庭に対し、地域における子どもの居場所の選択肢を増やし、学びの機会(学習活動、体験活動等)を保障する。 対象・市町村職員、市町村社会福祉協議会職員、NPO職員等 実施主体・島根県、市町村 手法・市町村やNPO法人等が教育と福祉の連携による子どもの実態把握や、必要な支援のあり方についての共通認識を図りながら、個別の学習支援や保護者等への相談支援を実施する取組を県が支援する。市町村が直接学習支援の場を運営したり、市町村がNPO等に委託して実施。 放課後・夜間に孤立しやすい生活困難層やその周辺層を含めた生活困難層の子どもや家庭に対し、地域における子どもの居場所の選択肢を増やし、学びの機会(学習活動、体験活動等)を保障するため、市町村が直接学習支援の場を運営したり、市町村がNPO等に委託して実施。	○事業委託先 NPO法人ライフサポートしまね(大田市)	・居場所だけではなく、家庭でも学習するようになったり、苦手な教科に取り組むようになったりする姿や体験した調理を家でも挑戦したりする姿が見られるようになった。 ・令和4年度より、委託事業のみならず、市町村直営や長期休業中を利用した短期間での事業実施も対象として幅広く対応できるようにした。 ・令和3年度に続き、大田市のみの利用である。子どもの居場所の選択肢を増やし学びの機会を保障する事業として、すでに取り組んでいる市町村もあるが、対象とする子どもや内容等が本事業にあてはまらない場合があり、活用に至っていない。各市町村が福祉部署とどのように連携するか、プライバシーに配慮しながらどのように事業が提供できるかを考える必要がある。	・4月に各市町村に通知し、4月から6月にかけて各市町村へ説明する。 ・大田市が継続して利用する。6月に大田市の事業説明を聞き、今後、必要となる支援はないか協議する。
26	⑥健全育成 に向けての取組	青少年健全育成事業 (青少年家庭課)	青少年の非行・被害防止全国強調月間(7月)や子ども・若者育成支援強調月間(11月)等にあわせた啓発活動や有害環境調査の実施及び青少年育成島根県民会議が行う活動への助成	・青少年育成島根県民会議「しまね家庭の日運動」で協賛施設を周知する すごろく第2弾子どもの権利条約バージョン(2,800枚)を受託事業により新たに作成し、イベントや交流事業での活用・配付を行った。 ・県の子ども・若者計画である「しまね青少年プラン」の第4次改定(R4.7)を行った。 ・島根県青少年の健全な育成に関する条例に基づき、コンビニ、図書類販売業者、玩具類販売業者、携帯電話販売店に対する立入調査・指導を実施した。(7月、11月) ・青少年が適切にインターネットを利用できる環境の整備を推進するため、フィルタリングの普及・利用促進、インターネットリテラシーの向上に重点を置いた広報啓発活動(街頭キャンペーン、チラシ学校配布、県広報誌掲載)を7月に行った。	インターネット環境の目まぐるしい発達により、夜型社会・情報化社会が更に進展し、青少年がインターネット等に起因する非行・犯罪被害に遭うおそれが高まっており、対象施設への立入調査やフィルタリング等の普及啓発を重点的に取り組む必要がある。また、少子化等に伴い、青少年と地域の大人の交流機会が減少する傾向にあり、青少年育成島根県民会議の諸事業を通して、地域の子どもは地域で育てる気運の一層の醸成を図る必要がある。	社会全体で青少年育成に取り組む意識を高める体制構築を目指し、児童福祉理念並びに非行被害防止、相談窓口等について、さらなる普及と周知を図るため、街頭キャンペーン、イベント、SNS、ホームページ等での広報啓発を推進する。 青少年育成島根県民会議と連携し、県民会議の事業や活動の周知の支援を行い、青少年の健全育成を推進する。 県の子ども・若者計画である「しまね青少年プラン」(第4次改定、R4.7)の周知、広報を行う。

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
27	⑦相談体制の充実	「いじめ相談テレフォン」及び「SNS相談」の活用 (教育指導課) (教育センター) 【再掲】	島根県教育委員会に相談を受け付ける電話及びSNS相談窓口を開設し、いじめ等の相談への対応	引き続き、電話相談では、いじめやその他の悩みを子どもや保護者等がいつでも相談できるよう、夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談体制とした。(24時間子供SOSダイヤルとの接続) SNS相談は公立・私立の中学生・高校生を対象に年間を通じて実施した。	コロナ禍の影響もあり令和4年度実績としてSOSダイヤルと合わせて371件(前年度377件)の電話相談を受けた。 公立・私立の中学生・高校生を対象に実施したSNS相談の令和4年度実績は、402件の相談を受けた。	
		教育相談事業の実施 (教育指導課) (教育センター) 【再掲】	幼児・児童生徒及び保護者からの教育相談に対応するとともに、教職員へのコンサルテーションの実施	島根県教育センターでは、感染症予防対策(相談後の消毒に時間をとる)のため、昨年度に引き続き一日5枠の相談体制とした。 センター自体の普及啓発に努めるとともに、子ども安全支援室とも連携を図り、市町村の教育支援センターや子ども・若者支援センター等と協働しながら相談業務を行った。	R4年度における教育相談の実施状況 ・島根県教育センター所内相談 件数125件、教職員等との相談40回(延べ)、総相談回数1,773回(延べ) ・浜田教育センター所内相談 件数219件、教職員等との相談109回(延べ)、総相談回数2,006回(延べ) ・出張教育相談 島根県教育センター6件 浜田教育センター21件 ・こころ・発達教育相談室内相談 件数51件 総相談回数168回(延べ)	
		スクールカウンセラー配置事業 (教育指導課) 【再掲】	小・中・義・高・特別支援学校へスクールカウンセラーを配置することにより教育相談機能を充実	臨床心理士など高度に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラー[県の会計年度任用職員]として学校に配置し、学校における教育相談体制の充実及び教職員に係る資質の向上を図った。 令和3年度も令和元年度に引き続き、スクールカウンセラーを県内全ての公立学校に配置した。	スクールカウンセラーの配置により、児童生徒や保護者に寄り添った支援ができ、精神的な安定が図れ、いつでも相談できるという雰囲気が広まった。教職員の児童生徒理解が深まり、適切な支援につながった。スクールカウンセラーのより良い活用を図るとともに、資質向上と人材確保について充実させていく必要がある。	
		スクールソーシャルワーカー活用事業 (教育指導課) 【再掲】	配置希望の市町村に委託してスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備	福祉の専門的知識を有するスクールソーシャルワーカーを活用する事業を、中核市を除く全市町村に委託し、児童生徒が置かれた様々な生活環境の問題に働きかけるために関係機関と連携・調整するコーディネートを行ったり、校内の教育相談体制づくりを行ったりした。また、県立高校2校(宍道、浜田定通)に継続配置するとともに、他の県立学校へも、要請があればスクールソーシャルワーカーを派遣した。	スクールソーシャルワーカーが福祉的な側面からの支援や環境調整に関わることにより、学校での組織的な取り組みは進んでいる。今後も、学校現場へのスクールソーシャルワーカー事業の周知徹底や、スクールソーシャルワーカーの人材確保、資質の向上のため、研修会等を開催していく必要がある。	
		いじめ対策等生徒指導推進事業 (教育指導課) 【再掲】	いじめや不登校等の課題を抱える児童生徒の学校復帰や自立に向け、支援員、指導員、教育相談員を配置	宍道高校には引き続き4名、浜田高校定時制・通信制には4名、三刀屋高校掛合分校に1名の教育相談員を配置し、中学時代不登校であった生徒や、他校を退学した生徒等と様々な場面において関わりを持ち、教員以外の立場から生徒を見守り、いつでも相談に応じることができるよう支援した。	宍道高校、浜田高校定時制・通信制、三刀屋高校掛合分校に教育相談員を配置することにより、それぞれの学校において配慮を必要とされる生徒に対しきめ細かな指導が可能となり、退学者減少の一翼を担った。	
		少年相談 (県警少年女性対策課)	相談電話(ヤングテレホン)や電子メールによる相談(みこびーヤングメール)への対応	警察本部に設置している相談電話や相談メール、各警察署における少年相談窓口において受理した少年相談に対し、適切な助言・指導を行った。	相談を受理したときは、相談者の立場に立って懇切に対応し、家庭、学校、職場等と連携を取りながら、早期に問題が解消されるよう適切な措置を講じる。	警察本部に設置している相談電話や相談メール、各警察署における少年相談窓口において受理した少年相談に対し、適切な助言・指導を行う。
				各種広報媒体等への掲載、非行防止教室等の機会を効果的に活用し、少年相談の窓口や相談電話等の周知を図った。	これまでも各種広報媒体等により少年相談窓口を周知しており、今後も継続して相談窓口の周知徹底を図っていく。	各種広報媒体等への掲載、非行防止教室等の機会を効果的に活用し、少年相談の窓口や相談電話等の周知を図る。

人権施策推進計画 R4年度事業実施状況及びR5年度事業実施計画報告書

Ⅱ 各人権課題に対する取組

3. 高齢者

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
28	①福祉教育、意識啓発の推進	ふるさと教育推進に関する支援 (教育指導課) (社会教育課)	児童生徒の福祉の心を育成し、高齢者や障害者への理解を深め、共に生きようとする心情を高めるための指導・助言	島根県社会福祉協議会、島根県福祉教育推進協議会が令和2年度に作成した「しまね流福祉教育推進指針(令和2年度～令和5年度)」について、島根県教育委員会でも、訪問指導等の折に紹介し、活用を促した。	・地域福祉の現状や課題等を知り、福祉への関心を高めるとともに、福祉教育への理解を深めている。 ・豊かな人間性・社会性を育むために、地域住民(高齢者等)との交流活動を実施されている。	島根県社会福祉協議会、島根県福祉教育推進協議会が令和2年度に作成した「しまね流福祉教育推進指針(令和2年度～令和5年度)」について、島根県教育委員会でも、訪問指導等の折に紹介し、活用を促す。
				1. 各学校への訪問指導等の際に、機会を捉えて指導・助言を行った。 2. 島根県社会福祉協議会等と連携・協力をした。		
		生涯現役社会づくり推進事業 (高齢者福祉課)	1. 啓発広報 老人の日・老人週間(9/15～21)を中心として、県民誰もが長寿社会についての理解と認識が深まるよう啓発の促進	1. 新聞、広報誌、テレビ、ラジオ等による広報 2. 各種イベント・各市町村における週間行事、関連団体(県老人クラブ連合会)における関連事業での啓発 3. 老人週間における、県立8施設の高齢者への無料開放の実施	引き続き、老人の日・老人週間を中心として、長寿社会についての理解と認識が深まるよう広報、表彰等により啓発を促進する。 「生涯現役証」の周知をより一層すすめ、年間600人以上の新規交付を図る。	
		2. 長寿者の顕彰老人の日・老人週間事業の一環として、県内の長寿者に対し知事から表彰状等を贈呈	4. 100歳以上の現役意識を持ち続け社会との関わりを継続している高齢者(しまね健康超寿者)への知事表彰 5. 75歳以上の生涯現役活動を行っている高齢者への「生涯現役証」の交付			
		認知症サポーター養成事業 (高齢者福祉課)	認知症になっても安心して暮らせる地域をつくるため、認知症について正しい知識をもち、認知症の人やその家族を支援する人(サポーター)の育成	認知症サポーター養成講座の開催(市町村実施分を含む) 養成数:3,204名	・認知症サポーターは着実に増加している。 ・今後も認知症への理解や支援が進むよう、市町村と協力して養成を行っていく。	認知症サポーター養成講座の開催(市町村実施分を含む) 養成数:5,000名

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
29	②就労対策の推進	シルバー人材センター事業 運営費等補助 (雇用政策課)	高齢者が地域社会で活躍できるようシルバー人材センターの取組を支援し、多様な就業の機会を提供する。	・(公社)島根県シルバー人材センター連合会の人件費・事業費の一部を補助することで、高齢者の希望に応じた就業機会の提供を支援した。 ・中山間地域・離島において利用が少ない派遣事業の拡大を支援した。 シルバー人材センターの会員数 4,293人 シルバー人材センターの就業延人員 317,031人日 (請負等 214,871人日、派遣 102,160人日)	・会員数や就業延人員は、コロナ禍の影響により令和2年度に一旦減少となったが、令和3年度以降は増加に転じ、コロナ前までの状況に回復しつつある。 ・引き続き、高齢者が地域で活躍できるようシルバー人材センターの取組を支援する。	・(公社)島根県シルバー人材センター連合会の人件費・事業費の一部を補助することで、高齢者の希望に応じた就業機会の提供を支援する。 ・県西部において利用が少ない派遣事業の拡大を支援する。
		中高年齢者の就職相談・職業紹介事業 (雇用政策課)	中高年齢者(概ね45歳以上)を対象とした就職相談窓口「ミドル・シニア仕事センター」を設置し、県内企業等での就職を支援する。	・キャリアカウンセリング、職業紹介及び就職後のフォローなど、寄り添い型の支援を実施した。 ・新規企業開拓・企業訪問活動を実施し、求職者のニーズや適性に合った求人情報を開拓した。 求人数 2,099人、求職者数 332人、就職者数 204人、相談件数1,739件	・アフターコロナで社会経済活動再開が本格化する動き等により、R4年度は求人数、求職者数、就職者数、相談件数ともに増加した。 ・引き続き、中高年齢者に対する就職相談窓口を設置し、寄り添い型の就職支援を行う。	・キャリアカウンセリング、職業紹介及び就職後のフォローなど、寄り添い型の支援を実施する。 ・新規企業開拓・企業訪問活動を実施し、求職者のニーズや適性に合った求人情報を開拓する。
30	③高齢者の尊厳を支えるケアの推進 (地域包括ケアシステムの推進)	介護従事者向け認知症研修事業 (高齢者福祉課)	介護に携わる職員等を対象に、認知症高齢者介護に関する専門的な知識及び技術を習得するための実践的研修を実施することで介護サービスの質の向上	1. 認知症介護実践研修 ・実践者研修 4回開催 ・実践リーダー研修 1回開催 ・開設者研修 開催中止 ・管理者研修 2回開催 ・計画作成担当者研修 2回開催 2. 権利擁護推進員養成研修 2回開催	・認知症ケアの充実を図るため、引き続き、専門的な知識・技術の習得に向けた研修を行っていく。	1. 認知症介護実践研修 ・実践者研修 4回開催 ・実践リーダー研修 1回開催 ・開設者研修 1回開催(オンライン) ・管理者研修 2回開催(オンライン) ・計画作成担当者研修 2回開催 2. 権利擁護推進員養成研修 2回開催
		認知症サポーター養成事業 (高齢者福祉課) 【再掲】	認知症になっても安心して暮らせる地域をつくるため、認知症について正しい知識をもち、認知症の人やその家族を支援する人(サポーター)の育成	認知症サポーター養成講座の開催(市町村実施分を含む) 養成数:3,204名	・認知症サポーターは着実に増加している。 ・今後も認知症への理解や支援が進むよう、市町村と協力して養成を行っていく。	認知症サポーター養成講座の開催(市町村実施分を含む) 養成数:5,000名
		地域包括支援センター運営支援事業 (高齢者福祉課)	各保険者が設置する地域包括支援センターの運営支援を行い、地域支援事業・新予防給付の円滑な導入を図り、もって地域包括ケアの仕組みを確立	12月研修1回(100名程度の参加) パンフレット印刷	引き続き、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの周知を図っていく。	各保険者が設置する地域包括支援センターの運営支援を行い、地域支援事業・新予防給付の円滑な導入を図り、もって地域包括ケアの仕組みを確立 ・研修会の開催 ・パンフレット印刷
31	④互助の仕組みづくりの推進(社会参加の促進)	高齢者大学校運営事業 (高齢者福祉課)	島根県高齢者大学校の運営、高齢者に継続的かつ計画的な学習の場を提供するため、原則満60歳以上の学生を募集	7月 東部校30期生・西部校29期生修了 修了者:東部校32名、西部校13名 9月～東部校32期生・西部校31期生開講 定員:東部校50名、西部校25名 修業期間:2年間 島根県社会福祉協議会への事業支援	カリキュラムの改編等により、引き続き地域社会の担い手としての人材育成を目指した学習の場の提供の充実に努める。	
		市町村老人クラブ連合会助成事業外 (高齢者福祉課)	市町村老人クラブ連合会が行う社会参加や健康づくり等の各活動への支援、島根県老人クラブ連合会における活動推進員の活動や健康づくり支援事業への取り組みへの支援	市町村老人クラブ連合会の行う次の取り組みへの支援 ①活動促進 ②健康づくり・介護予防支援事業 ③地域支え合い事業 ④若手高齢者組織化・活動支援事業 島根県老人クラブ連合会への事業支援	クラブ数・会員数とも減少傾向にある老人クラブの活動のより一層の活性化を図るため、引き続き事業支援や県の広報媒体による広報等による支援を実施する。	

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
32	⑤権利擁護の推進	日常生活自立支援事業 (地域福祉課)	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を実施する ・実施主体 県社協(窓口業務等は、市町村社協) ・援助の内容 福祉サービスの利用援助 日常的金銭管理サービス 書類等預かりサービス 定期的訪問による状態把握	引き続き、すべての市町村社協において窓口業務を行う体制を継続し、支援サービスの円滑な実施に努めた。	判断能力が不十分な方が安心して地域で暮らすことができるよう、身近な地域での相談・支援体制を構築することができた。 今後ともニーズに応えられるよう、現行体制を維持し、サービスの質の向上を図ることが必要である。	令和4年度の取り組みを継続する。
		法人後見受任体制の整備 (地域福祉課)	市町村社協が法人後見を受任するために必要な技術的助言等の実施 ・実施主体 県社協(受任は、市町村社協) ・後見業務の内容 身上監護、財産管理等	引き続き、市町村社協が法人後見を受任するために必要な技術的助言を行った。	成年後見人の確保が困難な場合に、市町村社協が受け皿になることができた。 今後もニーズに応えることができるよう、市町村社協に対する支援を継続する。	令和4年度の取り組みを継続する。
		地域見守りネットワークの構築支援 (環境生活総務課)	高齢者等の消費生活上特に配慮を要する消費者の被害を防止するため、本人や家族等への注意喚起や啓発等に加え、地域の関係者が連携して見守り活動を行う「消費者安全確保地域協議会(地域見守りネットワーク)」の構築を推進する。	・市町村地域見守りネットワークの設置状況調査(6月) ・未設置の市町村への巡回訪問説明(9~1月) ・島根県高齢消費者被害防止対策会議(1月) ・高齢者向け啓発グッズの作成・配布	市町村の状況を踏まえ、出前講座や訪問説明等を行った結果、令和4年度末で合計11市町での地域見守りネットワークが設置された。 今後も未設置市町村に対し地域見守りネットワークの設置促進を継続する。	・市町村地域見守りネットワークの設置状況調査(6月) ・地域見守りネットワーク研修会(要望あれば実施) ・見守りサポーター養成講座(要望あれば実施) ・未設置の市町村への巡回訪問説明(9~1月) ・島根県高齢消費者被害防止対策会議(1月) ・高齢者向け啓発グッズの作成・配布

人権施策推進計画 R4年度事業実施状況及びR5年度事業実施計画報告書

Ⅱ 各人権課題に対する取組

4. 障がいのある人

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
33	①障がいを理由とする差別の解消の推進	障がいを理由とする差別解消推進事業 (障がい福祉課)	障がいの特性や必要な配慮等に関する普及啓発活動(あいサポート運動)に取り組むとともに、差別的事案への対応のための体制の整備	○あいサポート運動 ・あいサポーター研修の講師となるあいサポートメッセンジャーを養成する研修とともに、メッセンジャーのスキルアップや実践活動を促進するためのフォローアップ研修を実施 ・あいサポート運動に取り組む企業・団体を「あいサポート企業・団体」として認定 ・新聞や広報誌のほか、街頭ビジョンなど新たな媒体を用いた広報活動を実施 ○障害者差別解消法への対応 ・相談窓口の周知を図り、障がい者が相談しやすい環境づくりを推進 ・差別解消支援地域協議会の開催などにより、関係機関と相談事案の共有を図り、相談への対応力を強化 ・事業者による合理的配慮の提供を義務付ける差別解消法一部改正(R4.6月公布、今後3年以内に施行)を踏まえ、国から今後示される新方針の内容を事業者・県民に周知	あいサポートメッセンジャー等が行う普及啓発研修により、あいサポーター数は着実に増加しており、今後も県民及び事業者に対し障がいを理由とする差別解消意識の向上に向けて継続反復的に取り組みを行っていく。	○あいサポート運動 ・あいサポーター研修の講師となるあいサポートメッセンジャーを養成する研修とともに、メッセンジャーのスキルアップや実践活動を促進するためのフォローアップ研修を実施 ・あいサポート運動に取り組む企業・団体を「あいサポート企業・団体」として認定 ・新聞や広報誌のほか、街頭での広報活動を実施 ○県庁本庁舎受付に、手話によるコミュニケーション手段を確保するよう島根県聴覚障害者情報センターと回線を結んだタブレット端末を運用 ○障害者差別解消法への対応 ・相談窓口の周知を図り、障がい者が相談しやすい環境づくりを推進 ・差別解消支援地域協議会の開催などにより、関係機関と相談事案の共有を図り、相談への対応力を強化 ・事業者による合理的配慮の提供を義務付ける差別解消法一部改正(R4.6月公布、今後3年以内に施行)を踏まえ、国から今後示される新方針の内容を事業者・県民に周知
34	②障がいに対する理解の促進	障がいを理由とする差別解消推進事業 (障がい福祉課) 【再掲】	障がいの特性や必要な配慮等に関する普及啓発活動(あいサポート運動)に取り組むとともに、差別的事案への対応のための体制の整備	○あいサポート運動 ・あいサポーター研修の講師となるあいサポートメッセンジャーを養成する研修とともに、メッセンジャーのスキルアップや実践活動を促進するためのフォローアップ研修を実施 ・あいサポート運動に取り組む企業・団体を「あいサポート企業・団体」として認定 ・新聞や広報誌のほか、街頭ビジョンなど新たな媒体を用いた広報活動を実施 ○障害者差別解消法への対応 ・相談窓口の周知を図り、障がい者が相談しやすい環境づくりを推進 ・差別解消支援地域協議会の開催などにより、関係機関と相談事案の共有を図り、相談への対応力を強化 ・事業者による合理的配慮の提供を義務付ける差別解消法一部改正(R4.6月公布、今後3年以内に施行)を踏まえ、国から今後示される新方針の内容を事業者・県民に周知	あいサポートメッセンジャー等が行う普及啓発研修により、あいサポーター数は着実に増加しており、今後も県民及び事業者に対し障がいを理由とする差別解消意識の向上に向けて継続反復的に取り組みを行っていく。	○あいサポート運動 ・あいサポーター研修の講師となるあいサポートメッセンジャーを養成する研修とともに、メッセンジャーのスキルアップや実践活動を促進するためのフォローアップ研修を実施 ・あいサポート運動に取り組む企業・団体を「あいサポート企業・団体」として認定 ・新聞や広報誌のほか、街頭での広報活動を実施 ○県庁本庁舎受付に、手話によるコミュニケーション手段を確保するよう島根県聴覚障害者情報センターと回線を結んだタブレット端末を運用 ○障害者差別解消法への対応 ・相談窓口の周知を図り、障がい者が相談しやすい環境づくりを推進 ・差別解消支援地域協議会の開催などにより、関係機関と相談事案の共有を図り、相談への対応力を強化 ・事業者による合理的配慮の提供を義務付ける差別解消法一部改正(R4.6月公布、今後3年以内に施行)を踏まえ、国から今後示される新方針の内容を事業者・県民に周知
		県地域生活支援事業 (障がい福祉課)	ノーマライゼーション理念の実現に向け、障がい者の地域での生活の質的向上や社会参加を促進するための各種事業の実施	・島根県障害者社会参加推進センター等に、生活訓練事業・ボランティア等養成事業・情報支援事業等を委託し、障がい者の社会参加を推進。 ・島根県障がい者文化芸術活動支援センターを中心に相談支援や人材育成を実施し、障がい者の文化芸術活動の促進を通して、社会参加を推進。	着実に実施しており、今後も引き続き実施していく必要がある。	・島根県障害者社会参加推進センター等に、生活訓練事業・ボランティア等養成事業・情報支援事業等を委託し、障がい者の社会参加を推進。 ・島根県障がい者文化芸術活動支援センターを中心に相談支援や人材育成を実施し、障がい者の文化芸術活動の促進を通して、社会参加を推進。

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
35	③特別支援教育の推進	特別支援教育就学奨励事業 (特別支援教育課)	特別支援学校に通学する幼児、児童、生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費を支給	引き続き特別支援学校の児童生徒等に支給する	支給対象者について、適切に支給することができた。	引き続き特別支援学校の児童生徒等に支給する
36	④障がいのある人の理解を深めるための福祉教育の推進	人権教育研修講座 (教育指導課) (教育センター)	教職員に対する特別支援教育の推進に向けた研修の実施	3. 新任教職員研修 273名(特別支援教育) ・特別支援学校教諭・寄宿舎指導員 第Ⅰ 5月12日、第Ⅱ9月29日、30日のいずれか1日 ・小・中・高校教諭 9月30日(松江)、28日(出雲)、29日(西部) ・養護教諭・栄養教諭 9月30日(松江)、28日(出雲)、29日(西部) ・幼稚園教諭 5月13日 ・実習教員 9月30日(東部)、29日(西部) ・学校事務職員 1月27日	・新任教職員研修、教職経験6年目研修、中堅教諭等資質向上研修の受講者を対象に、経験年数に応じて特別支援教育の推進について講義や協議を行い理解を図るとともに、特別支援教育の視点を教育活動の基底に据えて実践しようとする意欲を高めることができた。	3. 新任教職員研修 274名(特別支援教育) ・特別支援学校教諭・寄宿舎指導員 第Ⅰ 5月11日、第Ⅱ9月28日、29日のいずれか1日 ・小・中・高校教諭 9月29日(松江)、27日(出雲)、28日(西部) ・養護教諭・栄養教諭 9月29日(松江)、27日(出雲)、28日(西部) ・幼稚園教諭 5月19日 ・実習教員 9月29日(東部)、28日(西部) ・学校事務職員 1月26日
				4. 教職経験6年目研修 176名(特別支援教育) 5月11日、17日、20日のいずれか1日		4. 教職経験6年目研修 181名(特別支援教育) 8月2日、3日、4日のいずれか1日
				5. 中堅教諭等資質向上研修・専門性向上研修 165名(特別支援教育) Ⅰ 幼稚園教諭 8月17日 Ⅱ 上記以外の者 8月1日、2日、4日のいずれか1日		5. 中堅教諭等資質向上研修・専門性向上研修 160名(特別支援教育) 2月15日、16日のいずれか1日
				6. 新任講師等研修 116名 ※いずれも「特別支援教育」を研修内容とする第2回研修の期日のみ記載 松江・隠岐 9月21日 出雲 9月15日 浜田・益田 9月16日		6. 新任講師等研修 102名 ※いずれも「特別支援教育」を研修内容とする第2回研修の期日のみ記載 松江・隠岐 9月20日 出雲 9月14日 浜田・益田 9月12日
				7. 管理職研修(新任副校長・新任教頭) 5月26日(西部)、27日(東部)(68名) 「特別支援教育」(特別支援教育課)		7. 管理職研修(新任副校長・新任教頭) 5月26日(73名) 「特別支援教育」(特別支援教育課)
				8. 管理職研修(新任校長) 5月24日(58名) 「特別支援教育」(特別支援教育課)		8. 管理職研修(新任校長) 5月30日(62名) 「特別支援教育」(特別支援教育課)
				ミドルリーダー育成研修 10月12日(44名) 「特別支援教育の視点からの学校経営」(島根大学大学院教授 原広治氏)		ミドルリーダー育成研修 7月7日～8月7日(オンデマンド)(42名) 「特別支援教育総論」(新潟大学教授 長澤正樹氏)

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
36		特別支援教育研修講座 (教育指導課) (教育センター)	教職員に対する特別支援教育の推進 に向けた研修講座の実施	生徒理解や特別支援教育に関する主な研修講座 ・生徒理解と支援講座 9月16日 ・児童理解と支援講座 11月15日 ・特別支援教育専門講座 9月9日 ・特別支援学校、特別支援学級における授業づくり講座 10月7日 ・特別支援学級担任3年目研修 東部6月24日 西部6月21日 ・小・中学校特別支援学級、通級指導教室新任担当教員研修 第1回 松江4月22日 出雲4月22日 西部4月20日 第2回 松江8月18日 出雲8月18日 西部8月23日 第3回 松江12月9日 出雲12月1日 西部11月24日 ・特別支援学級担任スキルアップ研修 第1回 東部6月3日 西部6月7日 第2回 学校会場 全6回 9～12月 第3回 東部1月20日 西部1月18日 ・新任特別支援教育コーディネーター研修 東部5月25日 西部5月27日 隠岐5月27日	・特別支援教育の推進に向けた研修を実施することで、障がいのある児童生徒への支援の在り方について理解を深めるとともに、実践のためのスキルを高めることができた。	生徒理解や特別支援教育に関する主な研修講座 ・不登校の理解と支援講座 7月4日 ・子ども理解と支援講座 9月21日 ・すべての教職員に役立つ！支援につながる子どもの理解講座 10月24日 ・特別支援教育専門講座 9月8日 ・特別支援学校、特別支援学級における授業づくり講座 10月6日 ・特別支援学級担任3年目研修 東部6月23日 西部6月28日 ・小・中学校特別支援学級、通級指導教室新任担当教員研修 第1回 4月21日、26日、28日のいずれか1日 第2回 8月7日、8日のいずれか1日 第3回 12月1日、6日、8日のいずれか1日 ・特別支援学級担任スキルアップ研修 第1回 東部6月2日 西部6月2日 第2回 学校会場 全6回 9～12月 第3回 東部1月19日 西部1月17日 ・新任特別支援教育コーディネーター研修 東部5月25日 西部5月26日
37	⑤地域生活 の充実	障がい者スポーツ振興事業 (スポーツ振興課)	島根県障がい者スポーツ大会の開催。全国大会、中四国ブロック予選会への選手派遣及び選手強化	・第23回全国障害者スポーツ大会 10/29～31(栃木県) ・第22回全国障害者スポーツ大会中四国ブロック予選会 4/23～24(島根県) バスケットボール(男・女)(知的) 5/3～4(高知県) サッカー(知的) 5/21～22(岡山県) バレーボール(知的・精神) 6/11～12(鳥取県) ソフトボール(知的) ・第23回島根県障がい者スポーツ大会 4/16 卓球(益田市) 4/16 アーチェリー(出雲市) 4/29 ポッチャ(浜田市) 5/14 水泳(松江市) 5/14 ボウリング(松江市) 5/28 陸上(益田市) 6/4 フライングディスク(出雲市) 9/3 ソフトバレーボール(江津市)※中止 10/1 グラウンドゴルフ(益田市) 10/1 ソフトボール(益田市)※2/25に変更 11/26 バドミントン(江津市)	各競技、新型コロナウイルスの影響で、参加者数が伸び悩んだ。今年度は新型コロナウイルスの5類移行に伴い、広報などを積極的に行うなどして、参加者数を確保し、事業を実施していく必要がある。	・特別全国障害者スポーツ大会 10/28～30(鹿児島県) ・特別全国障害者スポーツ大会中四国ブロック予選会 4/29～4/30(島根県) バレーボール(精神) 5/13～5/14(徳島県) サッカー(知的) 5/27～5/28(香川県) ソフトボール(知的) 6/10～6/11(山口県) バスケットボール(知的) ・第23回島根県障がい者スポーツ大会 4/22 ボウリング(松江市) 5/13 水泳(松江市) 5/14 陸上(松江市) 5/20 フライングディスク(浜田市) 5/21 アーチェリー(松江市) 5/27 卓球(出雲市) 6/11 ポッチャ(松江市) 11/11 ソフトボール(出雲市) 11/26 グラウンド・ゴルフ(出雲市) 12/9 バドミントン(浜田市) 1/20 ソフトバレーボール(出雲市)
		県地域生活支援事業 (障がい福祉課) 【再掲】	ノーマライゼーション理念の実現に向け、障がい者の地域での生活の質的向上や社会参加を促進するための各種事業の実施	・島根県障害者社会参加推進センター等に、生活訓練事業・ボランティア等養成事業・情報支援事業等を委託し、障がい者の社会参加を推進。 ・島根県障がい者文化芸術活動支援センターを中心に相談支援や人材育成を実施し、障がい者の文化芸術活動の促進を通して、社会参加を推進。	着実に実施しており、今後も引き続き実施していく必要がある。	・島根県障害者社会参加推進センター等に、生活訓練事業・ボランティア等養成事業・情報支援事業等を委託し、障がい者の社会参加を推進。 ・島根県障がい者文化芸術活動支援センターを中心に相談支援や人材育成を実施し、障がい者の文化芸術活動の促進を通して、社会参加を推進。
		市町村地域生活支援事業 (障がい福祉課)	市町村が実施する事業に対し、助成	相談支援・移動支援・コミュニケーション支援、地域活動支援センター・日常生活用具給付等の事業を県内全市町村で実施	着実に実施しており、今後も引き続き実施していく必要がある。	相談支援・移動支援・コミュニケーション支援、地域活動支援センター・日常生活用具給付等の事業を県内全市町村で実施

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
38	⑥就労支援の取組	障がい者の雇用促進・安定事業 (雇用政策課)	障がい者の雇用促進を図るための広報、フォーラムの開催	<ul style="list-style-type: none"> 「障害者雇用支援月間」(9月)における広報 障がい者雇用促進に係る啓発パンフレットの作成 障がい者雇用促進フォーラム(大田・松江)の開催 <p>(参加者数) 9月1日 大田会場 24名 11月7日 松江会場 35名</p>	県内の民間企業における実雇用率は年々上昇しているが、令和6年4月より法定雇用率が引き上げられることを踏まえ、障がい者雇用が更に進むよう、引き続き啓発を進める。	<ul style="list-style-type: none"> 「障害者雇用支援月間」(9月)における広報 障がい者雇用促進に係る啓発パンフレットの作成 障がい者雇用促進フォーラム(出雲・益田)の開催 障がい者の安定的雇用が見込まれる特例子会社の設立を支援
			障がい者の能力、適性及び地域の障害者雇用ニーズに対応した職業能力の開発による就職の促進	高等技術校での施設内訓練や企業等への委託により職業訓練を実施 <ul style="list-style-type: none"> ①高等技術校 <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス科 2名 ・総合実務科 10名 ②民間への委託による訓練 <ul style="list-style-type: none"> ・パソコン等 49名 	職業訓練は、障がい者の企業等での就職に繋がっており、今後も引き続き職業訓練を実施していく。	高等技術校での施設内訓練や企業等への委託により職業訓練を実施 <ul style="list-style-type: none"> ①高等技術校 <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス科 10名 ・総合実務科 10名 ②民間への委託による訓練 <ul style="list-style-type: none"> ・パソコン等 68名
39	⑦ひとにやさしいまちづくりの推進	障がいを理由とする差別解消推進事業 (障がい福祉課)	障がいの特性や必要な配慮等に関する普及啓発活動(あいサポート運動)に取り組むとともに、差別的事案への対応のための体制の整備	○あいサポート運動 <ul style="list-style-type: none"> ・あいサポーター研修の講師となるあいサポートメッセンジャーを養成する研修とともに、メッセンジャーのスキルアップや実践活動を促進するためのフォローアップ研修を実施 ・あいサポート運動に取り組む企業・団体を「あいサポート企業・団体」として認定 ・新聞や広報誌のほか、街頭ビジョンなど新たな媒体を用いた広報活動を実施 ○障害者差別解消法への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の周知を図り、障がい者が相談しやすい環境づくりを推進 ・差別解消支援地域協議会の開催などにより、関係機関と相談事案の共有を図り、相談への対応力を強化 ・事業者による合理的配慮の提供を義務付ける差別解消法一部改正(R4.6月公布、今後3年以内に施行)を踏まえ、国から今後示される新方針の内容を事業者・県民に周知 	あいサポートメッセンジャー等が行う普及啓発研修により、あいサポーター数は着実に増加しており、今後も県民及び事業者に対し障がいを理由とする差別解消意識の向上に向けて継続反復的に取り組みを行っていく。	○あいサポート運動 <ul style="list-style-type: none"> ・あいサポーター研修の講師となるあいサポートメッセンジャーを養成する研修とともに、メッセンジャーのスキルアップや実践活動を促進するためのフォローアップ研修を実施 ・あいサポート運動に取り組む企業・団体を「あいサポート企業・団体」として認定 ・新聞や広報誌のほか、街頭での広報活動を実施 ○県庁本庁舎受付に、手話によるコミュニケーション手段を確保するよう島根県聴覚障害者情報センターと回線を結んだタブレット端末を運用 ○障害者差別解消法への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の周知を図り、障がい者が相談しやすい環境づくりを推進 ・差別解消支援地域協議会の開催などにより、関係機関と相談事案の共有を図り、相談への対応力を強化 ・事業者による合理的配慮の提供を義務付ける差別解消法一部改正(R4.6月公布、今後3年以内に施行)を踏まえ、国から今後示される新方針の内容を事業者・県民に周知
		県地域生活支援事業 (障がい福祉課)	ノーマライゼーション理念の実現に向け、障がい者の地域での生活の質的向上や社会参加を促進するための各種事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県障害者社会参加推進センター等に、生活訓練事業・ボランティア等養成事業・情報支援事業等を委託し、障がい者の社会参加を推進。 ・島根県障がい者文化芸術活動支援センターを中心に相談支援や人材育成を実施し、障がい者の文化芸術活動の促進を通して、社会参加を推進。 	着実に実施しており、今後も引き続き実施していく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県障害者社会参加推進センター等に、生活訓練事業・ボランティア等養成事業・情報支援事業等を委託し、障がい者の社会参加を推進。 ・島根県障がい者文化芸術活動支援センターを中心に相談支援や人材育成を実施し、障がい者の文化芸術活動の促進を通して、社会参加を推進。
		市町村地域生活支援事業 (障がい福祉課)	市町村が実施する事業に対し、助成	相談支援・移動支援・コミュニケーション支援、地域活動支援センター・日常生活用具給付等の事業を県内全市町村で実施	相談支援・移動支援・コミュニケーション支援、地域活動支援センター・日常生活用具給付等の事業を県内全市町村で実施	着実に実施しており、今後も引き続き実施していく必要がある。

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
40	⑧権利擁護のための施策の充実	障がい者虐待防止対策支援事業(障がい福祉課)	障がい者虐待の未然防止や早期発見、被虐待者等への適切な支援のため、地域における連携体制の整備や支援体制の強化を行う。	○障がい者虐待防止・権利擁護研修事業 障害福祉サービス施設・事業所等の管理者、従事者、市町村職員等を対象とした研修の実施 ○障がい者虐待対応専門職チーム派遣事業 弁護士・社会福祉士からなる専門職チームを各圏域に派遣	障害福祉サービス施設・事業所等の管理者、従事者、市町村職員等を対象とした研修及び弁護士・社会福祉士からなる専門職チームを各圏域に派遣する事業を実施しており、今後も引き続き実施していく必要がある。	○障がい者虐待防止・権利擁護研修事業 障害福祉サービス施設・事業所等の管理者、従事者、市町村職員等を対象とした研修の実施 ○障がい者虐待対応専門職チーム派遣事業 弁護士・社会福祉士からなる専門職チームを各圏域に派遣
		県地域生活支援事業(障がい福祉課) 【再掲】	ノーマライゼーション理念の実現に向け、障がい者の地域での生活の質的向上や社会参加を促進するための各種事業の実施	・島根県障害者社会参加推進センター等に、生活訓練事業・ボランティア等養成事業・情報支援事業等を委託し、障がい者の社会参加を推進。 ・島根県障がい者文化芸術活動支援センターを中心に相談支援や人材育成を実施し、障がい者の文化芸術活動の促進を通して、社会参加を推進。	着実に実施しており、今後も引き続き実施していく必要がある。	・島根県障害者社会参加推進センター等に、生活訓練事業・ボランティア等養成事業・情報支援事業等を委託し、障がい者の社会参加を推進。 ・島根県障がい者文化芸術活動支援センターを中心に相談支援や人材育成を実施し、障がい者の文化芸術活動の促進を通して、社会参加を推進。
		市町村地域生活支援事業(障がい福祉課) 【再掲】	市町村が実施する事業に対し、助成	相談支援・移動支援・コミュニケーション支援、地域活動支援センター・日常生活用具給付等の事業を県内全市町村で実施	着実に実施しており、今後も引き続き実施していく必要がある。	相談支援・移動支援・コミュニケーション支援、地域活動支援センター・日常生活用具給付等の事業を県内全市町村で実施
		日常生活自立支援事業(地域福祉課) 【再掲】	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスを利用援助する ・実施主体 県社協(窓口業務等は、市町村社協) ・援助の内容 福祉サービスの利用援助 日常的金銭管理サービス 書類等預かりサービス 定期的訪問による状態把握	すべての市町村社協において窓口業務を行う体制を継続し、支援サービスの円滑な実施に努めた。	判断能力が不十分な方が安心して地域で暮らすことができるよう、身近な地域での相談・支援体制を構築することができた。 今後ともニーズに応えられるよう、現行体制を維持し、サービスの質の向上を図ることが必要である。	令和4年度の取り組みを継続する。
		法人後見受任体制の整備(地域福祉課) 【再掲】	市町村社協が法人後見を受任するために必要な技術的助言等の実施 ・実施主体 県社協(受任は、市町村社協) ・後見業務の内容 身上監護、財産管理等	市町村社協が法人後見を受任するために必要な技術的助言を行った。	成年後見人の確保が困難な場合に、市町村社協が受け皿になることができた。 今後もニーズに応えることができるよう、市町村社協に対する支援を継続する。	令和4年度の取り組みを継続する。

人権施策推進計画 R4年度事業実施状況及びR5年度事業実施計画報告書

Ⅱ 各人権課題に対する取組

5. 同和問題

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
41	①教育・啓発の推進	人権教育地域活性化事業 (人権同和教育課)	地域の実態に即した人権課題の解決方策について、地域ぐるみで協議	第1回ブロック別市町村担当者会 ・期日 6/16:隠岐、6/20:出雲・松江、6/28益田、6/29:浜田 ・内容 研修会開催要項の検討、各市町村の人権教育・啓発推進状況についての情報交換 研修会(オンデマンド研修:YouTubeによる配信) ・講演 ひとりぼっちのないまちへ ～地域の子どもを支えるために必要なこと～ ・講師 こどもソーシャルワークセンター(幸重社会福祉士事務所) 代表 幸重 忠孝 さん ・配信期間 10月19日～10月31日 ・視聴者数 191名 第2回ブロック別市町村担当者会 ・期日 2/7:益田・浜田、2/15:出雲、2/17:隠岐、2/27:松江 ・内容 研修会の振り返り、各市町村の人権教育・啓発事業の成果についての情報交換	人権教育の組織と取組の活性化をねらいとし、2回の担当者会、研修会を行っている。各市町村の課題を明確にしたり、いろいろな人を巻き込んで人権教育を推進したりするきっかけづくりに役立っている。コロナ禍により、会場での研修会が中止となり、オンデマンド配信の視聴による研修とした。次年度は、会場に参集しての研修会とし、講演を聴いた後、話し合いをすることで実践に移すことを目標とする。	第1回ブロック別市町村担当者会 教育事務所ブロックごとに実施(5～6月) 研修会(講演・演習) ・講演 ひとりぼっちのないまちへ ～地域の子どもを支えるために必要なこと～(仮) ・講師 こどもソーシャルワークセンター(幸重社会福祉士事務所) 代表 幸重 忠孝 さん ・隠岐会場(8月2日)、松江会場(8月7日)、浜田会場(8月8日) 第2回ブロック別市町村担当者会 教育事務所ブロックごとに実施(10～11月)
		人権を考える県民のつどい (人権同和教育課)	県民全体を対象として実施する人権教育及び啓発のための、人権教育啓発活動展及び講演	・期日:10月16日(日) ・会場:雲南市加茂文化ホール ラメール(雲南市) ・講師:島田 妙子さん ・「島根県同和教育推進協議会連合会究集会」と共催	「しまね人権フェスティバル」と同時開催し、多様な催し物への参加が可能となるよう工夫して行う。市町村推進協議会からの参加者が減少傾向にあるので、参加を促す働きかけを行う。	・期日:12月10日(日) ・会場:島根県芸術文化センターグラントワ(益田市) ・講師:奥田 均さん ・「島根県同和教育推進協議会連合会究集会」と共催
		人権教育研究促進事業 (人権同和教育課)	地域の実態に即した人権教育の促進を図るため、市町村同和教育推進協議会の連合体組織である島根県同和教育推進協議会に委託	ブロックごとに研修会を実施 ・松江ブロック 10月12日講演会160名 ・出雲ブロック 11月 9日講演会 82名 ・浜田ブロック 8月22日講演会220名 ・益田ブロック 8月 9日実践報告211名 ・隠岐ブロック 9月24日講演会・パネルディスカッション104名	ブロック別の実態・課題を踏まえた上で講師を選定したり、研修方法を工夫したりすることにより、各地域の多くの人権・同和教育推進者の学びを深めることができた。委託事業として、今後も引き続き、島根県同和教育推進協議会連合会との連携を密にし、趣旨に沿った内容の実施と参加を促していく必要がある。	ブロックごとに研修会を実施 ・松江ブロック 8月 4日(安来市) ・出雲ブロック 11月上旬(飯南町) ・浜田ブロック 10～11月(邑南町) ・益田ブロック 8月 9日(吉賀町) ・隠岐ブロック 10～11月(西ノ島町)
		人権教育指導資料作成事業 (人権同和教育課)	人権教育に係る指導資料の作成などを通して、学校教育・社会教育における人権教育の充実を図る。	・人権教育担当主任等研修において、保護者啓発リーフレット「知っていますか？子どもたちが学んでいる同和問題の歴史」を配布した。	・次年度以降の配布の在り方について課内で検討する。	・人権教育担当主任等研修においてリーフレットを配布する。「知っていますか？子どもたちが学んでいる同和問題の歴史」「しまねがめざす人権教育～実践編」
		差別意識の解消に向けた教育の推進 (教育指導課)	各種研修や学校訪問指導における啓発	1. 教育センター研修や校内研修等を通じて、全教職員の人権意識を高めた。また、教科指導やホームルーム活動を中心として人権教育を進めるとともに、機会を捉えて適切な指導を行うように促した。 2. 教育センターによる学校訪問においては、教科指導をはじめ教育活動全体を通じて、発達段階に応じた学習が深まる視点に立った助言をした。	校内研修を実施し、着実に成果を上げつつあるが、今後も同和問題や人権に関する理解を深め、適切な指導が継続して行うことができる必要がある。	1. 教育センター研修や校内研修等を通じて、全教職員の人権意識を高めた。また、教科指導やホームルーム活動を中心として人権教育を進めるとともに、機会を捉えて適切な指導を行うように促していく。 2. 教育センターによる学校訪問においては、教科指導をはじめ教育活動全体を通じて、発達段階に応じた学習が深まる視点に立った助言をする。
		人権啓発指導者養成事業 (人権同和対策課)	各地域及び各種団体の指導者養成	1 社会人権教育・啓発基礎講座 5月24日、5月31日、6月8日 雲南市 5月27日、6月3日、6月10日 江津市 2会場3回シリーズで実施	1. 社会教育関係者のほか、行政の新規採用職員研修の一環として位置づける市町村もあり定着してきている。H26年度から県内2会場にしたところ受講者数も増えている。	1 社会人権教育・啓発基礎講座 5月25日、6月2日、6月9日 松江市 5月23日、5月31日、6月6日 浜田市 2会場3回シリーズで実施

【再掲】

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
41				2 社会人権教育・啓発専門講座 専門講座 6月27日、7月6日、7月19日、7月28日 出雲市 隠岐講座 9月1日、9月2日 隠岐の島町、西ノ島町(サテライト)	2. 各市町村から参加しやすいように、県内3会場をローテーション(出雲市、大田市、浜田市)して開催している。会場地により若干参加者数に差がある。毎年、30名前後の参加者を得られるようにしたい。	2 社会人権教育・啓発専門講座 専門講座 6月29日、7月6日、7月14日、7月27日 大田市 隠岐講座 9月6日、9月7日 西ノ島町、 隠岐の島町(サテライト)
				3 人権教育地域中核指導者養成講座 9月29日、10月18日、11月9日、12月1日 浜田市	3. 市町村から推薦された意欲的な受講者が揃い、地域での実践につながる充実した研修となった。	3 人権教育地域中核指導者養成講座 9月25日、10月17日、11月9日、12月5日 出雲市
				4 人権教育地域中核指導者連絡協議会 1月27日 人権啓発推進センターからオンライン配信	4. R4年度は、大雪のためZoomを使用して実施した。	4 人権教育地域中核指導者連絡協議会 1月30日 大田市
				5 人権・同和問題を考える女性の集い 8月21日 松江市	5. 実行委員会形式による参加団体の主体的な運営に大きな意義があることを確認している。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、規模を縮小し島根県看護協会研修室で実施した。当日の講演、フォーラムの様子を動画にして各団体で研修を実施した。	5 人権・同和問題を考える女性の集い 8月20日 大田市
				6 同和問題青年団体研修 12月3日 大田市	6. 参加者の意欲、学びに対する姿勢が共に前向きで、効果的な研修となっている。	6 同和問題青年団体研修 12月2日 松江市
42	②就労問題への取組	学卒者等の職業訓練事業(雇用政策課)	若年者等の職業訓練を実施し、関連産業界等への早期就職を円滑にすることにより雇用の安定を図る。	県立高等技術校において職業訓練を実施 東部高等技術校 7コース 107名 西部高等技術校 2コース 19名	R4年度の就職者数 63人 関連産業界へ多くの人材を輩出しており、引き続き職業訓練を実施していく。	県立高等技術校において職業訓練を実施 東部高等技術校 7コース 139名 西部高等技術校 2コース 20名
		離転職者等の職業訓練事業(雇用政策課)	新たな職業に必要な技能・知識等を習得するための職業訓練を実施し、離転職者等の円滑な再就職を支援する。	県立高等技術校から民間教育訓練機関に委託して職業訓練を実施 東部高等技術校 39コース 291名 西部高等技術校 14コース 134名	R3年度就職者数 372人 (R4年度は未確定) 多くの方の再就職につながっており、引き続き職業訓練を実施していく。	県立高等技術校から民間教育訓練機関に委託して職業訓練を実施 東部高等技術校 46コース 474名 西部高等技術校 14コース 180名
43	③就学援助への取組	人権教育推進連絡会議(人権同和教育課)	様々な支援を必要とする児童生徒の進路保障の取組を進めるための、協議や情報交換の実施	○第1回 教育会館 4月6日(火) ○第2回 市町村振興センター 2月28日(火)	・進路保障についての理解を深めるとともに、連携を図るための具体的な情報交換をすることができた。 ・市町村教委の担当者を対象とし実施している島根県進路保障推進協議会では、「学校と社会福祉の連携」を主題として協議し、市町村教育委員会との連携を深めることができた。 ・今後も市町村訪問等を通じて、市町村教委との連携を深め、人権教育の推進を図る。	○第1回 市町村振興センター 4月6日(木) ○第2回 2月(未定)
		島根県進路保障推進協議会(人権同和教育課)		○会場・期日 あすてらす 4月22日(金) 隠岐合同庁舎 6月1日(火) ○内容 ・説明「島根がめざす人権教育」 「市町村教育委員会における人権教育研修の実施状況について」 「島根県教育センター研修について」 ・事例発表「学習支援事業」(大田市) 「学校・福祉連携モデル事業」(美郷町) ・協議・情報交換		○会場・期日 あすてらす 4月21日(金) 隠岐合同庁舎 6月15日(木) ○内容 ・説明「しまねがめざす人権教育」 「市町村教育委員会における人権教育研修の実施状況について」 「島根県教育センター研修について」 「推進状況調査について」 「学校・福祉連携モデル事業の状況について」 「学校・福祉連携推進教員配置の状況について」 ・取組発表(安来市) ・協議・情報交換
		進路保障に係る市町村訪問(人権同和教育課)		○19市町村 ○8月～12月に訪問		○19市町村 ○8月～12月に訪問予定
		進路保障推進事業(体験活動・交流活動)(人権同和教育課)	様々な支援を必要とする児童生徒に対する進路保障のための学習支援、体験活動や交流活動の実施	(休止)		(休止)

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
44	④生活環境への取組	地方改善施設整備費補助金 (厚生労働省) (人権同和対策課)	生活環境等の安定向上を図る必要のある地域の住民の生活環境等の改善を図るため、市町村が設置する共同施設の整備に要する費用の一部を補助し、地域住民の生活の社会的、経済的、文化的改善向上を図る。	令和4年度は申請がなかった。 今後も必要に応じて事業を実施	今後もニーズの高い地域において事業の実施を図る。	
45	⑤産業振興への取組	起業家スクール開催事業 (中小企業課)	起業のために必要な基礎知識などを学ぶスクール(連続講座)を開催する。	「しまね起業家スクール実行委員会」(構成団体:島根県商工会連合会、島根県商工会議所連合会、島根県信用保証協会、公益財団法人しまね産業振興財団、島根県)を組織し、実行委員会から運営団体に委託する方法により実施。 令和4年度も、浜田会場での開催は行わず、オンラインでどこからでも受講できる環境を整備した。 1. 運営団体(委託先) しまね産業振興財団 2. 開催日時 6月18日(土)~10月15日(土)(全12回) 3. 会場 テクノアークしまね ※オンライン受講可 4. 講師 地酒と器のひとしずく 江角 美紀子 など 5. 内容 各回のテーマ:「マーケティングの基礎」、「ビジネスプランシートの作成」、「ビジネスプラン発表会」など 6. 受講料 一般:7,000円 学生:4,000円	令和4年度、第23期起業家スクールは30名(オンライン8名)が受講し、27名が修了。事業計画作成、プレゼンテーション等、起業・創業に向けてのスキルの習得とともに、ネットワークを構築できる場を受講生に提供した。 今後とも、対象者のニーズ把握を行い、内容の充実に努めたい。	「しまね起業家スクール実行委員会」(構成団体:島根県商工会連合会、島根県商工会議所連合会、島根県信用保証協会、公益財団法人しまね産業振興財団、島根県)を組織し、実行委員会から運営団体に委託する方法により実施。 令和5年度もオンラインでどこからでも受講できる環境を整備する。 1. 運営団体(委託先) しまね産業振興財団 2. 開催日時 6月10日(土)~10月14日(土)(全12回) 3. 会場 テクノアークしまね ※オンライン受講可 4. 講師 NPO法人祭プラス 桑谷 謙吾 など 5. 内容 各回のテーマ:「マーケティングの基礎」、「ビジネスプランシートの作成」、「ビジネスプラン発表会」など 6. 受講料 一般:7,000円 学生:4,000円
		中小企業等経営革新支援 (中小企業課)	経営革新計画の策定にあたっての相談、計画の承認、承認後に各種の支援策の紹介を通じて経営革新の支援の実施 中小企業者等が、商工会議所、商工会等の助言・支援を受けて、当該企業独自の経営革新計画を策定し、県がその計画を承認 承認後、当該企業は低利融資等の支援策を受けながら、上記計画を実行 承認から1~2年以内に、県は、当該企業の状況調査を行い、計画の実効性が高まるよう助言等を実施 また適宜、他の支援機関と連携しながら、企業の相談に応じ、企業の経営力の向上に資するよう助言・支援	・対象者 経営革新(新商品や新役務の開発等、商品の新たな生産等の方式の導入)に取り組もうとする中小企業者等。 ・計画承認申請の受付期間 随時	令和4年度の承認件数は前年度の91件から減少し24件で、年間の目標件数である50件を下回った。 今後も継続して新たな案件の掘り起こしを行っていく必要がある。	・対象者 経営革新(新商品や新役務の開発等、商品の新たな生産等の方式の導入)に取り組もうとする中小企業者等。 ・計画承認申請の受付期間 随時
		事業継続力強化アドバイザー派遣事業 (中小企業課) (土木総務課)	経営力の強化や事業承継などについて、経営に関する専門的なアドバイスを必要としている中小企業者にアドバイザーを無料で派遣	実施機関 商工会議所、商工会連合会 異分野進出や経営改善及び事業承継に係る取組について支援を行う。 派遣実績 派遣先企業数 216件(延べ派遣件数774回) うち建設業対策分 14件(延べ派遣件数37回)	各企業の課題に応じた専門家の派遣により、効果的かつ計画的な経営改善への取組みを支援することができた。 建設業の異分野進出や経営改善等に貢献した。 近年、事業者が抱える課題も多様化してきており、事業の成長発展への支援のみならず、技術・ノウハウの維持・向上、安定的な雇用の維持等に取り組む事業の持続的発展への支援を図っていく。	実施機関 商工会議所、商工会連合会 異分野進出や経営改善及び事業承継に係る取組について支援を行う。
		担い手育成緊急地域対策事業 (農山漁村振興課)	経営の零細な農家が多く占める地域(担い手育成緊急地域)の活性化を図るため、経営構造コンダクターを配置するとともに、新規作物や新技術の導入等、農業経営の改善に向けた取り組みの実施	1. 経営構造コンダクターの委嘱 コンダクターの委嘱 1人 活動日数 69日/年 経費負担 コンダクターの person 費及び活動経費を負担 2. 実証ほの設置 2カ所	経営改善を目指した生産技術の向上や収量の安定確保等の指導を行った。 しかし、安定経営に向けた生産量を確保できていないことから、今後も、技術指導等に取り組む、経営改善に向けた支援を進めていく。	1. 経営構造コンダクターの委嘱 コンダクターの委嘱 1人 活動日数 108日/年 経費負担 コンダクターの person 費及び活動経費を負担 2. 実証ほの設置 2カ所

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
46	⑥隣保館活動への支援及び相談機能の充実	同和対策推進事業 (人権同和対策課)	隣保館の運営及び整備に要する経費の一部補助 隣保館が設置されていない地域での生活相談等へ対応するための経費の一部補助	隣保館の運営及び整備に要する経費の一部補助 隣保館が設置されていない地域での生活相談等へ対応するための経費の一部補助。	運営費補助により、市町村が隣保館等で行う隣保事業の円滑な運営や事業の充実等に大きく寄与した。	隣保館の運営及び整備に要する経費の一部補助 隣保館が設置されていない地域での生活相談等へ対応するための経費の一部補助。
47	⑦「えせ同和行為」の排除	えせ同和行為対策事業 (県警組織犯罪対策課)	えせ同和行為対策関係機関との連携強化、及びえせ同和行為の排除に関する広報・相談活動の実施	<p>1 公益財団法人島根県暴力追放県民センターや関係機関との一層の連携強化と情報交換の推進</p> <p>・(公財)島根県暴力追放県民センターと随時情報交換を実施した</p> <p>2 懇切丁寧な相談対応と違法行為に対する徹底した取締り</p> <p>・えせ同和関係の相談及び事件の認知なし</p> <p>3 被害防止を目的とした講習会開催の推進と広報活動の強化</p> <p>・不当要求防止に関する講演会等、37回実施、771人が受講</p>	<p>関係機関との情報交換を実施し、特に行政機関を対象とする各種講習会等において、アンケート調査結果及びえせ同和行為被害の類型を説明し、不当要求行為等への対応要領の指導を行うことで、えせ同和行為への対策を図った。</p> <p>今後も引き続き、関係機関と緊密に連携して有益な情報交換を行い、講習会等の開催を推進して、えせ同和行為の認知度を高め、対応要領を向上させることで被害防止に努める。</p>	<p>1 公益財団法人島根県暴力追放県民センターや関係機関との一層の連携強化と情報交換の推進</p> <p>2 懇切丁寧な相談対応と違法行為に対する徹底した取締り</p> <p>3 被害防止を目的とした講習会開催の推進と広報活動の強化</p>
		えせ同和行為の排除 (人権同和対策課)	えせ同和行為排除についての協力依頼	年度当初、各市町村や庁内各課に対して、排除に向けて適切に対処されるように依頼する。また、関係機関(法務局、警察本部、弁護士会等)による連絡会に参加し、排除に向けて取り組む。	排除について適切に対処しているところではあるが、今後も各市町村や庁内各課に対して引き続き啓発を継続していく。 (本課への報告件数) H28-5件、H29-0件、H30-0件、R1-1件、R2-2件、R3-1件、R4-1件	年度当初、各市町村や庁内各課に対して、排除に向けて適切に対処されるように依頼する。また、関係機関(法務局、警察本部、弁護士会等)による連絡会に参加し、排除に向けて取り組む。

人権施策推進計画 R4年度事業実施状況及びR5年度事業実施計画報告書

Ⅱ 各人権課題に対する取組

6. 外国人

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
48	①外国人住民の人権を尊重する啓発の推進	人権ユニバーサル事業 (人権同和対策課)	平成28年度新規事業。東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした人権尊重社会実現に向けた取り組みの展開	人権ユニバーサル事業 ・外国人の人権を考えるつどい 期日:令和4年10月16日(日) 場所:雲南市加茂文化ホールラメール 内容:多文化ステージ(よしとさん、雲南市在住の外国人のみなさん)外国人の人権を考える集い	様々な人権問題に関する偏見や差別を解消し、共生社会の実現を目指すため、県民に人権を身近なものとして考えてもらう機会となった。	今年度は他の人権課題をテーマとして実施するため、「外国人の人権」をテーマとした人権ユニバーサル事業は実施しない。
		差別解消に向けた教育・啓発の推進 (教育指導課)	研修及び平素の教育活動のなかで実施	1. 各種研修等を通して、外国人児童生徒等が直面する諸問題に対する理解を深め、共生社会の実現に向けて、学習指導や生徒指導の両面での指導力の向上をより図った。 2. 教科指導やホームルーム活動の中で、人権尊重の精神を基盤にした国際理解教育を進めるよう、各種研修において教職員を支援した。 3. 新型コロナウイルス感染症について留意し、これまで交流してきた現地の高校生等とオンライン会議で交流したり、大学生の留学生と交流したりすることで、国際理解教育を一層進めるよう促した。	1. 研修等を実施し、内容を改善しながら、共生社会の実現を目指し、今後も継続した指導の積み重ねが必要である。 2. 研修等をおとして教員の理解と指導力向上を図ったが、今後も内容の充実を検討しながら継続する必要がある。 3. オンライン会議による交流、大学生の留学生との交流を通して、外国の文化や外国人に対する理解が深まった。今後も継続していく必要がある。	1. 各種研修等を通して、外国人児童生徒等が直面する諸問題に対する理解を深め、共生社会の実現に向けて、学習指導や生徒指導の両面での指導力の向上をより図っていくことを目指す。 2. 教科指導やホームルーム活動の中で、人権尊重の精神を基盤にした国際理解教育を進めるよう、各種研修において教職員を支援していく。 3. これまで交流してきた現地の高校生等とオンライン会議で交流したり、大学生の留学生と交流したりすることで、国際理解教育を一層進めるよう促す。
		しまね多文化共生推進事業 (文化国際課)	県内の外国人住民の増加に伴い、外国人住民との共生社会を目指すための事業の実施	1. 多文化共生意識の醸成 (1)日本人住民向け多文化共生セミナーの実施 開催実績:4箇所(参加者:143人) (2)外国人住民向け多文化共生イベントの実施 開催実績:3箇所(参加者:217人) 2. 日本語学習の環境整備 (1)日本語教室の運営支援(日本語教室MAP&日本語学習ナビの作成) (2)日本語学習環境の充実(訪問型・オンライン型日本語教室の開催) ボランティア養成講座参加者:42人 訪問型日本語教室学習者:50人 オンライン型日本語教室学習者:49人 (3)やさしい日本語普及事業(研修会) 開催実績:19件 災害時外国人サポーター養成講座の実施 開催実績:2箇所(参加者:39人)	イベントの開催等を通じて、関係機関や参加者に対し、外国人住民への差別・偏見解消のための理解推進を図った。今後も、あらゆる機会を通じて理解啓発活動を充実させる必要がある。 当該年度の日本語教室開設状況をとりまとめ、情報提供に努めた。また、地域訪問型日本語教室や、やさしい日本語の普及事業を実施した。 今後もこのような取組を充実させていく必要がある。 外国人住民の防災意識の向上とともに、災害時外国人サポーター登録者の増員のため、研修会を開催した。 今後も研修会を開催し、同サポーターの増員を図っていく必要がある。	1. 多文化共生意識の醸成 (1)日本人住民向け多文化共生セミナーの実施 (2)外国人住民向け多文化共生イベントの実施 2. 日本語学習の環境整備 (1)日本語教室の運営支援(日本語教室MAP&日本語学習ナビの作成) (2)日本語学習環境の充実(訪問型・オンライン型日本語教室の開催) (3)やさしい日本語普及事業(研修会) 災害時外国人サポーター養成講座の実施
49	②外国人住民が暮らしやすい地域づくりの推進	しまね多文化共生推進事業 (文化国際課)	県内の外国人住民の増加に伴い、外国人住民との共生社会を目指すための事業の実施	1. 多文化共生意識の醸成 (1)日本人住民向け多文化共生セミナーの実施 開催実績:4箇所(参加者:143人) (2)外国人住民向け多文化共生イベントの実施 開催実績:3箇所(参加者:217人) 2. 日本語学習の環境整備 (1)日本語教室の運営支援(日本語教室MAP&日本語学習ナビの作成) (2)日本語学習環境の充実(訪問型・オンライン型日本語教室の開催) ボランティア養成講座参加者:42人 訪問型日本語教室学習者:50人 オンライン型日本語教室学習者:49人 (3)やさしい日本語普及事業(研修会) 開催実績:19件 災害時外国人サポーター養成講座の実施 開催実績:2箇所(参加者:39人)	イベントの開催等を通じて、関係機関や参加者に対し、外国人住民への差別・偏見解消のための理解推進を図った。今後も、あらゆる機会を通じて理解啓発活動を充実させる必要がある。 当該年度の日本語教室開設状況をとりまとめ、情報提供に努めた。また、地域訪問型日本語教室や、やさしい日本語の普及事業を実施した。 今後もこのような取組を充実させていく必要がある。 外国人住民の防災意識の向上とともに、災害時外国人サポーター登録者の増員のため、研修会を開催した。 今後も研修会を開催し、同サポーターの増員を図っていく必要がある。	1. 多文化共生意識の醸成 (1)日本人住民向け多文化共生セミナーの実施 (2)外国人住民向け多文化共生イベントの実施 2. 日本語学習の環境整備 (1)日本語教室の運営支援(日本語教室MAP&日本語学習ナビの作成) (2)日本語学習環境の充実(訪問型・オンライン型日本語教室の開催) (3)やさしい日本語普及事業(研修会) 災害時外国人サポーター養成講座の実施

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
50	③外国人住民のための労働環境の整備	外国人材雇用情報提供窓口 (雇用政策課)	外国人材の雇用が適正に行われるよう企業等に対する情報提供を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・県内企業等からの外国人材の雇用に関する相談対応 相談件数 55件 ・外国人材の雇用に関するセミナーや出前講座の実施 外国人も日本人も活躍できる職場づくりオンラインセミナー(9/15) 参加者 42名 出前講座 3回 ・県内企業等を対象とした外国人の雇用に関するアンケート調査の実施 	コロナ禍における水際対策が緩和されたことにより、外国人材の新規受け入れの増加が見込まれる。また、技能実習・特定技能の両制度については制度の見直しが検討されている。引き続き、外国人材の雇用が適正に行われるよう、外国人材雇用情報提供窓口を通じた情報提供を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・県内企業等からの外国人材の雇用に関する個別相談 ・外国人材の雇用に関するセミナーや出前講座
51	④外国人住民のための相談体制の充実	しまね多文化共生推進事業 (文化国際課) 【再掲】	県内の外国人住民の増加に伴い、外国人住民との共生社会を目指すための事業の実施	<ol style="list-style-type: none"> 1. 外国人地域サポーターの配置 <ul style="list-style-type: none"> ・サポーター数:7市に配置、13個人・団体に委嘱(うち外国人住民2人) ・活動実績:759件 ・活動内容:情報提供、現状・ニーズ把握、相談窓口の紹介、同行支援等 2. 多言語による相談体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・相談コーディネーター1名、相談員による対応(5言語)(英語、中国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語) ・専門家(弁護士・臨床心理士等)による個別相談の実施 ・医療通訳を養成・確保 ・三者通話システムの使用により21言語に対応 ・利用実績:2,308件 	<p>複雑・深刻な内容の相談が増えており、外国人地域サポーターと市町村・関係機関との連携により支援を行った。 今後も地域と密着した支援が必要である。</p> <p>外国人住民の増加・定住化に伴い、増加・複雑化する相談に対応するため、三者通話システムを20言語対応とするなど相談体制の充実に取り組んだ。 今後も外国人住民への支援体制を強化するため、相談体制・機能の充実を図っていく必要がある。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 外国人地域サポーターの配置 2. 多言語による相談体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・相談コーディネーター1名、相談員による対応(5言語)(英語、中国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語) ・専門家(弁護士・臨床心理士等)による個別相談の実施 ・医療通訳を養成・確保 ・三者通話システムの使用により21言語に対応

人権施策推進計画 R4年度事業実施状況及びR5年度事業実施計画報告書

II 各人権課題に対する取組

7. 患者及び感染者等

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
52	①ハンセン病回復者の支援とハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発の推進	ハンセン病に関する普及啓発事業 (健康推進課)	ハンセン病にかかる普及啓発活動	啓発リーフレットの作成・頒布。図書館や県庁ロビー、人権フェスティバルでの啓発展示、元患者家族に対する補償金相談窓口の設置 小学校高学年を対象とした副読本の配布	ハンセン病問題への正しい理解はある程度広まってはいるものの、さらに広げ、かつ深めるため、鳥根県藤楓協会と協働して普及啓発活動を引き続き行うとともに、市町村との連携を図ることや民間団体への支援によって、より効果的な普及啓発ができる体制づくりを進める必要がある。	啓発リーフレットの作成・頒布。図書館や県庁ロビー、人権フェスティバルでの啓発展示、元患者家族に対する補償金相談窓口の設置。 県民を対象とした長島愛生園訪問研修を実施し、隔離の歴史と人権について学ぶ機会を企画、実施。 小学校高学年を対象とした副読本の配布
53	②HIV感染者等に対する偏見や差別を解消するための教育・啓発の推進	エイズ対策特別促進事業 (感染症対策室)	エイズに対するいたづらな不安や偏見・差別を払拭し、正しい理解と認識を深めるための啓発事業の実施	1. 世界エイズデーキャンペーン(12月1日) 対象者: 県民一般 内容: 街頭キャンペーン、リーフレットの配布、無料の相談及び検査	保健所における検査件数は、年間130件前後と横ばいを推移し、また無料相談件数も横ばいを推移している。HIV感染症は無症候期の長い慢性感染症であるため、長い間感染に気づかない方や検査機会を逃している方が多くいることが推定されている。 HIV感染症は、早期発見・早期治療を行うことでエイズの発症を抑えることができるため、必要な方に検査を受けてもらう啓発が必要である。	世界エイズデーキャンペーン(12月1日) 対象者: 県民一般 内容: 街頭キャンペーン、リーフレットの配布、無料の相談及び検査
				2. HIV検査普及週間(6月1日～7日) 対象者: 県民一般 内容: 普及週間に合わせた無料の相談及び検査		HIV検査普及週間(6月1日～7日) 対象者: 県民一般 内容: 普及週間に合わせた無料の相談及び検査
		性感染症やエイズ予防に対する啓発活動 (保健体育課)	性感染症(エイズを含む)に対する正しい理解と認識を深めるための研修	○健康教育研修・・・対象: 小、中、高、特別支援学校の学校保健担当教員(松江、出雲、隠岐教育事務所管内、松江、出雲、隠岐地区の県立学校) ○養護教諭研修・・・対象: 小、中、高、特別支援学校の養護教諭(浜田、益田教育事務所管内、大田市以西の県立学校) 内容: 「性に関する指導の手引」や「学校保健計画策定の手引～しまねっ子元気プラン～」等資料の周知・啓発を行う。	「学校保健計画策定の手引～しまねっ子元気プラン～」に基づき、教員を対象とする研修において、県教育委員会が作成した「性に関する指導の手引」等や「教職員のための指導の手引～UPDATE!エイズ・性感染症～」(公財・日本学校保健会)の活用を呼びかけている。性感染症(エイズを含む)に対する正しい理解と認識を深めるために引き続き学校へ周知・啓発を行う。	○健康教育研修・・・対象: 小、中、高、特別支援学校の学校保健担当教員(浜田、益田教育事務所管内、大田市以西の県立学校) ○養護教諭研修・・・対象: 小、中、高、特別支援学校の養護教諭(隠岐、松江、出雲教育事務所管内、松江、出雲、隠岐地区の県立学校) 内容: 「性に関する指導の手引」や「学校保健計画策定の手引～しまねっ子元気プラン～」等資料の周知・啓発を行う。
54	③感染症に関する正しい知識の普及・啓発の推進	感染症予防体制整備事業 (感染症対策室)	感染症の患者に良質かつ適正な医療を提供することで、患者の早期の社会復帰を図る	結核予防週間(9月24日～30日) 対象者: 県民一般 内容: ポスターやリーフレット等の資料配布、テレビ・ラジオ・新聞等の媒体を活用した啓発の実施	県内の新規結核患者は、65歳以上の高齢者が多く、外国出生者の割合が増えている。結核に対する正しい知識や感染拡大防止対策を啓発することで、患者の早期発見・早期治療につなげる。また、外国籍患者へはやさしい日本語等を活用し、早期受診や治療等の理解促進に努める。	結核予防週間(9月24日～30日) 対象者: 県民一般 内容: ポスターやリーフレット等の資料配布、テレビ・ラジオ・新聞等の媒体を活用した啓発の実施
				肝臓週間(7月25日～7月31日) 対象者: 県民一般 内容: 肝炎各種啓発広報 肝炎無料検査(委託医療機関実施、保健所実施) 肝炎相談(保健所実施)	ウイルス性の肝炎については、肝硬変や肝がんに進行しないよう、早期発見により治療につなげる必要がある。そのため、誰もが一生に一度は検査を受けていただくよう周知する。また、感染者に対する差別をなくすため、ウイルス性肝炎についての正しい知識の普及啓発を図る。	肝臓週間(7月24日～7月30日) 対象者: 県民一般 内容: 肝炎各種啓発広報 肝炎無料検査(委託医療機関実施、保健所実施) 肝炎相談(保健所実施)
				感染症患者の治療に係る医療費の公費負担 対象者: 感染症患者 内容: 入院勧告患者、宿泊療養者、自宅療養者への公費負担 結核医療の公費負担	感染症患者に対する医療費の公費負担を適切に実施する。	感染症患者の治療に係る医療費の公費負担 対象者: 感染症患者 内容: 入院勧告患者、宿泊療養者、自宅療養者への公費負担 結核医療の公費負担

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
55	④難病患者等への支援	講演会開催・難病医療研修事業(難病患者に対する正しい知識の啓発) (健康推進課)	難病フォーラム	○難病フォーラム 新型コロナウイルス感染症の影響により、延期	・地域住民及び関係者と協働で企画・開催。 ・毎年開催地域を変えて実施している。多くの人に難病の正しい理解を深めてもらう事業として定着しており、引き続き継続して実施することが必要である。	浜田圏域での開催を検討する。 対象者:120名程度(一般住民、難病患者・家族、ボランティア、保健医療福祉関係者等)
			難病医療研修事業	○難病医療研修事業 対象:医療関係者 日時:①令和4年10月～11月中旬 Web開催 ②令和5年2月～3月 Web開催 ③令和4年8月4～5日、8月18～19日 ④令和5年1月初旬～2月中旬 Web開催 場所:国立病院機構松江医療センター等 内容:難病に関する専門研修	医療関係者に対して難病に関する基礎知識及び制度等についての研修会を開催。病棟実習も実施。 今後も最新の知見について習得する場を確保する必要がある。	○難病医療研修事業 対象:医療関係者 日時:①令和5年10月 ②令和6年2月～3月 ③令和5年10月 ④令和6年1月 場所:国立病院機構松江医療センター等 内容:難病に関する専門研修
56	⑤インフォームド・コンセントの普及	医療安全支援センター事業 (医療政策課)	医療に関する相談や医療安全に関する情報提供、医療安全に関する研修の実施など、医療安全に関する意識啓発の実施	患者・住民からの苦情や相談への対応	苦情と相談をあわせ153件に対応した。	患者・住民からの苦情や相談への対応
				医療安全施策の普及・啓発 医療安全研修会の開催 令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止	平成19年度から毎年開催(令和2年度・令和4年度はコロナのため中止)。 これまでの研修会の実施を通じて、普及啓発をすることができた。 今後も継続した取り組みが必要である。	医療機関等に対して医療安全に関する研修の実施など、医療安全に関する意識啓発の実施

人権施策推進計画 R4年度事業実施状況及びR5年度事業実施計画報告書

Ⅱ 各人権課題に対する取組

8. 犯罪被害者とその家族

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
57	①犯罪被害者等に対する理解の増進	被害者支援講演会の開催 (環境生活総務課) (県警広報県民課)	犯罪被害者等の置かれている状況について県民の理解と配慮の促進を図るため、犯罪被害者等による講演会の開催	(1) 被害者支援を考える講演会 島根被害者サポートセンター主催 島根県・松江市・島根県警察後援 日時:11月12日(土) 場所:県民会館 講師:中谷 加代子氏 参加人数:約70人 (2) 被害者支援専科における講演 日時:9月13日(火) 場所:県警察学校 講師:一井 彩子氏 参加人数:約20人 (3) 島根大学の学生を対象とした講義(オンライン開催) 日時:5月17日(火) 講師:江角 弘道氏、由利子氏 参加人数:約60人 (4) 中学・高校生に対する「命の大切さを学ぶ教室」 開催15校(県内中学校11校、高等学校4校)	犯罪被害者等の置かれている状況について、県民の理解を深めるため、犯罪被害者等の声に耳を傾けることは重要であり、講演会の開催を通じて、社会全体で被害者を支える気運の醸成を図った。 今後も被害者等の講演会や中高生を対象として「命の大切さを学ぶ教室」等の被害者支援講演会を開催するため、令和4年度は各中学・高校に希望調査を行い、年間の計画を策定した。	(1) 被害者支援協議会総会における講演 日時:7月12日(水) 場所:島根県市町村振興センター 講師:中江 美則氏 参加人数:約50人 (2) 被害者支援を考える講演会 島根被害者サポートセンター主催 島根県・松江市・島根県警察後援 日時:11月3日(金) 場所:県民会館 講師:則竹 嵩智氏 参加人数:約70人 (3) 被害者支援専科 日時:8月下旬 場所:県警察学校 DVD視聴 参加人数:10人 (4) 島根大学の学生を対象とした講義 日時:5月24日(水) 講師:江角 弘道氏、由利子氏 参加人数:約70人 (5) 中学・高校生に対する「命の大切さを学ぶ教室」 県内中学校、高等学校15校で実施予定
		犯罪被害者週間における啓発活動の実施 (環境生活総務課) (県警広報県民課)	「犯罪被害者週間」において、被害者支援に対する県民の理解を深めるための啓発事業を集中的に実施	1 啓発パネルの展示(警察署・役場・各種会合等) ・5/17～6/12 「命の絆展」(島根大学附属図書館) ・11/7～11/24 犯罪被害者支援パネル展示(県庁ロビー) ・11/25～12/1 犯罪被害者支援パネル展示(いきいきプラザ島根) ※県と県警で共同実施 2 街頭啓発活動の実施(各駅・大型ショッピング施設等) 11月25日、26日 イオン松江店において実施 県と県警で共同実施 3 その他 各種広報媒体を活用した広報を実施	啓発パネルの展示、街頭啓発活動などの広報活動により県民の理解を深めるための啓発を行った。今後も広く県民の理解を深めるため、犯罪被害者週間期間中に東西部の偏りの無い開催に努める。	1 啓発パネルの展示(警察署・役場・各種会合等) ・6/5～6/16 「命の絆展」(島根大学附属図書館) ・11/3～11/22 犯罪被害者支援パネル展示(県庁ロビー) ・日程未定 犯罪被害者支援パネル展示(いきいきプラザ島根) ・日程未定 犯罪被害者支援パネル展示(運転免許センター) 県と県警で共同実施 2 街頭啓発活動の実施(各駅・大型ショッピング施設等) 県と県警で共同実施予定 3 その他 各種広報媒体を活用した広報を実施

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
58	②犯罪被害者等に対する支援の推進	各種相談窓口の広報・周知 (環境生活総務課) (県警広報県民課)	犯罪被害者等に対する総合窓口や各種相談窓口の広報・周知により、利用の促進	1 テレビ、ラジオ、新聞、メールマガジン等、様々な広報媒体の活用による窓口広報 県警ホームページ、ケーブルテレビCM、Youtube島根県警察公式チャンネル等活用 県と県警で共同実施 2 リーフレット等の関係機関への配布 3 犯罪被害者週間における街頭での広報活動 (大型ショッピング施設等) 11月25日、26日 イオン松江店において実施(再掲) 県と県警で共同実施 4 警察音楽隊コンサートにおける広報 未実施	様々な機会を通じて、消費とくらしの安全室に設置の犯罪被害者等支援総合窓口ほか、各種相談窓口を広報・周知しており、今後も継続して実施する。	1 テレビ、ラジオ、新聞、メールマガジン等、様々な広報媒体の活用による窓口広報 ※県と県警で共同実施 2 リーフレット等の関係機関への配布 3 犯罪被害者週間における街頭での広報活動 (大型ショッピング施設等) 4 警察音楽隊コンサートにおける広報
		犯罪被害者等への支援活動の推進 (県警広報県民課)	捜査過程における犯罪被害者等の経済的・精神的負担を軽減するため、各種施策の推進	1. 被害者支援要員による各種支援活動の実施 145件 2. 犯罪被害者等へのカウンセリング等支援の実施 部外カウンセラーによるカウンセリング支援: 8件4人 精神科医等による診療支援: 4件1人 3. 初診料、診断書料等の公費支出 32件 4. 司法解剖遺体の搬送に係る費用の公費支出 0件 5. 司法解剖遺体の遺体修復の公費支出 0件 6. 犯罪発生直後の一時避難場所の確保 0件 7. ハウスクリーニングに係る費用の公費支出 0件 8. 「被害者の手引」等の交付による情報提供活動 令和4年度版の手引(犯罪被害者用: 200部、交通事故被害者用: 200部)を作成し、各署へ配布 9. 警察署における霊安室備品等の整備 ・遺品、被害品還付時の精神的負担に配慮した紙袋の配備 ・遺体修復、遺体引き渡し前に要する消耗品等の配備 10. 性犯罪被害者用代替着の整備 捜査第一課強行犯係において購入、配備 11. 再被害防止資器材の活用による安全確保 被害者支援用防犯ブザー付き携帯電話の配備	犯罪被害者等の経済的・精神的負担を軽減するための各種施策を推進した。 今後も継続して支援活動を推進し、捜査過程における犯罪被害者等の経済的・精神的負担の軽減を図る。	1. 被害者支援要員による各種支援活動の実施 2. 犯罪被害者等へのカウンセリング等支援の実施 3. 初診料、診断書料等の公費支出 4. 司法解剖遺体の搬送に係る費用の公費支出 5. 司法解剖遺体の遺体修復の公費支出 6. 犯罪発生直後の一時避難場所の確保 7. ハウスクリーニングに係る費用の公費支出 8. 「被害者の手引」等の交付による情報提供活動 令和5年度版手引(犯罪被害者用: 200部、交通事故被害者用: 200部、性犯罪被害者用100部)作成予定 9. 警察署における霊安室備品等の整備 返納用紙袋、遺体修復用消耗品等の配備 10. 性犯罪被害者用代替着の整備 捜査第一課強行犯係において購入、配備 11. 再被害防止資器材の活用による安全確保 被害者支援用防犯ブザー付き携帯電話貸出し
		犯罪被害者等への心情を理解するため、警察職員に対する教養や研修の実施	1. 被害者支援専科の実施 9月12日(月)～9月16日(金)(5日間、入校者10人) 2. 各種専科、研修での講義 ・駐在所スキルアップ研修 4月27日(水) ・被害者支援要員等研修会 7月1日(金) ・警備任用科 8月30日(火) ・刑事任用科 9月8日(木) ・性犯罪捜査専科 12月12日(月) ・生安任用科 12月12日(月) ・交通任用科 12月14日(水) 3. 被害者支援連絡協議会による活動 7月21日(木)	犯罪被害者等による講演会を開催し、警察に対する思いや要望を聞くなど理解を深めた。今後も専科等において犯罪被害者等による講演会を開催するなど、教養や研修に努める。	1. 被害者支援専科の実施 8月21日(月)～8月25日(金)(5日間、入校者10人) 2. 各種専科、研修での講義 各種任用科等での講義 3. 被害者支援連絡協議会による活動 総会の開催(7月12日(水))	

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
58		犯罪被害者等見舞金制度 (環境生活総務課 消費とくらしの安全室)	故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族、又は重傷病や精神疾患を負った犯罪被害者に対し、経済的負担の軽減を図るための見舞金を支給する。 (1) 対象となる犯罪 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪にあたる行為(過失犯は除きます。※令和4年4月1日以降に発生した犯罪被害に限りませす。) (2) 給付要件 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時に於いて、島根県内に住所を有する犯罪被害者又はご遺族 (3) 見舞金の種類 ● 遺族見舞金・給付額 30万円 ● 重傷病見舞金・給付額 10万円 ● 精神療養見舞金・給付額 5万円 (4) 実施主体 島根県環境生活部環境生活総務課消費とくらしの安全室	犯罪被害者等見舞金制度の適切な運用	申請の際には審査を行い適切に給付した。 今後も申請の際は適切な給付に努める。	申請があれば審査を行い適切に給付する。
59	③犯罪被害者等に対する支援のための体制整備の推進	関係機関・団体との連携強化 (環境生活総務課) (県警広報県民課)	民間支援団体に対する支援 関係機関・団体との連携強化	1. 民間被害者支援団体「島根被害者サポートセンター」に対する犯罪被害者等が途切れることなく支援を受けることができる体制を作るための財政的援助及び犯罪被害者の同意を得た情報提供制度の推進 ・財政的援助～被害者支援自動販売機の設置及び利用による寄付募金箱設置等による寄付 ・情報提供～5件 2. 「島根被害者サポートセンター」に対し ・犯罪被害者等支援業務を委託(環境生活総務課) ・犯罪被害者支援業務を委託(県警 広報県民課)	島根被害者サポートセンターに対し、委託料等により財政的支援を行ったほか、ボランティア養成講座へ講師を派遣するなど、人的支援を行った。「犯罪被害者等早期援助団体」として、今後も犯罪被害者等が途切れることのない支援を受けることが出来るよう、引き続き支援を行うほか、情報提供を行っていく。	1. 民間被害者支援団体「島根被害者サポートセンター」に対する犯罪被害者等が途切れることなく支援を受けることができる体制を作るための財政的援助及び犯罪被害者の同意を得た情報提供制度の推進 2. 「島根被害者サポートセンター」に対し ・犯罪被害者等支援業務を委託(環境生活総務課) ・犯罪被害者支援業務を委託(県警 広報県民課)
				1 「島根県被害者支援連絡協議会支援担当者連絡会」による情報交換 2 「島根県被害者支援連絡協議会」による情報交換 7月21日(木) 3 地域単位で設置されている「被害者支援ネットワーク」総会の開催 松江地区10月17日(月)、浜田地区11月18日(金)開催 その他は書面開催 4 市町村犯罪被害者等支援施策担当者会議 8月25日(木)	被害者支援ネットワーク78地区で総会を開催し、連携強化を図った。また、事例検討等を実施し、各関係機関との連携強化を図った。 引き続き、島根県被害者支援連絡協議会や市町村犯罪被害者等支援施策担当者会議で、関係機関の連携強化に向けた気運の醸成等を図るため、被害者遺族の講演を予定している。	1 「島根県被害者支援連絡協議会支援担当者連絡会」による情報交換 2 「島根県被害者支援連絡協議会」による情報交換 総会の開催(7月12日(水))(再掲) 犯罪被害者による講演会の開催(再掲) 3 地域単位で設置されている「被害者支援ネットワーク」総会の開催 4 市町村犯罪被害者等支援施策担当者会議

人権施策推進計画 R4年度事業実施状況及びR5年度事業実施計画報告書

Ⅱ 各人権課題に対する取組

9. 刑を終えて出所した人等

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
60	②刑を終えて出所した人の社会復帰に向けた支援体制の推進	再犯防止推進事業 (地域福祉課)	「再犯の防止の推進に関する法律」に基づき、地域の実態に応じた再犯防止等に関する施策を実施	「島根県再犯防止推進委員会」を開催し、「島根県再犯防止推進計画」の進捗状況等を把握・報告した。	島根県再犯防止推進計画の成果指標は共に目標値を達成した。 刑法犯検挙者中の再犯者数:320人(目標値:328人以下) 刑法犯検挙者中の再犯者率:43.8%(目標値47%以下) 引き続き、再犯防止の取組の進捗管理を行う。	「島根県再犯防止推進委員会」を開催し、「島根県再犯防止推進計画」の進捗状況等を把握・報告する。
		島根県地域生活定着支援センター事業 (地域福祉課)	高齢又は障がいにより自立が困難な矯正施設退所者に対して、福祉サービス等につなげることにより、地域生活への定着をはかり社会復帰に向けた支援を行う。	拘留中から帰住地調整を行う被疑者等支援業務、入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務、矯正施設退所後に行うフォローアップ業務及び相談支援業務を一体的に行い社会復帰に向けた支援を行った。	毎年度のフォローアップ業務は予定通り実施できている。 引き続き、高齢又は障がいにより自立が困難な矯正施設退所者に対して、入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務、矯正施設退所後に行うフォローアップ業務及び相談支援業務を一体的に行うことにより、社会復帰に向けた支援を行っていく必要がある。	拘留中から帰住地調整を行う被疑者等支援業務、入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務、矯正施設退所後に行うフォローアップ業務及び相談支援業務を一体的に行い社会復帰に向けた支援を行う。

人権施策推進計画 R4年度事業実施状況及びR5年度事業実施計画報告書

Ⅱ 各人権課題に対する取組

10. 性的指向、性自認等(LGBT等)

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
61	①県民に対する取組	人権ユニバーサル事業 (人権同和対策課) 【再掲】	県民に対し、講演会等を実施し、理解を深める啓発の推進	人権ユニバーサル事業 期日：令和5年2月11日(土・祝) 場所：サンラポーむらくも 内容：講演会(講師:ここいろhirosina)	LGBT等に対する周囲の理解の不足が偏見や差別の要因の一つと考えられることから、理解を深める啓発を今後も推進していく。	人権ユニバーサル事業 ・多様な性と人権を考える講演会 期日:10月6日(金) 場所:県民会館大ホール 内容:講演会(講師 仲岡しゅんさん)
		人権啓発指導者養成事業 (人権同和対策課) 【再掲】	各地域及び各種団体の指導者の養成	1 社会人権教育・啓発基礎講座 5月24日、5月31日、6月8日 雲南市 5月27日、6月3日、6月10日 江津市 2会場で3回シリーズで実施 2 社会人権教育・啓発専門講座 専門講座 6月27日、7月6日、7月19日、7月28日 出雲市 隠岐講座 9月1日、9月2日 隠岐の島町、西ノ島町(サテライト) 3 人権教育地域中核指導者養成講座 9月29日、10月18日、11月9日、12月1日 浜田市 4 人権教育地域中核指導者連絡協議会 1月27日 人権啓発推進センターからオンライン配信 5 人権教育公民館等関係者研修 10月26日 松江市 11月16日 出雲市 11月22日 大田市 9月16日 浜田市 10月6日 益田市 6 人権・同和問題を考える女性の集い 8月21日 松江市	1. 社会教育関係者のほか、行政の新規採用職員研修の一環として位置づける市町村もあり定着してきている。H26年度から県内2会場にしたところ受講者数も増えている。 2. 各市町村から参加しやすいように、県内3会場をローテーション(出雲市、大田市、浜田市)して開催している。会場地により若干参加者数に差がある。毎年、30名前後の参加者を得られるようにしたい。 3. 市町村から推薦された意欲的な受講者が揃い、地域での実践につながる充実した研修となった。 4. R4年度は、大雪のためZoomを使用して実施した。 5. R4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況が落ち着いたことから、各公民館で公民館祭りや文化祭がコロナ禍以前の開催方法で実施されたことから、開催時期によってこれらの準備のため参加が少なかった会場があった。このため、これらの開催時期を外して計画した。 6. 実行委員会形式による参加団体の主体的な運営に大きな意義があることを確認している。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、規模を縮小し島根県看護協会研修室で実施した。当日の講演、フォーラムの様子を動画にして各団体の研修を実施した。	1 社会人権教育・啓発基礎講座 5月25日、6月2日、6月9日 松江市 5月23日、5月31日、6月6日 浜田市 2会場で3回シリーズで実施 2 社会人権教育・啓発専門講座 専門講座 6月29日、7月6日、7月14日、7月27日 大田市 隠岐講座 9月6日、9月7日 西ノ島町、隠岐の島町(サテライト) 3 人権教育地域中核指導者養成講座 9月25日、10月17日、11月9日、12月5日 出雲市 4 人権教育地域中核指導者連絡協議会 1月30日 大田市 5 人権教育公民館等関係者研修 11月27日 松江市 9月20日 出雲市 9月14日 大田市 10月6日 浜田市 11月21日 益田市 6 人権・同和問題を考える女性の集い 8月20日 大田市

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
61				7 同和問題青年団体研修 12月3日 大田市	7. 参加者の意欲、学びに対する姿勢が共に前向きで、効果的な研修となっている。	7 同和問題青年団体研修 12月2日 松江市
		人権・同和問題職員等研修事業 (人権同和対策課) 【再掲】	行政関係者研修会の実施【再掲】	LGBT等への理解を深めるための島根県職員ハンドブックの作成 内容: 県職員として知っておくべき基礎的知識や日常の業務における心構え、留意事項等	県職員として、LGBT等について正しい理解と認識を深め、職場等において適切な対応や配慮ができるようハンドブックを作成し、職員ポータル及びホームページで公開した。 今後もLGBT等の方々の人権が尊重される社会の実現に向けた啓発に取り組む。	人権・同和問題職場研修推進員研修においてハンドブックの概要説明。
		パートナーシップ宣誓制度啓発事業 【新規】	性の多様性について、理解を深める啓発の推進		今年10月1日から島根県と市町村が共同で開始した「島根県パートナーシップ宣誓制度」の周知を図り、多くの県民が性の多様性について理解を深め、人権尊重の意識を高めていく。	県民やサービス提供事業者等を対象に、ポスター・チラシ・動画の作成等による広報啓発を進めていく。
62	②学校における取組	人権教育研修講座 【再掲】	学校における人権教育の推進に資する教職員研修の実施	出前講座・要請訪問において「性の多様性が認められる学校づくり」をテーマに演習を中心とした研修会を実施。 令和2年3月に発行したリーフレット「性の多様性が認められる学校づくり」をもとに校内研修用動画を作成し、DVD配布、オンデマンド配信を行った。	教職員の「性の多様性」に関わる知的理解と人権感覚を高めることをねらいとして、令和2年3月に発行したリーフレット「性の多様性が認められる学校づくり」をもとに学校などにおいて性別による区別がなされているものやことについて演習を取り入れた研修を行った。	出前講座・要請訪問において「性の多様性が認められる学校づくり」をテーマに演習を中心とした研修会を実施する。 令和2年3月に発行したリーフレット「性の多様性が認められる学校づくり」ならびに校内研修用動画「性の多様性が認められる学校づくり」をもちいた校内研修を推進する。

人権施策推進計画 R4年度事業実施状況及びR5年度事業実施計画報告書

Ⅱ 各人権課題に対する取組

11. インターネットによる人権侵害

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
63	11. インターネットによる人権侵害	情報通信メディアを利用した差別事象への対応 (人権同和対策課)	インターネットを利用した差別事象への対応	インターネットモニタリングの実施(定期的に) 市町村職員等を対象としたモニタリング研修 7月12、13日 県立大学(学生・職員)に対するモニタリング研修 6月28日(松江キャンパス)	SNS等のインターネットによる人権侵害の防止抑制に役立っており、今後も取り組んでいく必要がある。	インターネットモニタリングの実施(定期的に) 市町村職員等を対象としたモニタリング研修 7月12、13日 県立大学(学生・職員)に対するモニタリング研修 6月28日(松江キャンパス)
		人権啓発指導者養成事業 (人権同和対策課) 【再掲】	各地域及び各種団体の指導者養成	1 社会人権教育・啓発基礎講座 5月24日、5月31日、6月8日 雲南市 5月27日、6月3日、6月10日 江津市 2会場で3回シリーズで実施	1. 社会教育関係者のほか、行政の新規採用職員研修の一環として位置づける市町村もあり定着してきている。H26年度から県内2会場にしたところ受講者数も増えている。	1 社会人権教育・啓発基礎講座 5月25日、6月2日、6月9日 松江市 5月23日、5月31日、6月6日 浜田市 2会場で3回シリーズで実施
		人権啓発事業(人権同和対策課)	イベントや媒体広報など親しみやすい啓発活動の実施【再掲】	実施無し	/	実施無し
		地域行政関係者研修 【再掲】	行政関係者研修会の実施 地域行政関係者研修会 (人権同和対策課) [再掲]	新型コロナウイルス感染症の急拡大により中止 動画を制作し、オンデマンド配信	SNS等のインターネット上での人権侵害が問題となっている中で、情報モラルや人権に関する正しい知識を持ってインターネットを利用することについて情報提供を行うことが出来た。県民の関心の高いテーマでもあり、今後も研修等で取り上げる必要がある。	地域行政関係者研修において、「インターネットと人権」をテーマとした講演を実施する。

人権施策推進計画 R4年度事業実施状況及びR5年度事業実施計画報告書

Ⅱ 各人権課題に対する取組

12. 様々な人権課題

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
64	①プライバシーの保護	人権啓発ライブラリー事業 (人権同和対策課)	啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供	啓発資料の整備・提供	人権課題の解消に役立っており、今後も取り組んでいく必要がある。	啓発資料の整備・提供
65	②迷信	人権啓発ライブラリー事業 (人権同和対策課) 【再掲】	啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供	啓発資料の整備・提供	人権課題の解消に役立っており、今後も取り組んでいく必要がある。	啓発資料の整備・提供
66	③アイヌの人々	人権啓発ライブラリー事業 (人権同和対策課) 【再掲】	啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供	啓発資料の整備・提供	人権課題の解消に役立っており、今後も取り組んでいく必要がある。	啓発資料の整備・提供
67	④北朝鮮当局によって拉致された被害者等	(総務部総務課)	啓発資料・電光掲示板による周知・広報	「拉致問題に関するポスター」を、県庁及び県内市町村で継続的に掲出した。 北朝鮮人権啓発週間パネル展(県庁ほか)の実施 県民室での啓発DVD放映、啓発資料配付の実施 山陰中央新報「県民だより」へ特定失踪者の情報提供等を掲載を実施	各種活動を実施することにより、県民に対して着実な啓発を行った。 拉致問題解決に向けて、今後も継続的に取り組んでいく必要がある。	「拉致問題に関するポスター」を、県庁及び県内市町村で継続的に掲出する 北朝鮮人権啓発週間パネル展(県庁ほか)の実施 県民室での啓発DVD放映、啓発資料配付の実施 山陰中央新報「県民だより」へ特定失踪者の情報提供等を掲載を実施
			ブルーリボン運動	拉致被害者の生存と救出を信じる意思表示であるブルーリボンの着用の呼びかけを実施		拉致被害者の生存と救出を信じる意思表示であるブルーリボンの着用の呼びかけを実施
68	⑤ホームレスの人権	生活保護制度の活用 (地域福祉課)	最低生活の保障と自立助長	各市町村福祉事務所において、生活保護制度の活用により個々の状況に応じた必要な相談対応及び支援を行った。 また、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業及び一時生活支援事業と連携しての支援に取り組むほか、一時生活支援事業に関する周知を図った。	ホームレス状態であっても必要な方には生活保護の適用を行う等の対応が必要であり、今後も継続した取組を行っていく。	各市町村福祉事務所において、生活保護制度の活用により個々の状況に応じた必要な相談対応及び支援を行う。 また、引き続き、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業及び一時生活支援事業と連携しての支援に取り組むほか、一時生活支援事業に関する周知を図る。
69	⑥人身取引(トラフィッキング)事件の適切な対応	人身取引事犯対策事業 (県警生活安全企画課)	関係機関との連携の強化	①関係機関との連携強化 ②入国管理局等関係機関との連携強化と情報交換の推進	例年開催している「不法就労等外国人労働者問題地方協議会」等の会議等を通じ、入国管理局及び労働局等の関係機関と情報交換を行い、関係強化を図った。 今後も関係機関相互の連携を密にし、連携強化を図る。	①関係機関との連携強化 ②入国管理局等関係機関との連携強化と情報交換の推進
			警察職員に対する教養	①警察職員に対する指導・教養の実施 ②専科教養、巡回教養等の実施	職員に対し、被害者保護上の留意事項等、人身取引事犯に関する執務資料を作成、配布するとともに、専科等の機会を通じて教養を実施した。 人身取引事犯に対する適正な対応を図るため、今後も職員に対する指導教養を推進する。	①警察職員に対する指導・教養の実施 ②専科教養、巡回教養等の実施

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
69			広報啓発の推進	①広報啓発の推進 ②各種講演及び講演会等において、人身取引防止のための広報啓発の推進	警察庁・関係機関等で作成された人身取引に関する広報ポスター及びリーフレットを警察署へ配布し、各種講習会等における広報啓発活動に利用したほか、外国人を雇用する事業所等において、雇用主や外国人従業員に対する教養を行った。 今後もあらゆる機会、媒体を活用し、広報啓発活動を推進する。	①広報啓発の推進 ②各種講演及び講演会等において、人身取引防止のための広報啓発の推進
70	⑦日本に帰国した中国残留邦人とその家族	中国帰国者帰国後自立促進事業 (高齢者福祉課)	支援関係者、関係機関との連携の強化	・市町村援護担当課及び生活保護担当課との連携強化と、支援関係者間の情報交換の推進 ・関係市町の施行事務監査実施予定(10~12月)実地監査2箇所、書面監査1箇所 ・生活保護新任研修参加(5月)	支援給付制度は生活保護に準ずる制度であり、該当市町村の福祉事務所が所管しているため、引き続き市町村及び生活保護担当課と事務監査等を通じて連携を図り、今後も支援給付制度の適正な運用等、支援体制の強化を図っていく。	
71	⑧災害と人権	自主防災組織リーダー育成事業 要配慮者・避難行動要支援者対策事業 (防災危機管理課)	研修を通じて男女共同参画の視点にたった避難所運営や避難行動要支援者の支援体制について理解を深める	【自主防災組織リーダー育成研修】 実施日：令和4年11月12日(土)~11月13日(日) 場 所：島根県浜田合同庁舎(浜田市片庭町254) 人 数：48名 内 容：自主防災活動の指導的立場にある者を対象として、座学による知識の習得やまちあるき・災害図上訓練を実施するなど、地域の防災意識向上や自主防災活動の活性化を図ることを目的とする。 【要配慮者・避難行動要支援者実務者研修】 内容：講演、事例発表および意見交換会 日時：9月1日(木)13:00~16:30、9月2日(金)13:00~16:30 場所：松江テルサ4階大会議室、浜田ワシントンホテルプラザ2階[らん] 参加人数：111名	本研修を通して災害対応時における男女共同参画の視点の必要性や避難行動要支援者対策の進め方について理解を深めることで今後の防災人材育成および支援体制の充実を図る	【自主防災組織リーダー研修】 実施日：令和5年11月25日(土)~11月26日(日) 場 所：サンラポーむらくも(松江市) 【避難行動要支援者・個別避難計画実務研修】 年1回の開催
		しまね多文化共生推進事業 (文化国際課) 【再掲】	県内の外国人住民の増加に伴い、外国人住民との共生社会を目指すための事業の実施	災害時外国人サポーター養成講座の実施 ・開催実績：2箇所(参加者39人)	外国人住民の防災意識の向上とともに、災害時外国人サポーター登録者の増員のため、研修会を開催した。 今後も研修会を開催し、同サポーターの増員を図っていく必要がある。	災害時外国人サポーター養成講座の実施
72	⑨その他の人権課題	人権啓発ライブラリー事業 (人権同和対策課) 【再掲】	啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供	啓発資料の整備・提供	人権課題の解消に役立っており、今後も取り組んでいく必要がある。	啓発資料の整備・提供

人権施策推進計画 R4年度事業実施状況及びR5年度事業実施計画報告書

Ⅲ 施策の推進

No	基本方針	事業名	事業概要	令和4年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和5年度実施計画
73	1. 推進体制とフォローアップ	人権施策推進事業 (人権同和対策課)	人権施策推進基本方針に掲げる施策の進行管理を行うことにより、その実効性を確保し、もって、人権施策の総合的かつ効果的な推進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 「人権施策推進計画」の進行管理 前年度事業の実施状況及び今年度の事業実施計画を取りまとめて、人権施策推進協議会において報告を行った。 職場研修推進員への研修を行い、県職員全体の人権意識の向上に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 人権施策推進協議会において、各分野の有識者から意見をいただき、今後の人権施策推進の参考とした。 職場研修推進員に人権施策の理解を深めさせた。 人権問題に関する県民意識調査結果を人権施策推進基本方針の基礎資料とするとともに、効果的な研修・啓発に活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「人権施策推進計画」の進行管理 前年度事業の実施状況及び今年度の事業実施計画を取りまとめて、人権施策推進協議会において報告を行う。 引き続き、職場研修推進員への研修を充実させ、県職員全体の人権意識の向上を図る。
74	2. 国や市町村との連携・協力	関係機関との連携 (人権同和対策課)	国・市町村との連携を強化するための体制の整備	<ol style="list-style-type: none"> 国が設置する「島根県人権啓発活動ネットワーク協議会」及び「地域人権啓発活動ネットワーク協議会(県内4地域)」への参画 社会人権教育・啓発市町村との意見交換会 ・松江市・益田市・大田市・江津市・雲南市 ・奥出雲町・川本町・津和野町 ・海士町・西ノ島町 (10市町で実施) 	<ul style="list-style-type: none"> コロナの影響により協議会の開催機会が減少したものの、開催された協議会へは参画し情報共有や連携に努めている。 県の人権教育・啓発の施策を周知することができた。また各市町村の取組の成果や課題を共有し、意見・情報交換を行うことにより、顔の見える関係づくりができた。今後、市町村間の取組の格差や温度差を少なくし、やり甲斐をもって取り組める基盤整備に努めていきたい。 	<ol style="list-style-type: none"> 国が設置する「島根県人権啓発活動ネットワーク協議会」及び「地域人権啓発活動ネットワーク協議会(県内4地域)」への参画 社会人権教育・啓発市町村訪問 ・安来市・吉賀町・浜田市・邑南町・美郷町 ・出雲市・飯南町 ・隠岐の島町・知夫村 (9市町村で実施)
75	3. 民間との協働の推進	みんなで学ぶ人権事業 (人権同和対策課) 【再掲】	民間団体への委託による啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> みんなで学ぶ人権事業(NPO等民間団体委託事業) 委託団体数: 15団体(コロナにより1団体中止) 内容: 講演会、映画上映会、ワークショップ等 	<ul style="list-style-type: none"> 県民の人権意識を高める貴重な機会として、今後とも積極的に活用していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> みんなで学ぶ人権事業(NPO等民間団体委託事業) 委託団体数: 14団体 内容: 講演会、映画上映会、ワークショップ等